

## 報告 1

### 定款、業務規程及び送配電等業務指針の変更案に対する 意見募集の実施について

電気事業法の改正等に適切に対応するため、本機関の定款、業務規程及び送配電等業務指針を一部変更（別紙 2、別紙 3 及び別紙 4）するにあたり、別紙 1 により本機関ウェブサイトにて意見募集を実施する。

意見募集の期間は、別紙 1 のとおり、2023 年 12 月 13 日（水）から 2024 年 1 月 9 日（火）（28 日間）とする。

（注）今回の定款及び業務規程変更案は会員その他の電気供給事業者の事業活動に重大な影響を及ぼす事項が含まれる可能性があることに鑑み、業務規程第 6 条第 1 項の規定により、また、送配電等業務指針変更案は業務規程第 178 条第 2 項の規定により、意見募集を実施するものである。

<参考>業務規程

（意見の聴取等）

第 6 条 本機関は、理事会において会員その他の電気供給事業者の事業活動に重大な影響を及ぼす議決を行うときは、当該議決に先立ち、会員その他の電気供給事業者の意見を聴取し、原則としてその結果を公表する。

2（略）

（送配電等業務指針の変更に関する調査・検討）

第 178 条（略）

2 本機関は、理事会において送配電等業務指針の策定又は変更の議決を行おうとするときは、当該議決に先立ち、会員その他の電気供給事業者の意見を聴取し、原則としてその結果を公表する。

以上

別紙 1：定款、業務規程及び送配電等業務指針の変更案に対する意見募集について

別紙 2：定款の変更案

別紙 3：業務規程の変更案

別紙 4：送配電等業務指針の変更案

(参考)

## 定款、業務規程及び送配電等業務指針の変更について

定款、業務規程及び送配電等業務指針の変更の概要は下記のとおりとなります。

### 記

#### 1. 電気事業法・再生可能エネルギー電気特措法改正に伴う規定の変更

- ・認定整備等計画に基づく電気工作物の整備又は更新に必要な資金の貸付け、交付金交付業務の追加等に関する変更

【該当条文：定款第5条、第56条の2、第56条の4、  
第61条の2～第61条の4（変更）

業務規程第46条、第64条の2、第64条の3、第64条の7、  
第180条の2～第180条の4、  
第180条の7～第180条の15（変更）

業務規程第64条の4～第64条の6、第180条の5、  
第180条の6（新設）

送配電等業務指針第53条の2、第53条の3（変更）

送配電等業務指針第53条の4、第53条の5（新設）】

#### 2. 容量市場の実需給開始等に伴う規定の変更

- 2-1. 追加オークションの実施判断等に関する変更

【該当条文：業務規程第32条の21、第32条の23の2（変更）

送配電等業務指針第15条の7、第15条の9、第15条の10、  
第15条の10の2（変更）】

- 2-2. 容量拠出金の追加請求及び還元等に関する変更

【該当条文：定款第55条の2（変更）

業務規程第32条の41、第32条の44～第32条の48（変更）

業務規程第32条の42、第32条の43（新設）】

#### 3. 供給計画に関する規定の変更

- ・供給計画届出等に関する変更

【該当条文：業務規程第26条、第28条、第29条、第32条（変更）

業務規程第28条の2（新設）

業務規程附則（平成29年9月6日）第9条（変更）

送配電等業務指針第13条、第14条（削除）】

4. 予備電源制度に関する規定の変更

- ・予備電源制度導入に伴う変更

【該当条文：定款第7条、第43条（変更）

業務規程第33条、第36条～第39条、第44条（変更）

送配電等業務指針第21条（変更）

送配電等業務指針第17条、第18条、第22条（削除）】

5. 一般送配電事業者及び配電事業者の系統運用等に関する規定の変更

- ・調整力の調達における需給調整市場への全面移行等に伴う変更

【該当条文：業務規程第2条（変更）

送配電等業務指針第153条、第153条の2、第154条、

第155条、第165条、第169条、第170条、

第173条、第174条、第221条（変更）】

6. ローカル系統へのノンファーム型接続導入等に伴う規定の変更

- 6-1. 平常時におけるローカル系統混雑時の出力制御等に関する変更

【該当条文：送配電等業務指針第153条の2（変更）】

- 6-2. 混雑緩和希望者提起によるローカル系統増強プロセスに関する変更

【該当条文：業務規程第96条の2～第96条の5（新設）

送配電等業務指針第106条、第111条、第120条、

第122条の7（変更）

送配電等業務指針第131条の2～第131条の26（新設）】

7. 総会への政府職員の出席及び役員を選任に関する規定の変更

- ・総会への政府職員の出席に関する規定の変更

- ・役員を選任に関する規定の変更

【該当条文：定款第27条、第29条（変更）】

8. その他規定の変更

- ・補正料金算定インデックスの公表終了に伴う変更、業務効率化を目的とした手続方法の変更等

【該当条文：業務規程第51条の2、第53条、第55条、第56条の3、

第59条、第59条の2、第64条の7、第69条、

第71条、第72条、第111条、第114条、

第175条（変更）

業務規程附則（令和3年6月24日）第3条（削除）

送配電等業務指針第20条、第21条、第42条、第47条、

第74条、第81条、第83条、第85条、  
第88条、第88条の2、第96条、第99条、  
第105条、第110条～第112条、  
第120条の2、第120条の3、第122条の2、  
第122条の4、第122条の9、  
第122条の11、第123条の2、  
第123条の4、第123条の9、第182条、  
第184条 (変更)】

以 上

2023 年 12 月 13 日  
電力広域的運営推進機関

定款、業務規程及び送配電等業務指針の変更案に対する意見募集について  
(意見募集期間:2023 年 12 月 13 日(水)～2024 年 1 月 9 日(火))

本機関の定款、業務規程及び送配電等業務指針を一部変更するにあたり、意見募集を実施します。

## 1. 意見募集の趣旨

電気事業法の改正等に適切に対応するための変更です。

今回の定款及び業務規程変更案は会員その他の電気供給事業者の事業活動に重大な影響を及ぼす事項が含まれる可能性があることに鑑み、業務規程第 6 条第 1 項の規定により、また、送配電等業務指針変更案は業務規程第 178 条第 2 項の規定により、意見募集を実施するものです。

### <参考>

(意見の聴取等)

第 6 条 本機関は、理事会において会員その他の電気供給事業者の事業活動に重大な影響を及ぼす議決を行うときは、当該議決に先立ち、会員その他の電気供給事業者の意見を聴取し、原則としてその結果を公表する。

### 2 (略)

(送配電等業務指針の変更に関する調査・検討)

第 178 条 (略)

2 本機関は、理事会において送配電等業務指針の策定又は変更の議決を行おうとするときは、当該議決に先立ち、会員その他の電気供給事業者の意見を聴取し、原則としてその結果を公表する。

## 2. 意見募集の対象

今回の意見募集の対象となる、定款・業務規程・送配電等業務指針の変更箇所は以下の資料のとおりです。説明資料として、「定款、業務規程及び送配電等業務指針変更案の概要について」をご覧ください。

(1) 定款の変更案

(2) 業務規程の変更案

### (3) 送配電等業務指針の変更案

【説明資料】定款、業務規程及び送配電等業務指針変更案の概要について

### 3. 意見募集の期間

2023年12月13日（水）から2024年1月9日（火）（28日間）

### 4. 意見提出方法

ご意見は、所定の「意見提出様式」で、電子メールによる添付、もしくは郵送により提出してください。電話によるご意見はお受けいたしかねますので、あらかじめご了承ください。

#### ① 電子メールによる場合

電子メールアドレス [k-ikenboshuu@occto.or.jp](mailto:k-ikenboshuu@occto.or.jp)

電力広域的運営推進機関 総務部 意見募集係 宛

<2024年1月9日（火） 17時必着>

#### ② 郵送による場合

〒135-0061

東京都江東区豊洲 6-2-15 電力広域的運営推進機関 総務部 意見募集係

※郵送の場合は、封筒もしくはハガキに「意見募集（総務部）に対する意見提出」と朱書きいただきますようお願いいたします。

<2024年1月9日（火） 必着>

### 5. 記入事項

電子メールによる添付による場合、郵送にてお送りいただく場合、いずれの場合も以下の事項をご記入ください。

- ① 法人名又は団体名
- ② 連絡先（担当者氏名、住所、電話番号、メールアドレス等）
- ③ 意見 ※ 意見の対象となる条項番号についても記載してください。

## 【意見提出様式】

意見提出様式（定款変更案用）

意見提出様式（業務規程変更案用）

意見提出様式（送配電等業務指針変更案用）

## 6. 記入にあたっての留意事項

- 提出していただくご意見は日本語に限ります。
- 今回、意見募集対象は、上記2.に掲げる文書の内容に関するものとします。これ以外のご意見につきましては対応いたしかねますので、あらかじめご了承ください。
- ご意見は1件あたり理由も含め1,000文字以内とします。意見が1,000文字を超える場合、その内容の要旨をご意見の先頭に記載してください。

## 7. その他

- 皆様からお寄せいただいたご意見に関する個別の回答はいたしかねますので、あらかじめご了承ください。
- ご記入いただいた連絡先は、提出意見の内容に不明な点があった場合等の本機関からの連絡・確認のために利用します。
- お寄せいただいたご意見については公表する予定であり、その場合、法人または団体名に限りその名称を併せて公表させて頂く場合があります。
- 皆様からいただいたご意見につきましては、最終的な取りまとめにおける参考とさせていただきます。

## 【意見募集に関するお問い合わせ先】

電力広域的運営推進機関 総務部 意見募集係 宛

メールアドレス：[k-ikenboshuu@occto.or.jp](mailto:k-ikenboshuu@occto.or.jp)

以上

## 電力広域的運営推進機関 定款 新旧対照表

変更前（変更点に下線）	変更後（変更点に下線）
<p data-bbox="1121 216 1457 289">平成27年4月1日施行 令和5年4月3日変更</p> <p data-bbox="685 720 884 814">定款</p> <p data-bbox="483 1436 1086 1493">電力広域的運営推進機関</p>	<p data-bbox="2457 216 2852 289">平成27年4月1日施行 令和__年__月__日変更</p> <p data-bbox="2080 720 2279 814">定款</p> <p data-bbox="1878 1436 2481 1493">電力広域的運営推進機関</p>



変 更 前 (変更点に <u>下線</u> )	変 更 後 (変更点に <u>下線</u> )
<p>(変更履歴)</p> <p>平成27年4月1日施行</p> <p>平成28年4月1日変更</p> <p>平成29年3月31日変更</p> <p>平成30年4月1日変更</p> <p>令和元年7月1日変更</p> <p>令和2年2月1日変更</p> <p>令和2年5月1日変更</p> <p>令和2年7月8日変更</p> <p>令和3年2月1日変更</p> <p>令和3年4月16日変更</p> <p>令和4年2月1日変更</p> <p>令和4年4月1日変更</p>	<p>(変更履歴)</p> <p>平成27年4月1日施行</p> <p>平成28年4月1日変更</p> <p>平成29年3月31日変更</p> <p>平成30年4月1日変更</p> <p>令和元年7月1日変更</p> <p>令和2年2月1日変更</p> <p>令和2年5月1日変更</p> <p>令和2年7月8日変更</p> <p>令和3年2月1日変更</p> <p>令和3年4月16日変更</p> <p>令和4年2月1日変更</p> <p>令和4年4月1日変更</p> <p><u>令和5年4月3日変更</u></p>

変 更 前 (変更点に下線)	変 更 後 (変更点に下線)
<p>(業務内容)</p> <p>第5条 本機関は、第3条の目的を達成するため、次の各号の業務を行う。</p> <p>一～五の二 (略)</p> <p>(新設)</p> <p><u>五の三 前号に掲げる業務(以下「広域系統整備交付金交付業務」という。)を実施するため、法第28条の48第1項に規定する広域系統整備計画を策定すること。</u></p> <p>六～八 (略)</p> <p>八の二 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法(平成23年法律第108号。以下「再生可能エネルギー電気特措法」という。)第2条の2第2項に規定する供給促進交付金(以下単に「供給促進交付金」という。)、再生可能エネルギー電気特措法第15条の2第2項に規定する調整交付金(以下単に「調整交付金」という。) <u>及び再生可能エネルギー電気特措法第28条第1項に規定する系統設置交付金(以下単に「系統設置交付金」という。)の交付並びに再生可能エネルギー電気特措法第31条第1項及び第38条第1項の規定による納付金の徴収を行うこと。</u></p> <p>八の三 再生可能エネルギー電気特措法<u>第15条の13</u>の規定による解体等積立金の管理を行うこと。</p> <p>八の四～十 (略)</p>	<p>(業務内容)</p> <p>第5条 本機関は、第3条の目的を達成するため、次の各号の業務を行う。</p> <p>一～五の二 (略)</p> <p><u>五の三 法第97条第1項の卸電力取引所から法第99条の8の規定による納付を受け、法第28条の50第1項に規定する認定整備等事業者に対し、同条第2項に規定する認定整備等計画に基づく電気工作物の整備又は更新に必要な資金を貸し付けること。</u></p> <p><u>五の四 前2号に掲げる業務(以下「広域系統整備交付金交付等業務」という。)を実施するため、法第28条の48第1項に規定する広域系統整備計画を策定すること。</u></p> <p>六～八 (略)</p> <p>八の二 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法(平成23年法律第108号。以下「再生可能エネルギー電気特措法」という。)第2条の2第2項に規定する供給促進交付金(以下単に「供給促進交付金」という。)、再生可能エネルギー電気特措法第15条の2第2項に規定する調整交付金(以下単に「調整交付金」という。)、<u>再生可能エネルギー電気特措法第28条第1項に規定する系統設置交付金(以下単に「系統設置交付金」という。)及び再生可能エネルギー電気特措法第28条の2第1項に規定する特定系統設置交付金(以下単に「特定系統設置交付金」という。)の交付、再生可能エネルギー電気特措法第15条の11第2項及び第29条の2第2項の規定による返還命令等による徴収並びに再生可能エネルギー電気特措法第31条第1項及び第38条第1項の規定による納付金の徴収を行うこと。</u></p> <p>八の三 再生可能エネルギー電気特措法<u>第15条の19</u>の規定による<u>交付金相当額積立金(再生可能エネルギー電気特措法第15条の6第1項の交付金相当額積立金をいう。以下同じ。)</u>及び<u>解体等積立金(再生可能エネルギー電気特措法第15の12第2項の解体等積立金をいう。以下同じ。)</u>の管理を行うこと。</p> <p>八の四～十 (略)</p>
<p>(用語)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 この定款において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれに定めるところによる。</p> <p>一～十二 (略)</p> <p>十三 「<u>電源入札等</u>」とは、<u>将来の一定期間における需要に対する供給力が不足することが明らかになった後、入札の実施その他の方法により、発電等用電気工作物の新增設並びに当該電気工作物の維持及び運用、既存の発電等用電気工作物の維持及び運用又は休止若しくは廃止している発電等用電気工作物の再起動並びに当該電気工作物の維持及び運用を行う者その他の供給能力を有する者を募集するための仕組みをいう。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>十四 (略)</p>	<p>(用語)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 この定款において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれに定めるところによる。</p> <p>一～十二 (略)</p> <p>十三 「<u>電源入札等</u>」とは、<u>次のア及びイに掲げる仕組みをいう。</u></p> <p><u>ア 将来の一定期間における需要に対する供給力が不足することが明らかになった後、入札の実施その他の方法により、発電等用電気工作物の新增設並びに当該電気工作物の維持及び運用、既存の発電等用電気工作物の維持及び運用又は休止若しくは廃止している発電等用電気工作物の再起動並びに当該電気工作物の維持及び運用を行う者その他の供給能力を有する者を募集するための仕組み</u></p> <p><u>イ 将来の一定期間における需要に対する供給力が不足する場合に備えて、入札の実施その他の方法により、休止している発電等用電気工作物の維持及び運用を行う者を募集するための仕組み</u></p> <p>十四 (略)</p>

変 更 前 (変更点に下線)	変 更 後 (変更点に下線)
<p>(経済産業省の職員及び会員以外の電気供給事業者の出席)</p> <p>第27条 本機関の会員のほか、<u>経済産業省の職員及び会員以外の電気供給事業者</u>は、総会に出席し、意見を述べることができる。</p>	<p>(経済産業大臣が指名する政府職員及び会員以外の電気供給事業者の出席)</p> <p>第27条 本機関の会員のほか、<u>経済産業大臣が指名する政府職員及び会員以外の電気供給事業者</u>は、総会に出席し、意見を述べることができる。</p>
<p>(役員の職務及び権限等)</p> <p>第29条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第24条第1項各号に掲げるグループに属する事業者の役職員であった者が理事となるときは、<u>各グループに属する事業者の役職員であった者から1名ずつ理事を選任しなければならない</u>、同一の事業者又は兼業者の役職員であった者から2名以上、本機関の理事を選任してはならない。</p> <p>4～7 (略)</p>	<p>(役員の職務及び権限等)</p> <p>第29条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第24条第1項各号に掲げるグループに属する事業者の役職員であった者が理事となるときは、同一の事業者又は兼業者の役職員であった者から2名以上、本機関の理事を選任してはならない。</p> <p>4～7 (略)</p>
<p>(評議員会の設置)</p> <p>第43条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 評議員会は、次の各号に掲げる事項について、一定の期間ごとに確認し、必要に応じ第47条の規定により理事長に対し意見を述べる。</p> <p>一～五 (略)</p> <p>六 電源入札等による落札者等が維持し、及び運用する発電等用電気工作物の設置に係る進捗状況及び稼働状況並びに落札者等有する供給能力の確保状況</p> <p>七 (略)</p>	<p>(評議員会の設置)</p> <p>第43条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 評議員会は、次の各号に掲げる事項について、一定の期間ごとに確認し、必要に応じ第47条の規定により理事長に対し意見を述べる。</p> <p>一～五 (略)</p> <p>六 電源入札等による落札者等が維持し、及び運用する発電等用電気工作物の設置に係る進捗状況及び稼働状況、<u>落札者等有する供給能力の確保状況並びに電源入札等による落札者等有する休止している発電等用電気工作物の維持状況及び運用状況</u></p> <p>七 (略)</p>
<p>(容量拠出金)</p> <p>第55条の2 本機関は、一般送配電事業者、配電事業者又は小売電気事業者たる会員に対し、容量市場における供給力の確保に係る拠出金(以下「容量拠出金」という。)を求めることができる。</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 一般送配電事業者、配電事業者又は小売電気事業者たる会員は、第1項の規定による本機関からの容量拠出金の請求を受けてから1か月以内に容量拠出金を納入しなければならない。</p> <p>(新設)</p>	<p>(容量拠出金)</p> <p>第55条の2 本機関は、一般送配電事業者、配電事業者又は小売電気事業者たる会員に対し、容量市場における供給力の確保に係る拠出金(以下「容量拠出金」という。)を求めることができる。<u>また、本機関は、一般送配電事業者、配電事業者又は小売電気事業者たる会員に対し、容量拠出金の未回収分を含めて又は追加して請求することができる。</u></p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 一般送配電事業者、配電事業者又は小売電気事業者たる会員は、第1項の規定による本機関からの容量拠出金(容量拠出金の未回収分を含む。)の請求を受けてから1か月以内に容量拠出金を納入しなければならない。</p> <p><u>6 本機関は、第9条第3項の規定による、一般送配電事業者、配電事業者又は小売電気事業者たる会員の地位の取得が発生した場合において、その会員の地位の取得日以降、その会員の地位を対象に容量拠出金の請求が発生する場合及びその会員の地位を対象に請求を受けた容量拠出金が納入されていない場合は、その会員の地位を取得した者に対し容量拠出金の納入を求めることができる。</u></p>
<p>(地域間売買取引の決済に係る利益の納付)</p> <p>第56条の2 本機関は、<u>広域系統整備交付金交付業務</u>に要する費用に充てるため、法第99条の8の規定により、卸電力取引所から翌日市場における地域間の売買取引の決済に係る収入からその決済に要する費用を控除した金額の納付を受けるものとする。</p>	<p>(地域間売買取引の決済に係る利益の納付)</p> <p>第56条の2 本機関は、<u>広域系統整備交付金交付等業務</u>に要する費用に充てるため、法第99条の8の規定により、卸電力取引所から翌日市場における地域間の売買取引の決済に係る収入からその決済に要する費用を控除した金額の納付を受けるものとする。</p>
<p>(再生可能エネルギー利用の促進に係る納付金)</p> <p>第56条の4 本機関は、再生可能エネルギー電気特措法第31条第1項の規定により、供給促進交付金、調整交付金及び系統設置交付金の交付の業務に要する費用に充てるため、小売電気事業者、一般送配電事業者及び登録特定送配電事業者たる会員から、納付金を徴収する。</p>	<p>(再生可能エネルギー利用の促進に係る納付金)</p> <p>第56条の4 本機関は、再生可能エネルギー電気特措法第31条第1項の規定により、供給促進交付金、調整交付金、<u>系統設置交付金及び特定系統設置交付金</u>の交付の業務に要する費用に充てるため、小売電気事業者、一般送配電事業者及び登録特定送配電事業者たる会員から、納付金を徴収する。</p>

変更前（変更点に下線）	変更後（変更点に下線）
<p>2 （略） （新設）  （新設）</p>	<p>2 （略） 3 <u>本機関は、再生可能エネルギー電気特措法第15条の11第1項の規定による命令を受けた者から、同項の規定により当該者が返還又は納付を命ぜられた金額を徴収する。</u> 4 <u>本機関は、再生可能エネルギー電気特措法第29条の2第1項の規定による命令を受けた者から、同項の規定により当該者が返還を命ぜられた金額を徴収する。</u></p>
<p>（借入金及び広域的運営推進機関債） 第61条の2 本機関は、<u>法第28条の53第1項</u>の規定により、経済産業大臣の認可を受けて、金融機関その他の者から資金の借入れ（借換えを含む。）をし、又は広域的運営推進機関債（以下「機関債」という。）の発行（機関債の借換えのための発行を含む。）をすることができる。この場合において、本機関は機関債の債券を発行することができる。</p>	<p>（借入金及び広域的運営推進機関債） 第61条の2 本機関は、<u>法第28条の55第1項</u>の規定により、経済産業大臣の認可を受けて、金融機関その他の者から資金の借入れ（借換えを含む。）をし、又は広域的運営推進機関債（以下「機関債」という。）の発行（機関債の借換えのための発行を含む。）をすることができる。この場合において、本機関は機関債の債券を発行することができる。</p>
<p>（政府保証） 第61条の3 本機関は、<u>法第28条の54</u>の規定により、前条の借入れ又は機関債に係る債務について、政府の保証を求めることができる。</p>	<p>（政府保証） 第61条の3 本機関は、<u>法第28条の56</u>の規定により、前条の借入れ又は機関債に係る債務について、政府の保証を求めることができる。</p>
<p>（余裕金並びに解体等積立金及び納付金の運用） 第61条の4 本機関は、<u>法第28条の55各号</u>に掲げる方法により、業務上の余裕金を運用することができる。 2 本機関は、<u>再生可能エネルギー電気特措法第15条の15</u>の規定により、同条各号に掲げる方法に基づき、解体等積立金を運用することができ、<u>再生可能エネルギー電気特措法第41条</u>において準用する<u>再生可能エネルギー電気特措法第15条の15</u>の規定により、同条各号に掲げる方法に基づき、<u>再生可能エネルギー電気特措法第31条第1項</u>及び<u>再生可能エネルギー電気特措法第38条第1項</u>の納付金を運用することができる。 （新設）</p>	<p>（余裕金並びに<u>交付金相当額積立金</u>、解体等積立金及び納付金の運用） 第61条の4 本機関は、<u>法第28条の57各号</u>に掲げる方法により、業務上の余裕金を運用することができる。 2 本機関は、<u>再生可能エネルギー電気特措法第15条の21</u>の規定により、同条各号に掲げる方法に基づき、<u>交付金相当額積立金及び解体等積立金</u>を運用することができ、<u>再生可能エネルギー電気特措法第41条</u>において準用する<u>再生可能エネルギー電気特措法第15条の21</u>の規定により、同条各号に掲げる方法に基づき、<u>再生可能エネルギー電気特措法第31条第1項</u>及び<u>第38条第1項</u>の納付金を運用することができる。 3 <u>本機関は、再生可能エネルギー電気特措法第15条の10第1項の規定により本機関に帰属した交付金相当額積立金を、供給促進交付金、調整交付金、系統設置交付金及び特定系統設置交付金の交付の業務に要する費用に充てるものとする。</u></p>

附則（令和 年 月 日）

（施行期日）

この定款は、令和6年4月1日又は経済産業大臣の認可を受けた日のいずれか遅い日から施行する。

電力広域的運営推進機関 業務規程 新旧対照表

変更前（変更点に下線）	変更後（変更点に下線）
<p data-bbox="1062 214 1460 289">平成27年4月1日施行 令和__年__月__日変更</p> <p data-bbox="587 718 985 814">業務規程</p> <p data-bbox="480 1436 1086 1491">電力広域的運営推進機関</p>	<p data-bbox="2457 214 2855 289">平成27年4月1日施行 令和__年__月__日変更</p> <p data-bbox="1982 718 2380 814">業務規程</p> <p data-bbox="1875 1436 2481 1491">電力広域的運営推進機関</p>

変 更 前 (変更点に下線)	変 更 後 (変更点に下線)
<p>(変更履歴)</p> <p>平成27年4月1日施行</p> <p>平成27年4月28日変更</p> <p>平成27年8月31日変更</p> <p>平成28年4月1日変更</p> <p>平成28年7月11日変更</p> <p>平成29年4月1日変更</p> <p>平成29年9月6日変更</p> <p>平成30年4月1日変更</p> <p>平成30年6月29日変更</p> <p>平成30年10月1日変更</p> <p>平成31年4月1日変更</p> <p>令和元年7月1日変更</p> <p>令和2年2月1日変更</p> <p>令和2年3月30日変更</p> <p>令和2年7月8日変更</p> <p>令和2年10月1日変更</p> <p>令和3年4月1日変更</p> <p>令和3年4月16日変更</p> <p>令和3年7月1日変更</p> <p>令和4年2月1日変更</p> <p>令和4年4月1日変更</p> <p>令和4年4月1日変更</p> <p>令和4年7月5日変更</p> <p>令和5年4月1日変更</p> <p>令和5年4月3日変更</p> <p>令和5年7月1日変更</p> <p><u>令和 年 月 日変更</u></p>	<p>(変更履歴)</p> <p>平成27年4月1日施行</p> <p>平成27年4月28日変更</p> <p>平成27年8月31日変更</p> <p>平成28年4月1日変更</p> <p>平成28年7月11日変更</p> <p>平成29年4月1日変更</p> <p>平成29年9月6日変更</p> <p>平成30年4月1日変更</p> <p>平成30年6月29日変更</p> <p>平成30年10月1日変更</p> <p>平成31年4月1日変更</p> <p>令和元年7月1日変更</p> <p>令和2年2月1日変更</p> <p>令和2年3月30日変更</p> <p>令和2年7月8日変更</p> <p>令和2年10月1日変更</p> <p>令和3年4月1日変更</p> <p>令和3年4月16日変更</p> <p>令和3年7月1日変更</p> <p>令和4年2月1日変更</p> <p>令和4年4月1日変更</p> <p>令和4年4月1日変更</p> <p>令和4年7月5日変更</p> <p>令和5年4月1日変更</p> <p>令和5年4月3日変更</p> <p>令和5年7月1日変更</p> <p><u>令和 年 月 日変更</u></p> <p><u>令和 年 月 日変更</u></p>

変 更 前 (変更点に下線)	変 更 後 (変更点に下線)
<p>(用語)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 本規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ各号に定めるところによる。</p> <p>一～九 (略)</p> <p>十 「下げ代不足」とは、下げ調整力が不足し、一般送配電事業者及び配電事業者たる会員が<u>オンラインで調整ができない発電設備の出力抑制等</u>によっても電気の余剰が解消できない場合をいう。</p> <p>十一～四十五 (略)</p>	<p>(用語)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 本規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ各号に定めるところによる。</p> <p>一～九 (略)</p> <p>十 「下げ代不足」とは、下げ調整力が不足し、一般送配電事業者及び配電事業者たる会員が<u>調整力としてあらかじめ確保していない発電設備の出力抑制等</u>によっても電気の余剰が解消できない場合をいう。</p> <p>十一～四十五 (略)</p>
<p>(供給計画の案に基づく調整)</p> <p>第26条 本機関は、前条の規定により提出を受けた供給計画の案について、需給バランスの確保、周波数の維持、適切な流通設備形成の観点<u>その他送配電等業務指針</u>に定める事項を考慮の上、その内容を確認し、必要に応じ、会員に対し、期限を示した上で、供給計画の案の見直し及び見直し後の供給計画の案の再提出を求める。</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>(供給計画の案に基づく調整)</p> <p>第26条 本機関は、前条の規定により提出を受けた供給計画の案について、需給バランスの確保、周波数の維持、適切な流通設備形成の観点及び第28条の2に定める事項を考慮の上、その内容を確認し、必要に応じ、会員に対し、期限を示した上で、供給計画の案の見直し及び見直し後の供給計画の案の再提出を求める。</p> <p>2・3 (略)</p>
<p>(供給計画の取りまとめ等)</p> <p>第28条 (略)</p> <p>2 本機関は、供給計画の取りまとめに際し、<u>送配電等業務指針</u>に定める事項を考慮の上、本機関の業務の実施を通じて得られた知見に照らして、次の各号に掲げる事項について検討する。</p> <p>一～三 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>3 本機関は、需給バランス評価に当たって、必要と認めるとき、会員その他の電気供給事業者に対して、必要な情報提供その他の協力を求めることができる。</p>	<p>(供給計画の取りまとめ等)</p> <p>第28条 (略)</p> <p>2 本機関は、供給計画の取りまとめに際し、<u>次条</u>に定める事項を考慮の上、本機関の業務の実施を通じて得られた知見に照らして、次の各号に掲げる事項について検討する。</p> <p>一～三 (略)</p> <p>3 <u>需給バランス評価は、本機関が一般送配電事業者たる会員が想定する一般送配電事業者たる会員の供給区域需要及び電気事業者から提出された供給計画の供給力を基礎として、別途本機関が定め公表する需給バランス評価の方法にしたがって実施するものとする。</u></p> <p>4 本機関は、需給バランス評価に当たって、必要と認めるとき、会員その他の電気供給事業者に対して、必要な情報提供その他の協力を求めることができる。</p>
<p>(新設)</p>	<p>(供給計画の取りまとめ等における考慮事項)</p> <p>第28条の2 <u>第26条第1項の調整及び前条第2項の検討の際の会員ごとの考慮事項は次の各号に掲げるとおりとする。</u></p> <p>一 <u>一般送配電事業者及び配電事業者たる会員（配電事業者たる会員にあっては、エを除く。）</u></p> <p>ア <u>供給計画における需要想定と第23条第1項の規定により提出を受けた需要想定との間の相違の有無及び程度</u></p> <p>イ <u>需要実績の推移及び過去の供給計画の需要想定と比較した場合における、需要の変動の程度</u></p> <p>ウ <u>国の定めるガイドライン及び記載要領（以下「供給計画ガイドライン等」という。）に照らし、供給力の算定方法において著しく不合理な点があるかどうか</u></p> <p>エ <u>需給バランス評価の結果、需要に対して必要な供給力になっているかどうか</u></p> <p>オ <u>供給計画の案に記載された流通設備形成計画における設備の内容、運用の開始時期等と広域系統長期方針及び広域系統整備計画との整合性</u></p> <p>カ <u>その他電力の安定供給を確保する観点から考慮すべき事項</u></p> <p>二 <u>発電事業者及び特定卸供給事業者たる会員</u></p> <p>ア <u>供給計画ガイドライン等に照らし、供給力の算定方法における著しく不合理な点があるかどうか</u></p> <p>イ <u>発電事業者及び特定卸供給事業者たる会員の供給先である一般送配電事業者たる会員の供給</u></p>

変 更 前 (変更点に下線)	変 更 後 (変更点に下線)
	<p><u>区域の需給バランスを著しく悪化させる供給力の計画の有無</u></p> <p><u>ウ その他電力の安定供給を確保する観点から考慮すべき事項</u></p> <p><u>三 小売電気事業者及び登録特定送配電事業者たる会員</u></p> <p><u>ア 需要実績の推移及び過去の供給計画の需要想定と比較した場合における、需要の変動の程度</u></p> <p><u>イ 供給計画ガイドライン等に照らし、供給力の算定方法において著しく不合理な点があるかどうか</u></p> <p><u>ウ 需要に対して、必要な供給力が確保されているか否か</u></p> <p><u>エ 供給力に調達先未定分がある場合は調達の蓋然性（沖縄地域及びその他地域の離島等（法第2条第1項第8号イに規定する「離島等」をいう。）に限る。）</u></p> <p><u>四 送電事業者及び特定送配電事業者たる会員</u></p> <p><u>ア 供給計画の案に記載された流通設備計画において設備の内容、運用の開始時期等と広域系統長期方針及び広域系統整備計画との整合性</u></p> <p><u>イ その他電力の安定供給を確保する観点から考慮すべき事項</u></p>
<p>(供給計画の送付及び公表等)</p> <p>第29条 本機関は、<u>前条</u>の規定により取りまとめた供給計画に意見があるときは、次の各号に掲げる検討結果を反映の上、経済産業省令で定めるところにより、意見を付して、毎年3月末日までに、経済産業大臣に送付する。</p> <p>一～三 (略)</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>(供給計画の送付及び公表等)</p> <p>第29条 本機関は、<u>第28条</u>の規定により取りまとめた供給計画に意見があるときは、次の各号に掲げる検討結果を反映の上、経済産業省令で定めるところにより、意見を付して、毎年3月末日までに、経済産業大臣に送付する。</p> <p>一～三 (略)</p> <p>2・3 (略)</p>
<p>(供給計画等に関する情報の共有)</p> <p>第32条 本機関は、一般送配電事業者又は配電事業者以外の会員から供給計画の案及び供給計画の提出を受けた場合は、次の各号に掲げる情報を速やかに一般送配電事業者及び配電事業者たる会員と共有する。</p> <p>一～三 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>2 本機関は、供給計画に記載された発電所の建設計画及び休廃止計画に係る情報のうち、一般送配電事業者、送電事業者及び配電事業者たる会員による適切な流通設備計画の立案のために必要と考えられる情報を、当該一般送配電事業者、送電事業者及び配電事業者たる会員に共有する。</p> <p>3 本機関は、供給計画に記載された流通設備の建設計画に係る情報のうち、発電所の建設計画の立案に資する情報を、会員に共有する。</p> <p>4 本機関は、供給計画に記載された次の各号に掲げる情報のうち、一般送配電事業者たる会員の託送料金に係る原価の算定のために必要と考えられる情報を、当該一般送配電事業者たる会員に共有する。</p> <p>一～三 (略)</p> <p>四 発電所の開発等についての計画書</p>	<p>(供給計画等に関する情報の共有)</p> <p>第32条 本機関は、一般送配電事業者又は配電事業者以外の会員から供給計画の案及び供給計画の提出を受けた場合は、次の各号に掲げる情報を速やかに一般送配電事業者及び配電事業者たる会員と共有する。</p> <p>一～三 (略)</p> <p><u>四 調整力に関する計画書</u></p> <p><u>五 発電所発電・補修計画明細書</u></p> <p>2 本機関は、供給計画に記載された<u>発電所及び蓄電所</u>の建設計画及び休廃止計画に係る情報のうち、一般送配電事業者、送電事業者及び配電事業者たる会員による適切な流通設備計画の立案のために必要と考えられる情報を、当該一般送配電事業者、送電事業者及び配電事業者たる会員に共有する。</p> <p>3 本機関は、供給計画に記載された流通設備の建設計画に係る情報のうち、<u>発電所及び蓄電所</u>の建設計画の立案に資する情報を、会員に共有する。</p> <p>4 本機関は、供給計画に記載された次の各号に掲げる情報のうち、一般送配電事業者たる会員の託送料金に係る原価の算定のために必要と考えられる情報を、当該一般送配電事業者たる会員に共有する。</p> <p>一～三 (略)</p> <p>四 発電所<u>及び蓄電所</u>の開発等についての計画書</p>
<p>(追加オークションの実施判断)</p> <p>第32条の21 本機関は、<u>次の各号に掲げる事項を考慮の上、次年度の必要供給力にかかる追加オークションの実施の要否を判断する。ただし、本機関は、当該判断に先立ち、メインオークションの容量提供事業者に対し、容量確保契約の変更、解除又は解約を申し出るかどうかを確認するものとする。</u></p> <p><u>二 メインオークションの容量提供事業者による容量確保契約の変更、解除又は解約に伴い減少した</u></p>	<p>(追加オークションの実施判断)</p> <p>第32条の21 本機関は、次年度の必要供給力にかかる追加オークションの実施の要否を判断するために<u>調達オークションで募集する供給力と価格の関係を示した曲線（以下「調達オークション需要曲線」という。）の原案を策定する。</u></p> <p>(削る)</p>



変 更 前 (変更点に下線)	変 更 後 (変更点に下線)
<p><u>メインオークションの約定総容量</u></p> <p>二 <u>メインオークションの実需給年度における一般送配電事業者たる会員の供給区域需要の想定 増減又は予備力及び調整力の適切な水準の変更等に基づき見直した必要供給力</u></p> <p>2 本機関は、前項の規定により、<u>追加オークションを実施する必要があると判断した場合、調達オークション又はリリースオークションのいずれかを実施する。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>3 本機関は、前項の規定により、<u>追加オークションを実施する場合、調達オークションで募集する供給力と価格の関係を示した曲線</u> (以下「<u>調達オークション需要曲線</u>」という。) <u>又はリリースオークションで募集する供給力と価格との関係を示した曲線</u> (以下「<u>リリースオークション供給曲線</u>」という。) の原案を策定する。</p> <p>4 本機関は、<u>前項の規定により策定した原案を国の関連審議会等に提出し、その意見を求める。</u></p> <p>5 本機関は、前項の国の関連審議会等からの意見を踏まえ、<u>調達オークション需要曲線又はリリースオークション供給曲線を決定する。</u></p> <p>6 (略)</p>	<p>(削る)</p> <p>2 本機関は、前項の規定により<u>作成した調達オークション需要曲線の原案及び次の各号に掲げる事項を考慮した上で算定した確保している供給力に基づき、調達オークション若しくはリリースオークション又はその両方の実施の要否を判断する。ただし、本機関は、当該判断に先立ち、メインオークションの容量提供事業者に対し、容量確保契約の変更、解除又は解約を申し出るかどうかを確認するものとする。</u></p> <p>一 <u>メインオークションの容量提供事業者による容量確保契約の変更、解除又は解約及び実需給年度開始の2年前に実施する実効性テストの結果に伴い減少したメインオークションの約定総容量</u></p> <p>二 <u>メインオークションの実需給年度における一般送配電事業者たる会員の供給区域需要の想定 増減又は予備力及び調整力の適切な水準の変更等に基づき見直した必要供給力</u></p> <p>三 <u>メインオークションの容量提供事業者が実需給年度開始の2年前に実施する容量停止計画の調整業務に基づく停止電力</u></p> <p>四 <u>一定の蓋然性が認められる容量市場外の供給力として、国の関連審議会等により整理された供給力</u></p> <p>3 本機関は、前項の規定により、<u>リリースオークションの実施が必要と判断した場合、リリースオークションで募集する供給力と価格との関係を示した曲線</u> (以下「<u>リリースオークション供給曲線</u>」という。) の原案を策定する。</p> <p>4 本機関は、<u>前各項の規定により判断した追加オークションの実施の要否及び策定した原案を国の関連審議会等に提出し、その意見を求める。</u></p> <p>5 本機関は、前項の国の関連審議会等からの意見を踏まえ、<u>追加オークションの実施及び調達オークション需要曲線若しくはリリースオークション供給曲線又はその両方を決定する。</u></p> <p>6 (略)</p>
<p>(長期脱炭素電源オークション実施の場合のメインオークションに関する規定の準用)</p> <p>第32条の23の2 第32条の12 (第32条の12第1号アを除く。) 及び第32条の14から第32条の20までの規定は、<u>長期脱炭素電源オークションを実施する場合に準用する。この場合において、「メインオークション」とあるのは、「長期脱炭素電源オークション」と読み替えるものとする。</u></p>	<p>(長期脱炭素電源オークション実施の場合のメインオークションに関する規定の準用)</p> <p>第32条の23の2 第32条の12 (第32条の12第1号アを除く。) 及び第32条の14から第32条の20まで <u>(第32条の18第1項第2号及び第32条の20第1項第2号を除く。)</u> の規定は、<u>長期脱炭素電源オークションを実施する場合に準用する。この場合において、「メインオークション」とあるのは、「長期脱炭素電源オークション」と読み替えるものとする。</u></p>
<p>(ペナルティ)</p> <p>第32条の41 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 本機関は、毎年度、ペナルティ対象事業者から受領した経済的ペナルティに基づく違約金を小売電気事業者たる会員へ還元する。</p> <p>4 (略)</p>	<p>(ペナルティ)</p> <p>第32条の41 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 本機関は、毎年度、ペナルティ対象事業者から受領した経済的ペナルティに基づく違約金を小売電気事業者たる会員へ還元する。<u>ただし、容量拠出金を滞納している小売電気事業者たる会員に対してはこの限りでない。</u></p> <p>4 (略)</p>
<p>(新設)</p>	<p>(容量拠出金の追加請求)</p> <p>第32条の42 <u>本機関は、一般送配電事業者、配電事業者又は小売電気事業者たる会員が対象実需給年度の容量拠出金を滞納した場合、滞納している会員を除いた一般送配電事業者、配電事業者又は小売電気事業者たる会員に対し、容量拠出金の未回収分を含めて又は追加して請求することができる。</u></p>

変 更 前 (変更点に下線)	変 更 後 (変更点に下線)
(新設)	<p>(容量拠出金の支払いの催告)</p> <p>第32条の43 本機関は、容量拠出金の請求を受けた会員が、当該請求の支払い期限までに容量拠出金を支払わない場合は、催告書により新たに支払い期限を指定して当該請求金額の支払いを催告する。</p> <p>2 前項の新たな支払い期限は、当該請求の支払い期限の日が属する月の翌月の10日とする。</p> <p>3 本機関は、第1項の規定による催告を受けた会員が、同項の規定により指定する新たな支払い期限までに当該請求金額を支払わない場合は、当該会員の名称を公表するとともに、その旨を経済産業大臣に報告する。</p>
(緊急時における特別オークションの実施) 第32条の42 (略)	(緊急時における特別オークションの実施) 第32条の44 (略)
(容量市場の機能の検証) 第32条の43 (略)	(容量市場の機能の検証) 第32条の45 (略)
(報告書の作成) 第32条の44 (略)	(報告書の作成) 第32条の46 (略)
(分析ツールの具備) 第32条の45 (略)	(分析ツールの具備) 第32条の47 (略)
(情報の取扱い) 第32条の46 (略)	(情報の取扱い) 第32条の48 (略)
<p>(電源入札等の実施)</p> <p>第33条 本機関は、法第28条の40第1項第5号の規定により、発電等用電気工作物(発電用の電気工作物及び蓄電用の電気工作物をいう。以下同じ。)の新增設並びに当該電気工作物の維持及び運用、既存の発電等用電気工作物の維持及び運用又は休止若しくは廃止している発電等用電気工作物の再起動並びに当該電気工作物の維持及び運用その他の供給能力の確保に関する業務(以下「電源等維持運用業務」という。)を行う電気供給事業者(以下「電源等維持運用者」という。)を募集し、電源入札等を実施する。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>(電源入札等の実施)</p> <p>第33条 本機関は、法第28条の40第1項第5号の規定により、次の各号に掲げる業務(以下「電源等維持運用業務」という。)を行う電気供給事業者(以下「電源等維持運用者」という。)を募集し、電源入札等を実施する。</p> <p>一 発電等用電気工作物(発電用の電気工作物及び蓄電用の電気工作物をいう。以下同じ。)の新增設並びに当該電気工作物の維持及び運用、既存の発電等用電気工作物の維持及び運用又は休止若しくは廃止している発電等用電気工作物の再起動並びに当該電気工作物の維持及び運用その他の供給能力の確保に関する業務</p> <p>二 休止している発電等用電気工作物の維持及び運用</p> <p>2・3 (略)</p>
<p>(電源入札等の実施の必要性の検討及び評価)</p> <p>第36条 本機関は、電源入札等に関する検討を開始したときは、電源入札等の目的に応じ、送配電等業務指針に定める事項を考慮の上、有識者を含めた委員会において、電源入札等の実施の必要性の検討を行う。</p>	<p>(電源入札等の実施の必要性の検討及び評価)</p> <p>第36条 本機関は、電源入札等に関する検討を開始したときは、電源入札等の目的に応じ、次の各号に掲げる事項を考慮の上、有識者を含めた委員会において、電源入札等の実施の必要性の検討を行う。ただし、第33条第1項第2号に掲げる業務を行う電気供給事業者(以下「予備電源維持運用者」という。)を募集する場合には、この限りでない。</p> <p>一 全国及び一般送配電事業者の供給区域ごとの需給検証</p> <p>二 会員の供給力等の確保状況</p> <p>ア 小売電気事業者等(全国又は一般送配電事業者の供給区域の需給バランス評価への影響が大きい事業者に限る。以下、この条で同じ。)の供給力の確保状況</p>

変 更 前 (変更点に下線)	変 更 後 (変更点に下線)
<p>2 (略)</p> <p>3 本機関は、第1項の検討に基づき、電源入札等を実施する必要があると認めるときは、電源入札等を開始する。</p>	<p><u>イ 発電事業者及び特定卸供給事業者（全国又は一般送配電事業者の供給区域の需給バランス評価への影響が大きい事業者に限る。）の発電等用電気工作物その他の供給能力の運転実績及び運転計画</u></p> <p><u>ウ 一般送配電事業者及び配電事業者の調整力の確保状況</u></p> <p><u>三 小売電気事業者等の需要実績及び需要想定</u></p> <p><u>四 危機管理上の需給変動リスク分析</u></p> <p><u>ア 自然災害、社会情勢の変化その他特別な事情による大規模な電源計画外停止リスク又は燃料調達リスク</u></p> <p><u>イ その他全国又は特定の一般送配電事業者の供給区域の需給バランスに影響を与える事項</u></p> <p><u>五 容量市場における供給力の確保状況（特別オークションが実施された場合に限る。）</u></p> <p>2 (略)</p> <p>3 本機関は、第1項の検討又は国からの実施要請に基づき、電源入札等を実施する必要があると認めるときは、電源入札等を開始する。</p>
<p>(基本要件の検討)</p> <p>第37条 本機関は、電源入札等の実施を決定する際に、有識者を含めた委員会の検討を踏まえ、電源入札等の実施に関する基本的な要件（以下「電源入札等の基本要件」という。）を決定する。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>2 本機関は、電源入札等の基本要件を決定した場合は、これを公表する。ただし、<u>電源入札等の補填金（以下「電源入札等補填金」という。）の上限価格を定めた場合については、これを非公表とすることができる。</u></p>	<p>(基本要件の検討)</p> <p>第37条 本機関は、<u>第33条第1項第1号に掲げる業務を行う電気供給事業者を募集する電源入札等の実施を決定する際に、有識者を含めた委員会の検討を踏まえ、電源入札等の実施に関する基本的な要件（以下「電源入札等の基本要件」という。）を決定する。</u></p> <p><u>2 本機関は、予備電源維持運用者を募集する電源入札等の実施を決定する際には、国の関連審議会等において示された必要事項等を踏まえ、電源入札等の基本要件を決定する。</u></p> <p><u>3 前2項の基本要件の記載事項は、次の各号に掲げるとおりとする。ただし、予備電源維持運用者を募集する場合においては、第5号中「供給力を提供すべき」とあるのは、「休止している発電等用電気工作物を維持及び運用すべき」とするほか、第4号及び第9号に掲げる事項の記載は、省略することができる。</u></p> <p><u>一 電源入札等を行う供給区域</u></p> <p><u>二 電源入札等の対象となる電源等維持運用業務の内容</u></p> <p><u>三 電源入札等の対象となる電源等（発電等用電気工作物の建設を行う事業者を募集する場合は除く。）</u></p> <p><u>四 電源入札等の対象となる電源等が具備すべき周波数調整機能等の条件</u></p> <p><u>五 電源等維持運用者が供給力を提供すべき量及び期間</u></p> <p><u>六 電源入札等の方式</u></p> <p><u>七 電源等維持運用者となる条件</u></p> <p><u>八 電源入札等の補填金（以下「電源入札等補填金」という。）の交付条件</u></p> <p><u>九 電気の販売に関する条件</u></p> <p><u>十 電源入札等補填金の上限価格（上限価格が設定されている場合に限る。）</u></p> <p><u>十一 募集スケジュール</u></p> <p><u>十二 その他電源入札等を実施するに当たり必要となる事項</u></p> <p>4 本機関は、電源入札等の基本要件を決定した場合は、これを公表する。ただし、<u>電源入札等補填金の上限価格を定めた場合については、これを非公表とすることができる。</u></p>
<p>(電源等維持運用者の募集)</p> <p>第38条 本機関は、電源入札等の基本要件の決定後、送配電等業務指針に定めるところにより、電源</p>	<p>(電源等維持運用者の募集)</p> <p>第38条 本機関は、電源入札等の基本要件の決定後、次の各号に掲げる手順により、電源等維持運用</p>

変 更 前 (変更点に下線)	変 更 後 (変更点に下線)
<p><u>等維持運用者を募集する。</u></p> <p>2 (略)</p>	<p><u>者を募集する。</u></p> <p>一 <u>電源入札等の開始の公表</u> 本機関は、第36条第3項の規定により電源入札等を開始した場合には、<u>電源入札等の開始について公表する。</u></p> <p>二 <u>募集要綱の策定・公表</u> 本機関は、<u>電源入札等の基本要件を踏まえ、募集スケジュール、電源入札等を行う供給区域、電源入札等の対象となる電源等維持運用業務の内容、同業務の実施期間、電源入札等の方式、電源入札等に応札する条件、電源入札等補填金の交付条件、電源等維持運用者の電気の販売に関する条件その他必要な事項を定めた募集要綱を策定し、公表する。なお、本機関は、募集要綱の策定に当たっては、原則として会員の意見を聴取するとともに、第5条第2項の規定により、公表する内容を検討するものとする。</u></p> <p>三 <u>説明会の開催</u> 本機関は、必要に応じ、<u>電源入札等への応募を希望する事業者を対象とした募集要綱の説明会を開催する。</u></p> <p>2 (略)</p>
<p>(電源等維持運用者の決定)</p> <p>第39条 <u>本機関は、電源入札等に関する有識者を含めた委員会において、送配電等業務指針に定める評価項目について、応募者の評価を行い、電源等維持運用者を決定する。</u></p> <p>2 本機関は、電源等維持運用者を決定した場合には、次の各号に掲げる事項を公表する。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 <u>電源等維持運用者による供給力の提供量及び提供する期間</u></p> <p>三 (略)</p>	<p>(電源等維持運用者の決定)</p> <p>第39条 <u>本機関は、電源入札等に関する有識者を含めた委員会において次の各号に掲げる評価項目について応募者の評価を行い、これに基づき電源等維持運用者を決定する。ただし、予備電源維持運用者を募集する場合には、次の各号に掲げる項目のうち、一部の評価を省略することができる。</u></p> <p>一 <u>法律又は政省令への適合性</u></p> <p>二 <u>応募価格 上限価格に対する応募価格 (上限価格が設定されている場合に限る。)</u></p> <p>三 <u>技術的信頼性 計画外停止リスク、周波数調整機能等</u></p> <p>四 <u>事業の実現性 供給力提供可能時期、工程遅延リスク、建設・修繕等の実現性、燃料調達の実現性等</u></p> <p>五 <u>事業継続性 事業者の財務健全性、発電等用電気工作物の維持・運用等に関する経験、保守・運用の体制等</u></p> <p>六 <u>経済性 工事費 (系統増強に係る工事費を含む。)、燃料費、修繕費等</u></p> <p>七 <u>環境影響</u></p> <p>八 <u>その他募集要綱で定める事項</u></p> <p>2 本機関は、電源等維持運用者を決定した場合には、次の各号に掲げる事項を公表する。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 <u>電源等維持運用者による供給力の提供量及び提供する期間 (予備電源維持運用者を募集する場合には、休止している発電等用電気工作物の維持及び運用する量及び期間)</u></p> <p>三 (略)</p>
<p>(電源入札等が成立しなかった場合の取扱い)</p> <p>第44条 本機関は、電源入札等の応募者がいなかった場合又は適当な応募者がいなかった場合等において、<u>電源等維持運用者を決定できない場合には、電源入札等の基本要件を見直し、再度、電源入札等を実施する。</u></p>	<p>(電源入札等が成立しなかった場合の取扱い)</p> <p>第44条 本機関は、電源入札等の応募者がいなかった場合又は適当な応募者がいなかった場合等において、<u>電源等維持運用者を決定できない場合には、電源入札等の基本要件を見直し、再度、電源入札等を実施する。ただし、予備電源維持運用者を募集する場合には、この限りでない。</u></p>
<p>(広域連系系統の設備形成)</p> <p>第46条 本機関は、<u>法第28条の40第1項第5号の2、第5号の3及び第8号の規定により、広域連系系統の設備形成に係る業務を行う。</u></p>	<p>(広域連系系統の設備形成)</p> <p>第46条 本機関は、<u>法第28条の40第1項第5号の2から第5号の4まで及び第8号の規定により、広域連系系統の設備形成に係る業務を行う。</u></p>

変 更 前 (変更点に下線)	変 更 後 (変更点に下線)
<p>(電気供給事業者からの申出による広域系統整備を検討する必要性の評価)</p> <p>第51条の2 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 本機関は、申出を行った電気供給事業者に対し、第1項の評価の結果を書面で通知するものとする。</p> <p>4 (略)</p>	<p>(電気供給事業者からの申出による広域系統整備を検討する必要性の評価)</p> <p>第51条の2 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 本機関は、申出を行った電気供給事業者に対し、第1項の評価の結果を書面又は電磁的方法で通知するものとする。</p> <p>4 (略)</p>
<p>(計画策定プロセスを開始しない場合の通知)</p> <p>第53条 本機関は、一般送配電事業者たる会員から広域系統整備に関する提起があった場合で、第51条第1号に定める検討開始要件に該当しないと認めた場合又は前条第1項の確認の結果により計画策定プロセスを開始しない場合には、当該一般送配電事業者たる会員に対して、計画策定プロセスを開始しない旨及びその理由を書面で通知する。</p>	<p>(計画策定プロセスを開始しない場合の通知)</p> <p>第53条 本機関は、一般送配電事業者たる会員から広域系統整備に関する提起があった場合で、第51条第1号に定める検討開始要件に該当しないと認めた場合又は前条第1項の確認の結果により計画策定プロセスを開始しない場合には、当該一般送配電事業者たる会員に対して、計画策定プロセスを開始しない旨及びその理由を書面又は電磁的方法で通知する。</p>
<p>(計画策定プロセスの進め方の公表)</p> <p>第55条 (略)</p> <p>2 本機関は、一般送配電事業者たる会員の提起に基づき、計画策定プロセスを開始した案件である場合は、計画策定プロセスの進め方の決定後、前項に掲げる事項を当該一般送配電事業者たる会員に書面で通知する。</p> <p>3 本機関は、国からの要請に基づき、計画策定プロセスを開始した案件である場合は、計画策定プロセスの進め方の決定後、前項に掲げる事項を経済産業大臣に書面で通知する。</p>	<p>(計画策定プロセスの進め方の公表)</p> <p>第55条 (略)</p> <p>2 本機関は、一般送配電事業者たる会員の提起に基づき、計画策定プロセスを開始した案件である場合は、計画策定プロセスの進め方の決定後、前項に掲げる事項を当該一般送配電事業者たる会員に書面又は電磁的方法で通知する。</p> <p>3 本機関は、国からの要請に基づき、計画策定プロセスを開始した案件である場合は、計画策定プロセスの進め方の決定後、前項に掲げる事項を経済産業大臣に通知する。</p>
<p>(実施案等の募集の実施)</p> <p>第56条の3 本機関は、前条の規定により実施案及び事業実施主体の募集を行うと決定した場合には、次の各号に掲げる手順にしたがって、実施案及び事業実施主体の募集を行う。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 応募意思の確認 本機関は、実施案の応募の意思を有する事業者から応募意思を表明する文書の提出を受ける。</p> <p>四～七 (略)</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>(実施案等の募集の実施)</p> <p>第56条の3 本機関は、前条の規定により実施案及び事業実施主体の募集を行うと決定した場合には、次の各号に掲げる手順にしたがって、実施案及び事業実施主体の募集を行う。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 応募意思の確認 本機関は、実施案の応募の意思を有する事業者から応募意思を表明する文書の提出を書面又は電磁的方法にて受ける。</p> <p>四～七 (略)</p> <p>2・3 (略)</p>
<p>(受益者及び費用負担割合等の決定)</p> <p>第59条 (略)</p> <p>2～5 (略)</p> <p>6 本機関は、前2項の規定により通知した費用負担割合等の案に対し、全ての費用負担候補者から書面による同意を得た場合には、費用負担割合等を決定する。</p>	<p>(受益者及び費用負担割合等の決定)</p> <p>第59条 (略)</p> <p>2～5 (略)</p> <p>6 本機関は、前2項の規定により通知した費用負担割合等の案に対し、全ての費用負担候補者から書面又は電磁的方法による同意を得た場合には、費用負担割合等を決定する。</p>
<p>(計画策定プロセスの延長時の扱い)</p> <p>第59条の2 (略)</p> <p>2 本機関は、第51条の3の規定による提起を行った者又は第51条の4の規定による検討を要請した者並びに費用負担候補者に対して、前項の新たな期間及び中間報告を書面で通知する。</p>	<p>(計画策定プロセスの延長時の扱い)</p> <p>第59条の2 (略)</p> <p>2 本機関は、第51条の3の規定による提起を行った者又は第51条の4の規定による検討を要請した者並びに費用負担候補者に対して、前項の新たな期間及び中間報告を書面又は電磁的方法で通知する。</p>
<p>(広域系統整備交付金の交付)</p> <p>第64条の2 (略)</p> <p>2～4 (略)</p>	<p>(広域系統整備交付金の交付)</p> <p>第64条の2 (略)</p> <p>2～4 (略)</p>

変 更 前 (変更点到下線)	変 更 後 (変更点到下線)
<p>5 本機関は、広域系統整備交付金の交付の対象となる流通設備の使用を開始した日の属する年度から当該流通設備の耐用年数（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）別表第1又は別表第2に掲げる耐用年数をいう。）の期間の末日の属する年度までの間、毎年度、第3項の規定により算定した広域系統整備交付金の額を、第1項の規定により届出を行った事業実施主体に対して当該年度の<u>早期</u>に交付する。</p>	<p>5 本機関は、広域系統整備交付金の交付の対象となる流通設備の使用を開始した日の属する年度から当該流通設備の耐用年数（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）別表第1又は別表第2に掲げる耐用年数をいう。）の期間の末日の属する年度までの間、毎年度、第3項の規定により算定した広域系統整備交付金の額を、第1項の規定により届出を行った事業実施主体に対して当該年度に交付する。</p>
<p>(系統設置交付金の交付)</p> <p>第64条の3 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 本機関は、前項の規定により提出を行った費用の額に、再生可能エネルギー電気特措法第29条第1項に規定する経済産業省令で定める算定方法により算定した割合を乗じて、交付する系統設置交付金の額を算定する。</p> <p>5 (略)</p> <p>6 本機関は、系統設置交付金の交付の対象となる流通設備の使用を開始した日の属する年度から当該流通設備の耐用年数（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）別表第1又は別表第2に掲げる耐用年数をいう。）の期間の末日の属する年度までの間、毎年度、第4項の規定により算定した系統設置交付金の額を、第2項の規定により届出を行った一般送配電事業者又は送電事業者たる会員に対して当該年度の<u>早期</u>に交付する。</p>	<p>(系統設置交付金の交付)</p> <p>第64条の3 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 本機関は、前項の規定により提出を行った費用の額に、再生可能エネルギー電気特措法第29条第1項に規定する経済産業省令で定める算定方法により算定した割合を乗じて、交付する系統設置交付金の額を算定する。<u>ただし、法第28条の50第1項に規定する認定整備等事業者（以下単に「認定整備等事業者」という。）が再生可能エネルギー電気特措法第28条の2第1項に規定する交付金（以下「特定系統設置交付金」という。）の交付を受けた場合における系統設置交付金の額は、本文の規定により得た額から当該特定系統設置交付金の額を控除した額とする。</u></p> <p>5 (略)</p> <p>6 本機関は、系統設置交付金の交付の対象となる流通設備の使用を開始した日の属する年度から当該流通設備の耐用年数（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）別表第1又は別表第2に掲げる耐用年数をいう。）の期間の末日の属する年度までの間、毎年度、第4項の規定により算定した系統設置交付金の額を、第2項の規定により届出を行った一般送配電事業者又は送電事業者たる会員に対して当該年度に交付する。</p>
<p>(新設)</p>	<p>(特定系統設置交付金の交付)</p> <p><u>第64条の4 本機関は、第61条の3の規定により届出を行った広域系統整備計画において再生可能エネルギー発電設備によって創出される便益が見込まれる場合は、認定整備等事業者に対して、特定系統設置交付金を交付する。</u></p> <p><u>2 本機関は、特定系統設置交付金を交付するに当たり、認定整備等事業者から、毎年度、法第28条の50第2項に規定する認定整備等計画（以下単に「認定整備等計画」という。）に従い設置を行う流通設備の設置に要する費用について、認定整備等計画ごとに届出を受ける。</u></p> <p><u>3 本機関は、前項の規定により届出を受けた場合には、届出のあった費用の額を認定整備等計画ごとに経済産業大臣に毎年度提出する。</u></p> <p><u>4 本機関は、前項の規定により提出を行った費用のうち、その事業の規模を考慮して経済産業省令で定めるものの額に、再生可能エネルギー電気特措法第29条第2項に規定する経済産業省令で定める算定方法により算定した割合を乗じて、交付する特定系統設置交付金の額を算定する。</u></p> <p><u>5 本機関は、第2項の規定により届出を行った認定整備等事業者に対し交付すべき額その他必要な事項を通知する。</u></p> <p><u>6 本機関は、特定系統設置交付金の交付の対象となる流通設備の工事を開始した日の属する年度から当該流通設備の使用を開始した日の前日の属する年度までの間、毎年度、第4項の規定により算定した特定系統設置交付金の額を、第2項の規定により届出を行った認定整備等事業者に対して当該年度に交付する。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>(資金の貸付け)</p> <p><u>第64条の5 本機関は、認定整備等事業者に対して、認定整備等計画に基づき設置等を行う流通設備の設置及び維持に必要な資金を貸し付ける。</u></p>

変 更 前 (変更点に下線)	変 更 後 (変更点に下線)
	<p>2 <u>本機関は、資金を貸し付けるに当たり、認定整備等事業者から、認定整備等計画に基づき設置等を行う流通設備の設置及び維持に必要な資金の借入申請を受ける。</u></p> <p>3 <u>本機関は、前項の規定により申請を受けた場合には、貸付けに係る条件その他の必要な事項を決定する。</u></p> <p>4 <u>本機関は、第2項の規定により借入申請を行った認定整備等事業者に対し貸付けに係る条件その他の必要な事項を通知する。</u></p> <p>5 <u>本機関は、前項の規定により通知した認定整備等事業者との間で、貸付けに関する契約を締結する。</u></p> <p>6 <u>本機関は、前項の規定により契約を締結した認定整備等事業者に対して、当該契約に基づき資金を貸し付ける。</u></p> <p>7 <u>本機関は、第5項の規定により契約を締結した認定整備等事業者との協議により当該契約の変更が必要と認めた場合は、当該契約の変更を行う。</u></p>
(新設)	<p><u>(資金の貸付けの申請様式)</u></p> <p>第64条の6 <u>本機関は、認定整備等事業者から、認定整備等計画に基づき設置等を行う流通設備の設置及び維持に必要な資金の借入申請を受ける場合の申請様式を定める。</u></p>
(N-1電制の際の費用精算に関する妥当性確認) 第64条の4 (略) 2 (略) 3 本機関は、第1項の確認を完了したときは、一般送配電事業者又は配電事業者たる会員に対して確認の結果を速やかに書面にて回答する。	(N-1電制の際の費用精算に関する妥当性確認) 第64条の7 (略) 2 (略) 3 本機関は、第1項の確認を完了したときは、一般送配電事業者又は配電事業者たる会員に対して確認の結果を速やかに書面又は電磁的方法にて回答する。
(事前相談の検討) 第69条 本機関は、事前相談の申込書類の提出を受け付けたときは、連系先となる送電系統を運用する一般送配電事業者又は配電事業者たる会員(以下、この章において「一般送配電事業者等」という。)に事前相談の検討の実施を速やかに依頼する。ただし、申込書類に不備があるときは、書類の修正を求め、不備がないことを確認した上で申込みの受付を行う。 2・3 (略)	(事前相談の検討) 第69条 本機関は、事前相談の申込書類を書面又は電磁的方法にて受け付けたときは、連系先となる送電系統を運用する一般送配電事業者又は配電事業者たる会員(以下、この章において「一般送配電事業者等」という。)に事前相談の検討の実施を速やかに依頼する。ただし、申込書類に不備があるときは、書類の修正を求め、不備がないことを確認した上で申込みの受付を行う。 2・3 (略)
(接続検討) 第71条 本機関は、接続検討の申込書類の提出を受けた場合、一般送配電事業者等に対して、その旨を通知する。 2～4 (略)	(接続検討) 第71条 本機関は、接続検討の申込書類を書面又は電磁的方法にて受けた場合、一般送配電事業者等に対して、その旨を通知する。 2～4 (略)
(接続検討の回答) 第72条 本機関は、前条第3項又は第4項の規定による検討結果の確認及び検証を完了したときは、特定系統連系希望者又は国に対し、次の各号に掲げる事項に関する確認及び検証の結果を速やかに書面にて回答するとともに必要な説明を行う。 一～八 (略) 2・3 (略)	(接続検討の回答) 第72条 本機関は、前条第3項又は第4項の規定による検討結果の確認及び検証を完了したときは、特定系統連系希望者又は国に対し、次の各号に掲げる事項に関する確認及び検証の結果を速やかに書面又は電磁的方法にて回答するとともに必要な説明を行う。 一～八 (略) 2・3 (略)
(新設)	第4節 <u>混雑緩和と希望者提起による系統増強プロセス</u>
(新設)	<p><u>(混雑緩和と希望者提起による系統増強プロセス実施に関する手続等の公表)</u></p> <p>第96条の2 <u>本機関は、混雑緩和と希望者提起による系統増強プロセスの実施に関する手続、その他同プロセスを円滑に運営するために必要となる事項を定め、本機関のウェブサイトへの掲載等の方法に</u></p>

変 更 前 (変更点に下線)	変 更 後 (変更点に下線)
	<u>よって公表する。</u>
(新設)	(混雑緩和希望者提起による系統増強プロセスにおける概要検討の受付等) 第96条の3 <u>本機関は、混雑緩和希望者提起による系統増強プロセスにおける事前照会に対する一般送配電事業者等の回答内容を踏まえた上で、連系先となる送電系統の増強を希望する者(増強を希望する送電系統に連系している発電設備等の最大受電電力の合計値が1万キロワット以上の者に限る。)から、発電事業者提起による混雑緩和プロセスの概要検討の申込みの受付を行う。</u> 2 <u>本機関は、前項の規定により受け付けた概要検討について、第2節の規定に準じて、一般送配電事業者等に検討を依頼し、検討の結果の確認、検証及び回答を行う。</u>
(新設)	(混雑緩和希望者提起による系統増強プロセスにおける保証金の算定方法) 第96条の4 <u>本機関は、混雑の緩和を目的に連系先の送電系統の増強を希望する者が混雑緩和希望者提起による系統増強プロセスにおけるプロセス開始の申込み及びプロセスへの応募の申込みを一般送配電事業者等に行う場合に必要となる保証金の算定方法について、本機関の理事会において定め、公表する。</u>
(新設)	(混雑緩和希望者提起による系統増強プロセスの中止等) 第96条の5 <u>本機関は、混雑緩和希望者提起による系統増強プロセス開始後に生じた法令や本機関の規定等の改正及び電気の需給状況の極めて大幅な変動等を踏まえ、広域的な系統利用の円滑性及び公平性が確保できないと判断した場合等、同プロセスを中止又は中断すべき合理的な理由がある場合は、一般送配電事業者又は配電事業者たる会員に対し、その理由を通知するとともに、同プロセスの中止又は中断を要請する。</u> 2 <u>本機関は、前項の要請を行うときは、同プロセスを実施している一般送配電事業者又は配電事業者たる会員から、意見を聴取する。</u>
第4節 その他	第5節 その他
(需給状況の悪化時の指示又は要請) 第111条 (略) 2 本機関は、前項に掲げる場合において、必要があると認めるときは、会員以外の電気供給事業者に対し、前項各号の事項を要請する。	(需給状況の悪化時の指示又は要請) 第111条 (略) 2 本機関は、前項に掲げる場合において、必要があると認めるときは、会員以外の電気供給事業者に対し、前項各号の事項を要請 <u>することができる。</u>
(下げ代不足又は下げ代不足のおそれが認められる場合の指示の手順) 第114条 (略) 2 (略) (新設)	(下げ代不足又は下げ代不足のおそれが認められる場合の指示の手順) 第114条 (略) 2 (略) 3 <u>本機関は、前2項の規定により第111条第1項の指示を行うときは、送配電等業務指針に定めるところにより、一般送配電事業者たる会員が下げ調整力が不足する場合の措置として行う順位に基づき指示を行う。ただし、下げ代不足を解消する緊急の必要性が認められる場合は、この限りでない。</u>
(緊急時の対応) 第175条 (略) 2～4 (略) 5 本部長又はその代行者は、職制上の権限を行使して活発に大規模災害への対応を行う。ただし、権限外の事項であっても緊急に実施する必要があるものについては理事会の議決の省略その他の臨機の措置を <u>取る</u> ことができる。なお、権限外の事項については、行使後速やかに所定の手続をとる。 6・7 (略)	(緊急時の対応) 第175条 (略) 2～4 (略) 5 本部長又はその代行者は、職制上の権限を行使して活発に大規模災害への対応を行う。ただし、権限外の事項であっても緊急に実施する必要があるものについては理事会の議決の省略その他の臨機の措置を <u>とる</u> ことができる。なお、権限外の事項については、行使後速やかに所定の手続をとる。 6・7 (略)



変 更 前 (変更点に下線)	変 更 後 (変更点に下線)
第 1 8 章 再生可能エネルギー電気特措法に基づく交付金の交付、納付金の徴収及び解体等積立金の管理等	第 1 8 章 再生可能エネルギー電気特措法に基づく交付金の交付、 <u>返還命令等による徴収</u> 、納付金の徴収並びに交付金相当額積立金及び解体等積立金の管理等
第 1 節 交付金の交付及び納付金の徴収	第 1 節 交付金の交付、 <u>返還命令等による徴収</u> 及び納付金の徴収
<p>(供給促進交付金の交付業務)</p> <p>第 1 8 0 条の 2 本機関は、再生可能エネルギー電気特措法第 2 条の 2 第 3 項の規定により、供給促進交付金(再生可能エネルギー電気特措法第 2 条の 2 第 2 項に規定する供給促進交付金をいう。以下同じ。)の<u>交付に関する業務を行う。</u></p> <p>2 供給促進交付金は、再生可能エネルギー電気特措法第 2 条の 2 第 7 項の規定により、再生可能エネルギー電気特措法第 3 1 条第 1 項及び第 3 8 条第 1 項の規定により本機関が徴収する納付金並びに第 2 条の 6 の規定により政府が講ずる予算上の措置に係る資金をもって充てる。</p> <p>3・4 (略)</p>	<p>(供給促進交付金の交付業務)</p> <p>第 1 8 0 条の 2 本機関は、再生可能エネルギー電気特措法第 2 条の 2 第 3 項の規定により、供給促進交付金(再生可能エネルギー電気特措法第 2 条の 2 第 2 項に規定する供給促進交付金をいう。以下同じ。)を<u>交付する業務を行う。</u></p> <p>2 供給促進交付金は、再生可能エネルギー電気特措法第 2 条の 2 第 7 項の規定により、再生可能エネルギー電気特措法第 3 1 条第 1 項及び第 3 8 条第 1 項の規定により本機関が徴収する納付金、<u>再生可能エネルギー電気特措法第 1 5 条の 1 1 第 2 項及び第 2 9 条の 2 第 2 項の規定により本機関が返還命令等により徴収する金銭</u>、再生可能エネルギー電気特措法第 1 5 条の 1 0 第 1 項の規定により本機関に帰属した金銭並びに<u>再生可能エネルギー電気特措法第 2 条の 6 の規定により政府が講ずる予算上の措置に係る資金</u>をもって充てる。</p> <p>3・4 (略)</p>
<p>(調整交付金の交付業務)</p> <p>第 1 8 0 条の 3 本機関は、再生可能エネルギー電気特措法第 1 5 条の 2 第 1 項の規定により、一般送配電事業者、配電事業者及び特定送配電事業者(以下「F I T 電気買取事業者」という。)における再生可能エネルギー電気特措法第 2 条第 5 項に規定する特定契約又は再生可能エネルギー電気特措法第 2 条の 7 第 1 項に規定する一時調達契約に基づく再生可能エネルギー電気の費用負担を調整するため、F I T 電気買取事業者に対して調整交付金(再生可能エネルギー電気特措法第 1 5 条の 2 第 2 項に規定する調整交付金をいう。以下同じ。)の<u>交付に関する業務を行う。</u></p> <p>2 調整交付金は、再生可能エネルギー電気特措法第 1 5 条の 2 第 2 項の規定により、再生可能エネルギー電気特措法第 3 1 条第 1 項及び第 3 8 条第 1 項の規定により本機関が徴収する納付金並びに第 1 5 条の 5 の規定により政府が講ずる予算上の措置に係る資金をもって充てる。</p> <p>3・4 (略)</p>	<p>(調整交付金の交付業務)</p> <p>第 1 8 0 条の 3 本機関は、再生可能エネルギー電気特措法第 1 5 条の 2 第 1 項の規定により、一般送配電事業者、配電事業者及び特定送配電事業者(以下「F I T 電気買取事業者」という。)における再生可能エネルギー電気特措法第 2 条第 5 項に規定する特定契約又は再生可能エネルギー電気特措法第 2 条の 7 第 1 項に規定する一時調達契約に基づく再生可能エネルギー電気の<u>調達に係る費用負担を調整</u>するため、F I T 電気買取事業者に対して、<u>調整交付金(再生可能エネルギー電気特措法第 1 5 条の 2 第 2 項に規定する調整交付金をいう。以下同じ。)</u>を交付する業務を行う。</p> <p>2 調整交付金は、再生可能エネルギー電気特措法第 1 5 条の 2 第 2 項の規定により、再生可能エネルギー電気特措法第 3 1 条第 1 項及び第 3 8 条第 1 項の規定により本機関が徴収する納付金、<u>再生可能エネルギー電気特措法第 1 5 条の 1 1 第 2 項及び第 2 9 条の 2 第 2 項の規定により本機関が返還命令等により徴収する金銭</u>、再生可能エネルギー電気特措法第 1 5 条の 1 0 第 1 項の規定により本機関に帰属した金銭並びに<u>再生可能エネルギー電気特措法第 1 5 条の 5 の規定により政府が講ずる予算上の措置に係る資金</u>をもって充てる。</p> <p>3・4 (略)</p>
<p>(系統設置交付金の交付業務)</p> <p>第 1 8 0 条の 4 本機関は、再生可能エネルギー電気特措法第 2 8 条第 2 項の規定により、一般送配電事業者又は送電事業者が法第 2 条第 1 項第 1 8 号に規定する電気工作物(変電用又は送電用のものに限る。)であって再生可能エネルギー電気の利用の促進に資するものを設置するときは、<u>当該電気工作物の設置及び維持に要する費用を当該電気工作物を使用する期間にわたり回収</u>するため、一般送配電事業者又は送電事業者に対する<u>系統設置交付金の交付に関する業務を行う。</u></p>	<p>(系統設置交付金の交付業務)</p> <p>第 1 8 0 条の 4 本機関は、再生可能エネルギー電気特措法第 2 8 条第 2 項の規定により、一般送配電事業者又は送電事業者が法第 2 条第 1 項第 1 8 号に規定する電気工作物(変電用又は送電用のものに限る。以下「<u>系統電気工作物</u>」という。)であって再生可能エネルギー電気の利用の促進に資するものを設置するときは、当該<u>系統電気工作物</u>を使用する期間を対象として、一般送配電事業者又は送電事業者に対して、<u>系統設置交付金を交付する業務を行う。</u></p>
(新設)	<p>(<u>特定系統設置交付金の交付業務</u>)</p> <p>第 1 8 0 条の 5 本機関は、再生可能エネルギー電気特措法第 2 8 条の 2 第 2 項の規定により、<u>認定整備等事業者が系統電気工作物であって再生可能エネルギー電気の利用の促進に資するものを設置しようとするときは、当該系統電気工作物の工事を開始した日から当該流通設備の使用を開始した日の前日までの期間を対象として、認定整備等事業者に対して、特定系統設置交付金を交付する業務を行う。</u></p>

変 更 前 (変更点に下線)	変 更 後 (変更点に下線)
(新設)	<p>(返還命令等による徴収)</p> <p><u>第180条の6</u> 本機関は、再生可能エネルギー電気特措法第15条の11第2項の規定により、再生可能エネルギー電気特措法第15条の11第1項の規定による命令を受けた者から、同項の規定により当該者が返還又は納付を命ぜられた金額を徴収する。</p> <p>2 本機関は、再生可能エネルギー電気特措法第29条の2第2項の規定により、再生可能エネルギー電気特措法第29条の2第1項の規定による命令を受けた者から、同項の規定により当該者が返還を命ぜられた金額を徴収する。</p>
(小売電気事業者等に係る納付金の徴収) 第180条の5 本機関は、再生可能エネルギー電気特措法第31条第1項の規定により、供給促進交付金、調整交付金及び系統設置交付金（以下この節において「交付金」と総称する。）の交付の業務に要する費用に充てるため、同項の経済産業省令で定める期間ごとに、 <u>小売電気事業者等（小売電気事業者、一般送配電事業者及び登録特定送配電事業者をいう。）</u> から、納付金を徴収する。	(小売電気事業者等に係る納付金の徴収) 第180条の7 本機関は、再生可能エネルギー電気特措法第31条第1項の規定により、供給促進交付金、調整交付金、 <u>系統設置交付金及び特定系統設置交付金</u> （以下この節において「交付金」と総称する。）の交付の業務に要する費用に充てるため、同項の経済産業省令で定める期間ごとに、小売電気事業者、一般送配電事業者及び登録特定送配電事業者から、納付金を徴収する。
(F I T電気買取事業者に係る納付金の徴収) 第180条の6 (略)	(F I T電気買取事業者に係る納付金の徴収) 第180条の8 (略)
(徴収等業務規程) 第180条の7 (略)	(徴収等業務規程) 第180条の9 (略)
(入札業務) 第180条の8 (略)	(入札業務) 第180条の10 (略)
(入札業務規程) 第180条の9 (略)	(入札業務規程) 第180条の11 (略)
第3節 解体等積立金の管理	第3節 <u>交付金相当額積立金及び解体等積立金の管理</u>
(積立金管理業務) 第180条の10 本機関は、再生可能エネルギー電気特措法第15条の13の規定により、本機関に積み立てられた解体等積立金の管理に関する業務（以下「積立金管理業務」という。）を行う。	(積立金管理業務) 第180条の12 本機関は、再生可能エネルギー電気特措法第15条の19の規定により、本機関に積み立てられた <u>交付金相当額積立金及び解体等積立金の管理</u> に関する業務（以下「積立金管理業務」という。）を行う。
(積立金管理業務規程) 第180条の11 本機関は、再生可能エネルギー電気特措法第15条の14第1項の規定により、積立金管理業務の実施方法その他の同項の経済産業省令で定める事項について積立金管理業務規程を定め、経済産業大臣の認可を受けるものとする。これを変更しようとするときも同様とする。	(積立金管理業務規程) 第180条の13 本機関は、再生可能エネルギー電気特措法第15条の20第1項の規定により、積立金管理業務の実施方法その他の同項の経済産業省令で定める事項について積立金管理業務規程を定め、経済産業大臣の認可を受けるものとする。これを変更しようとするときも同様とする。
(帳簿) 第180条の12 本機関は、再生可能エネルギー電気特措法第8条の4、 <u>第15条の16</u> 及び第42条の規定により、入札業務、積立金管理業務及び納付金徴収等業務に関する事項で各条の経済産業省令で定めるものを記載した帳簿を備え付け、これを保存するものとする。	(帳簿) 第180条の14 本機関は、再生可能エネルギー電気特措法第8条の4、 <u>第15条の22</u> 及び第42条の規定により、入札業務、積立金管理業務及び納付金徴収等業務に関する事項で各条の経済産業省令で定めるものを記載した帳簿を備え付け、これを保存するものとする。
(情報の扱い) 第180条の13	(情報の扱い) 第180条の15
附則（平成29年9月6日）  (経過措置計画の確認) 第9条 (略) 2 本機関は、次の各号に掲げる手順により、供給先未定発電事業者等の経過措置計画の妥当性を審査	附則（平成29年9月6日）  (経過措置計画の確認) 第9条 (略) 2 本機関は、次の各号に掲げる手順により、供給先未定発電事業者等の経過措置計画の妥当性を審査

変 更 前 (変更点に下線)	変 更 後 (変更点に下線)
<p>する。</p> <p>一 本機関は、供給先未定発電事業者等から、当該供給先未定発電事業者等の経過措置計画と送配電等業務指針に基づき提出した経済産業省令に準じる発電所の開発等についての計画書、電気の取引に関する計画書その他本機関が必要と認める資料（以下「計画書等」という。）の提出を受け、計画書等の内容及び現実の供給先事業者の確保の状況を確認する。</p> <p>二・三 (略)</p>	<p>する。</p> <p>一 本機関は、供給先未定発電事業者等から、当該供給先未定発電事業者等の経過措置計画と送配電等業務指針に基づき提出した経済産業省令に準じる発電所及び蓄電所の開発等についての計画書、電気の取引に関する計画書その他本機関が必要と認める資料（以下「計画書等」という。）の提出を受け、計画書等の内容及び現実の供給先事業者の確保の状況を確認する。</p> <p>二・三 (略)</p>
<p>附則（令和3年6月24日）</p> <p><u>（一般送配電事業者たる会員への補正料金算定インデックスの通知等）</u></p> <p>第3条 <u>本機関は、2023年度までの間、第107条第1項第3号に定める計画（当該計画を変更する計画を含む。）及び第133条の規定により算出した連系線の空容量をもとに、当日における需給ひっ迫時の補正インバランス料金を算定するための指標である補正料金算定インデックスを算出し公表するとともに、関係する一般送配電事業者たる会員に通知する。</u></p>	<p>附則（令和3年6月24日）</p> <p>第3条 <u>削除</u></p>

附則（令和 年 月 日）

（施行期日）

本規程は、令和6年4月1日又は経済産業大臣の認可を受けた日のいずれか遅い日から施行する。ただし、第96条の3及び第96条の5の規定は、令和6年4月1日、経済産業大臣の認可を受けた日又は混雑緩和希望者提起による系統増強プロセスに関する託送供給等約款の変更の効力が全ての一般送配電事業者において生じた日のいずれか遅い日から施行する。

## 電力広域的運営推進機関 送配電等業務指針 新旧対照表

変更前（変更点に下線）	変更後（変更点に下線）
<p data-bbox="1062 216 1460 289">平成27年4月28日施行 令和__年__月__日変更</p> <h1 data-bbox="388 720 1187 814">送配電等業務指針</h1> <p data-bbox="483 1436 1089 1491">電力広域的運営推進機関</p>	<p data-bbox="2445 216 2843 289">平成27年4月28日施行 令和__年__月__日変更</p> <h1 data-bbox="1774 720 2573 814">送配電等業務指針</h1> <p data-bbox="1869 1436 2475 1491">電力広域的運営推進機関</p>

変 更 前 (変更点に下線)	変 更 後 (変更点に下線)
<p>(変更履歴)</p> <p>平成27年4月28日施行  平成27年8月31日変更  平成28年4月1日変更  平成28年7月11日変更  平成28年10月18日変更  平成29年4月1日変更  平成29年9月6日変更  平成30年6月29日変更  平成30年10月1日変更  平成31年4月1日変更  令和元年7月1日変更  令和元年12月11日変更  令和2年2月1日変更  令和2年3月30日変更  令和2年4月1日変更  令和2年7月8日変更  令和2年10月1日変更  令和3年4月1日変更  令和3年4月16日変更  令和3年7月1日変更  令和4年4月1日変更  令和4年4月1日変更  令和4年7月5日変更  令和5年4月1日変更  令和5年4月3日変更  令和5年7月1日変更  令和 年 月 日変更</p>	<p>(変更履歴)</p> <p>平成27年4月28日施行  平成27年8月31日変更  平成28年4月1日変更  平成28年7月11日変更  平成28年10月18日変更  平成29年4月1日変更  平成29年9月6日変更  平成30年6月29日変更  平成30年10月1日変更  平成31年4月1日変更  令和元年7月1日変更  令和元年12月11日変更  令和2年2月1日変更  令和2年3月30日変更  令和2年4月1日変更  令和2年7月8日変更  令和2年10月1日変更  令和3年4月1日変更  令和3年4月16日変更  令和3年7月1日変更  令和4年4月1日変更  令和4年4月1日変更  令和4年7月5日変更  令和5年4月1日変更  令和5年4月3日変更  令和5年7月1日変更  令和 年 月 日変更  令和 年 月 日変更</p>

変 更 前 (変更点に下線)	変 更 後 (変更点に下線)
<p>(供給計画の案の調整等における考慮事項)</p> <p>第13条 業務規程第26条第1項の調整及び業務規程第28条第2項の検討の際の考慮事項は次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>一 一般送配電事業者及び配電事業者が提出した供給計画の案における考慮事項(配電事業者が提出した供給計画にあつては、エを除く。)</p> <p>ア 供給計画における需要想定と業務規程第23条第1項の規定により提出を受けた需要想定との間の相違の有無及び程度</p> <p>イ 需要実績の推移及び過去の供給計画の需要想定と比較した場合における、需要の変動の程度</p> <p>ウ 国の定めるガイドライン及び記載要領(以下「供給計画ガイドライン等」という。)に照らし、供給力の算定方法において著しく不合理な点があるかどうか</p> <p>エ 需給バランス評価の結果、需要に対して必要な供給力になっているかどうか</p> <p>オ 供給計画の案に記載された流通設備形成計画における設備の内容、運用の開始時期等と広域系統長期方針及び広域系統整備計画との整合性</p> <p>カ その他電力の安定供給を確保する観点から考慮すべき事項</p> <p>二 発電事業者及び特定卸供給事業者が提出した供給計画の案における考慮事項</p> <p>ア 供給計画ガイドライン等に照らし、供給力の算定方法における著しく不合理な点があるかどうか</p> <p>イ 発電事業者及び特定卸供給事業者の供給先である一般送配電事業者の供給区域の需給バランスを著しく悪化させる供給力の計画の有無</p> <p>ウ その他電力の安定供給を確保する観点から考慮すべき事項</p> <p>三 小売電気事業者等が提出した供給計画の案における考慮事項</p> <p>ア 需要実績の推移及び過去の供給計画の需要想定と比較した場合における、需要の変動の程度</p> <p>イ 供給計画ガイドライン等に照らし、供給力の算定方法において著しく不合理な点があるかどうか</p> <p>ウ 需要に対して、十分な供給力及び供給予備力が確保されているか否か</p> <p>エ 供給力に調達先未定分がある場合は調達の蓋然性</p> <p>四 送電事業者及び特定送配電事業者が提出した供給計画の案における考慮事項</p> <p>ア 供給計画の案に記載された流通設備計画において設備の内容、運用の開始時期等と広域系統長期方針及び広域系統整備計画との整合性</p> <p>イ その他電力の安定供給を確保する観点から考慮すべき事項</p>	<p>第13条 削除</p>
<p>(需給バランス評価の方法)</p> <p>第14条 業務規程第28条第2項第2号の需給バランス評価は、一般送配電事業者が想定する一般送配電事業者の供給区域需要と、小売電気事業者の確保した供給力、一般送配電事業者及び配電事業者の調整力並びに発電事業者及び特定卸供給事業者の販売先未定の供給力を基礎として、別途本機関が定め公表する需給バランス評価の方法にしたがって実施するものとする。</p>	<p>第14条 削除</p>
<p>(メインオークションにおける容量提供事業者の募集の手順)</p> <p>第15条の7 メインオークションにおける容量提供事業者の募集の手順は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>一 <u>メインオークション募集要綱の策定及び公表</u> 本機関は、業務規程第32条の12の規定により、<u>メインオークション募集要綱を策定し、公表する。</u></p> <p>二 <u>メインオークション需要曲線の策定及び公表</u> 本機関は、業務規程第32条の13の規定によ</p>	<p>(メインオークションにおける容量提供事業者の募集の手順)</p> <p>第15条の7 メインオークションにおける容量提供事業者の募集の手順は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p>

変 更 前 (変更点に下線)	変 更 後 (変更点に下線)
<p><u>り、メインオークション需要曲線を策定し、公表する。</u></p> <p>三 (略)</p> <p>四 (略)</p>	<p>一 (略)</p> <p>二 (略)</p>
<p>(調達オークション実施の場合のメインオークションに関する規定の準用)</p> <p>第15条の9 第15条の7の規定は、調達オークションの場合に準用する<u>(第15条の7第2号を除く。)</u>。この場合において、「メインオークション」とあるのは、「調達オークション」と、「第32条の12」とあるのは、「第32条の22において準用する業務規程第32条の12」と読み替えるものとする。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(調達オークション実施の場合のメインオークションに関する規定の準用)</p> <p>第15条の9 第15条の7の規定は、調達オークションの場合に準用する。この場合において、「メインオークション」とあるのは、「調達オークション」と読み替えるものとする。</p> <p>2 (略)</p>
<p>(リリースオークション実施の場合のメインオークションに関する規定の準用)</p> <p>第15条の10 第15条の7の規定は、リリースオークションの場合に準用する(第15条の7第2号及び第3号を除く。)。この場合において、「メインオークション」とあるのは、「リリースオークション」と、「容量提供事業者」とあるのは「容量リリース事業者」と、「第32条の12」とあるのは、「第32条の23において準用する業務規程第32条の12」と読み替えるものとする。</p>	<p>(リリースオークション実施の場合のメインオークションに関する規定の準用)</p> <p>第15条の10 第15条の7の規定は、リリースオークションの場合に準用する(第15条の7第1号を除く。)。この場合において、「メインオークション」とあるのは、「リリースオークション」と、「容量提供事業者」とあるのは「容量リリース事業者」と読み替えるものとする。</p>
<p>(長期脱炭素電源オークション実施の場合のメインオークションに関する規定の準用)</p> <p>第15条の10の2 第15条の7の規定は、長期脱炭素電源オークションの場合に準用する<u>(第15条の7第2号を除く。)</u>。この場合において、「メインオークション」とあるのは、「長期脱炭素電源オークション」と、「第32条の12」とあるのは、「第32条の23の2において準用する業務規程第32条の12」と読み替えるものとする。</p>	<p>(長期脱炭素電源オークション実施の場合のメインオークションに関する規定の準用)</p> <p>第15条の10の2 第15条の7の規定は、長期脱炭素電源オークションの場合に準用する。この場合において、「メインオークション」とあるのは、「長期脱炭素電源オークション」と読み替えるものとする。</p>
<p><u>(電源入札等の必要性の検討及び評価の際の考慮事項)</u></p> <p>第17条 電源入札等の必要性の検討の際の考慮事項は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>二 <u>全国及び一般送配電事業者の供給区域ごとの需給検証</u></p> <p>二 <u>会員の供給力等の確保状況</u></p> <p>ア <u>小売電気事業者等(全国又は一般送配電事業者の供給区域の需給バランス評価への影響が大きい事業者に限る。以下、この条で同じ。)の供給力の確保状況</u></p> <p>イ <u>発電事業者及び特定卸供給事業者(全国又は一般送配電事業者の供給区域の需給バランス評価への影響が大きい事業者に限る。)の発電等用電気工作物その他の供給能力の運転実績及び運転計画</u></p> <p>ウ <u>一般送配電事業者及び配電事業者の調整力の確保状況</u></p> <p>三 <u>小売電気事業者等の需要実績及び需要想定</u></p> <p>四 <u>危機管理上の需給変動リスク分析</u></p> <p>ア <u>自然災害、社会情勢の変化その他特別な事情による大規模な電源計画外停止リスク又は燃料調達リスク</u></p> <p>イ <u>その他全国又は特定の一般送配電事業者の供給区域の需給バランスに影響を与える事項</u></p> <p>五 <u>容量市場における供給力の確保状況(特別オークションが実施された場合に限る。)</u></p>	<p>第17条 <u>削除</u></p>
<p><u>(電源入札等の基本要件の記載事項)</u></p> <p>第18条 電源入札等の基本要件の記載事項は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>一 <u>電源入札等を行う供給区域</u></p> <p>二 <u>電源入札等の対象となる電源等維持運用業務の内容</u></p> <p>三 <u>電源入札等の対象となる電源等(発電等用電気工作物の建設を行う事業者を募集する場合は除く。)</u></p>	<p>第18条 <u>削除</u></p>

変 更 前 (変更点に下線)	変 更 後 (変更点に下線)
<p>四 <u>電源入札等の対象となる電源等が具備すべき周波数調整機能等の条件</u></p> <p>五 <u>電源等維持運用者が供給力を提供すべき量及び期間</u></p> <p>六 <u>電源入札等の方式</u></p> <p>七 <u>電源等維持運用者となる条件</u></p> <p>八 <u>電源入札等補填金の交付条件</u></p> <p>九 <u>電気の販売に関する条件</u></p> <p>十 <u>電源入札等補填金の上限価格</u></p> <p>十一 <u>募集スケジュール</u></p> <p>十二 <u>その他電源入札等を実施するに当たり必要となる事項</u></p>	
<p>(電源入札等の応募者の指定)</p> <p>第20条 (略)</p> <p>2 本機関から電源入札等の応募者の指定を受けた場合で、電源入札等に応募できないときは、本機関に対し、応募できない理由を書面により説明しなければならない。</p>	<p>(電源入札等の応募者の指定)</p> <p>第20条 (略)</p> <p>2 本機関から電源入札等の応募者の指定を受けた場合で、電源入札等に応募できないときは、本機関に対し、応募できない理由を書面又は電磁的方法により説明しなければならない。</p>
<p>(電源等維持運用者の募集の手順)</p> <p>第21条 <u>電源等維持運用者の募集の手順は次の各号に掲げるとおりとする。</u></p> <p>一 <u>電源入札等の開始の公表</u> 本機関は、業務規程第36条第3項の規定により電源入札等を開始した場合には、電源入札等の開始について公表する。</p> <p>二 <u>募集要綱の策定・公表</u> 本機関は、電源入札等の基本要件を踏まえ、募集スケジュール、電源入札等を行う供給区域、電源入札等の対象となる電源等維持運用業務の内容、同業務の実施期間、電源入札等の方式、電源入札等に応札する条件、電源入札等補填金の交付条件、電源等維持運用者の電気の販売に関する条件その他必要な事項を定めた募集要綱を策定し、公表する。なお、本機関は、募集要綱の策定に当たっては、原則として会員の意見を聴取するとともに、業務規程第5条第2項の規定により、公表する内容を検討するものとする。</p> <p>三 <u>説明会の開催</u> 本機関は、必要に応じ、電源入札等への応募を希望する事業者を対象とした募集要綱の説明会を開催する。</p> <p>四 <u>必要書類の提出</u> 電源入札等へ応募する電気供給事業者は、募集要綱に記載した期限までにおいて、応募価格等を記載した必要な書類を提出する。</p>	<p>(電源等維持運用者の募集の手順)</p> <p>第21条 <u>電源入札等へ応募する電気供給事業者は、業務規程第38条第1項第2号の規定に基づき本機関が策定した募集要綱に記載した期限までにおいて、応募価格等を記載した必要な書類を書面又は電磁的方法にて提出する。</u></p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p>
<p>(応募者の評価項目)</p> <p>第22条 <u>電源入札等の応募者の評価項目は次の各号に掲げるとおりとする。</u></p> <p>一 <u>法律又は政省令への適合性</u></p> <p>二 <u>応募価格 上限価格に対する応募価格</u></p> <p>三 <u>技術的信頼性 計画外停止リスク、周波数調整機能等</u></p> <p>四 <u>事業の実現性 供給力提供可能時期、工程遅延リスク、建設・修繕等の実現性、燃料調達の確実性等</u></p> <p>五 <u>事業継続性 事業者の財務健全性、発電等用電気工作物の維持・運用等に関する経験、保守・運</u></p>	<p>第22条 <u>削除</u></p>



変 更 前 (変更点に下線)	変 更 後 (変更点に下線)
<p>用の体制等</p> <p>六 経済性 工事費（系統増強に係る工事費を含む。）、燃料費、修繕費等</p> <p>七 環境影響</p> <p>八 その他募集要綱で定める事項</p>	
<p>(実施案等の応募資格者及び募集に対する応募意思の表明)</p> <p>第42条 (略)</p> <p>2 業務規程第56条の3の規定により本機関が実施する実施案及び事業実施主体の募集への応募意思を有する応募資格者は、業務規程第56条の3第1項第2号の公募要綱に定めるところにより、応募意思を表明する文書を提出する。</p>	<p>(実施案等の応募資格者及び募集に対する応募意思の表明)</p> <p>第42条 (略)</p> <p>2 業務規程第56条の3の規定により本機関が実施する実施案及び事業実施主体の募集への応募意思を有する応募資格者は、業務規程第56条の3第1項第2号の公募要綱に定めるところにより、応募意思を表明する文書を書面又は電磁的方法にて提出する。</p>
<p>(費用負担意思の回答)</p> <p>第47条 業務規程第59条第4項及び第5項の規定により広域系統整備の費用負担割合等の案の通知があった費用負担候補者は、書面により費用負担の意思を回答しなければならない。</p>	<p>(費用負担意思の回答)</p> <p>第47条 業務規程第59条第4項及び第5項の規定により広域系統整備の費用負担割合等の案の通知があった費用負担候補者は、書面又は電磁的方法により費用負担の意思を回答しなければならない。</p>
<p>(広域系統整備計画により設置等を行った流通設備の設置及び維持に要する費用の額の届出)</p> <p>第53条の2 業務規程第61条の3の規定により届出を行った広域系統整備計画の事業実施主体は、法第28条の40第1項第5号の2に規定する交付金（以下「広域系統整備交付金」という。）の交付を受けることができる。</p> <p>2 事業実施主体は、前項の広域系統整備交付金の交付を受けるに当たり、広域系統整備計画により設置等を行った流通設備の使用を開始した日の属する年度から当該流通設備の耐用年数(減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)別表第1又は別表第2に掲げる耐用年数をいう。)の期間の末日の属する年度までの間、減価償却が行われる前年度に、広域系統整備計画ごとに当該流通設備を設置及び維持に要する費用の額を、毎年度、本機関に届け出なければならない。</p>	<p>(広域系統整備計画に基づき設置等を行った流通設備の設置及び維持に要する費用の額の届出)</p> <p>第53条の2 業務規程第61条の3の規定により届出を行った広域系統整備計画の事業実施主体は、法第28条の40第1項第5号の2に規定する交付金（以下「広域系統整備交付金」という。）の交付を受けるに当たり、<u>広域系統整備計画に基づき設置等を行った流通設備の使用を開始した日の属する年度から当該流通設備の耐用年数(減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)別表第1又は別表第2に掲げる耐用年数をいう。)の期間の末日の属する年度までの間、減価償却が行われる年度の本機関が別途通知する期日までに、広域系統整備計画ごとに当該流通設備の設置及び維持に要する費用の額を、毎年度、本機関に届け出なければならない。</u></p> <p>(削る)</p>
<p>(供給計画に従い設置等を行った流通設備の設置及び維持に要する費用の額の届出)</p> <p>第53条の3 業務規程第61条の3の規定により届出を行った広域系統整備計画の事業実施主体は、当該計画において再生可能エネルギー発電設備によって創出される便益が見込まれる場合は、再生可能エネルギー電気特措法第28条第1項に規定する交付金（以下「系統設置交付金」という。）の交付を受けることができる。</p> <p>2 一般送配電事業者又は送電事業者は、<u>系統設置交付金の交付を受けるに当たり、供給計画に従って設置等を行った流通設備(系統設置交付金の交付対象となる広域系統整備計画に係るものに限る。)の使用を開始した日の属する年度から当該流通設備の耐用年数(減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)別表第1又は別表第2に掲げる耐用年数をいう。)の期間の末日の属する年度までの間、減価償却が行われる前年度に、広域系統整備計画ごとに当該流通設備を設</u></p>	<p>(供給計画に従い設置等を行った流通設備の設置及び維持に要する費用の額の届出)</p> <p>第53条の3 業務規程第61条の3の規定により届出を行った広域系統整備計画の事業実施主体は、当該計画において再生可能エネルギー発電設備によって創出される便益が見込まれる場合は、再生可能エネルギー電気特措法第28条第1項に規定する交付金（以下「系統設置交付金」という。）の交付を受けるに当たり、<u>供給計画に従い設置等を行った流通設備(系統設置交付金の交付対象となる広域系統整備計画に係るものに限る。)の使用を開始した日の属する年度から当該流通設備の耐用年数(減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)別表第1又は別表第2に掲げる耐用年数をいう。)の期間の末日の属する年度までの間、減価償却が行われる年度の本機関が別途通知する期日までに、広域系統整備計画ごとに当該流通設備の設置及び維持に要する費用の額を、毎年度、本機関に届け出なければならない。</u></p> <p>(削る)</p>

変 更 前 (変更点に下線)	変 更 後 (変更点に下線)
置及び維持に要する費用の額を、毎年度、本機関に届け出なければならない。	
(新設)	(認定整備等計画に従い設置等を行う流通設備の設置に要する費用の額の届出) 第53条の4 法第28条の50第1項に規定する認定整備等事業者(以下単に「認定整備等事業者」という。)は、業務規程第61条の3の規定により届出を行った広域系統整備計画において再生可能エネルギー発電設備によって創出される便益が見込まれる場合は、再生可能エネルギー電気特措法第28条の2第1項に規定する交付金(以下「特定系統設置交付金」という。)の交付を受けるに当たり、法第28条の50第2項に規定する認定整備等計画(以下単に「認定整備等計画」という。)に従い設置等を行う流通設備の工事を開始した日の属する年度から当該流通設備の使用を開始した日の前日の属する年度までの間、費用が発生する年度の本機関が別途通知する期日までに、認定整備等計画ごとに当該流通設備の設置に要する費用の額を、毎年度、本機関に届け出なければならない。
(新設)	(認定整備等計画に基づき設置等を行う流通設備の設置及び維持に必要な資金の借入申請) 第53条の5 認定整備等事業者は、本機関から、認定整備等計画に基づき設置等を行う流通設備の設置及び維持に必要な資金の貸付けを受けるに当たり、認定整備等計画に基づき設置等を行う流通設備の設置及び維持に必要な資金の借入れを、本機関に申請しなければならない。 2 認定整備等事業者は、業務規程第64条の5第5項に規定する契約の定めるところにより、本機関から貸付けを受け、返済しなければならない。
(事前相談の申込みの受付) 第74条 一般送配電事業者等は、系統連系希望者から事前相談の申込書類を受領した場合には、申込書類に必要事項が記載されていることを確認の上、事前相談の申込みを受け付ける。ただし、申込書類に不備があるときは、申込書類の修正を求め、不備がないことを確認した上で受付を行う。 2～4 (略)	(事前相談の申込みの受付) 第74条 一般送配電事業者等は、系統連系希望者から事前相談の申込書類を書面又は電磁的方法にて受領した場合には、申込書類に必要事項が記載されていることを確認の上、事前相談の申込みを受け付ける。ただし、申込書類に不備があるときは、申込書類の修正を求め、不備がないことを確認した上で受付を行う。 2～4 (略)
(接続検討の申込みの受付) 第81条 一般送配電事業者等は、系統連系希望者から接続検討の申込書類を受領した場合には、申込書類に必要事項が記載されていること及び第83条に定める検討料が入金されていること(ただし、検討料が不要な場合は除く。)を確認の上、接続検討の申込みを受け付ける。ただし、申込書類に不備があるときは、申込書類の修正を求め、不備がないことを確認した上で受付を行う。 2～5 (略)	(接続検討の申込みの受付) 第81条 一般送配電事業者等は、系統連系希望者から接続検討の申込書類を書面又は電磁的方法にて受領した場合には、申込書類に必要事項が記載されていること及び第83条に定める検討料が入金されていること(ただし、検討料が不要な場合は除く。)を確認の上、接続検討の申込みを受け付ける。ただし、申込書類に不備があるときは、申込書類の修正を求め、不備がないことを確認した上で受付を行う。 2～5 (略)
(接続検討の検討料) 第83条 一般送配電事業者等は、接続検討の申込みがあったときは、系統連系希望者に対し、一般送配電事業者等が定める接続検討の検討料の額を通知するとともに、検討料の支払いに必要となる書類を送付する。ただし、次の各号に掲げる場合は検討料を不要とする。 一・二 (略) 2 (略)	(接続検討の検討料) 第83条 一般送配電事業者等は、接続検討の申込みがあったときは、系統連系希望者に対し、一般送配電事業者等が定める接続検討の検討料の額を通知するとともに、検討料の支払いに必要となる書類を書面又は電磁的方法にて送付する。ただし、次の各号に掲げる場合は検討料を不要とする。 一・二 (略) 2 (略)
(接続検討の回答) 第85条 一般送配電事業者等は、前条第1項の検討が完了したときは、系統連系希望者に対し、次の各号に掲げる事項について書面にて回答するとともに必要な説明を行う。 一～八 (略) 2・3 (略)	(接続検討の回答) 第85条 一般送配電事業者等は、前条第1項の検討が完了したときは、系統連系希望者に対し、次の各号に掲げる事項について書面又は電磁的方法にて回答するとともに必要な説明を行う。 一～八 (略) 2・3 (略)

変 更 前 (変更点に下線)	変 更 後 (変更点に下線)
<p>(発電設備等に関する契約申込みの受付)</p> <p>第 8 8 条 一般送配電事業者等は、発電設備等に関する契約申込みの申込書類を受領した場合には、次の各号の区分に応じ、次の各号に掲げる内容を確認(第 5 項に規定する関連する他の一般送配電事業者又は配電事業者の確認も含む。)の上、契約申込みを受け付ける。ただし、申込書類に不備がある場合には、申込書類の修正を求め、不備がないことを確認した上で契約申込みの受付を行う。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>2～5 (略)</p>	<p>(発電設備等に関する契約申込みの受付)</p> <p>第 8 8 条 一般送配電事業者等は、発電設備等に関する契約申込みの申込書類を<u>書面又は電磁的方法にて</u>受領した場合には、次の各号の区分に応じ、次の各号に掲げる内容を確認(第 5 項に規定する関連する他の一般送配電事業者又は配電事業者の確認も含む。)の上、契約申込みを受け付ける。ただし、申込書類に不備がある場合には、申込書類の修正を求め、不備がないことを確認した上で契約申込みの受付を行う。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>2～5 (略)</p>
<p>(発電設備等に関する契約申込みの保証金)</p> <p>第 8 8 条の 2 一般送配電事業者等は、発電設備等に関する契約申込みの申込書類を受領した場合には、系統連系希望者に対し、業務規程第 7 4 条の 2 に定める算定方法に応じた保証金の額を通知するとともに、保証金の支払いに必要となる書類を送付する。ただし、保証金を要しない場合は除く。</p> <p>2 系統連系希望者は、前項の書類を受領した場合には、速やかに保証金を支払い、保証金の支払後、一般送配電事業者等にその旨を通知しなければならない。</p> <p>3・4 (略)</p>	<p>(発電設備等に関する契約申込みの保証金)</p> <p>第 8 8 条の 2 一般送配電事業者等は、発電設備等に関する契約申込みの申込書類を受領した場合には、系統連系希望者に対し、業務規程第 7 4 条の 2 に定める算定方法に応じた保証金の額を通知するとともに、保証金の支払いに必要となる書類を<u>書面又は電磁的方法にて</u>送付する。ただし、保証金を要しない場合は除く。</p> <p>2 系統連系希望者は、前項の書類を<u>書面又は電磁的方法にて</u>受領した場合には、速やかに保証金を支払い、保証金の支払後、一般送配電事業者等にその旨を通知しなければならない。</p> <p>3・4 (略)</p>
<p>(発電設備等に関する契約申込みの回答)</p> <p>第 9 6 条 一般送配電事業者等は、前条第 1 項の検討が完了した場合には、系統連系希望者に対し、発電設備等に関する契約申込みに対する回答を書面にて通知し、必要な説明を行う。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(発電設備等に関する契約申込みの回答)</p> <p>第 9 6 条 一般送配電事業者等は、前条第 1 項の検討が完了した場合には、系統連系希望者に対し、発電設備等に関する契約申込みに対する回答を<u>書面又は電磁的方法にて</u>通知し、必要な説明を行う。</p> <p>2 (略)</p>
<p>(発電設備等に関する契約申込みに対する検討結果が接続検討の回答と異なる場合の取扱い)</p> <p>第 9 9 条 (略)</p> <p>2 前項の案件が、本機関が特定系統連系希望者又は国に対して接続検討の回答を行った案件である場合には、一般送配電事業者等は、本機関に対し、特定系統連系希望者への回答に先立ち、発電設備等に関する契約申込みに対する検討結果を提出するとともに、検討結果に差異が生じた理由を説明する。ただし、検討結果の差異が工事費負担金の増加、工期の長期化及び特定系統連系希望者側の設備対策の追加のいずれも伴わない軽微なものである場合は、特定系統連系希望者に対する回答後、本機関に対し、差異の概要を記載した書面を提出すれば足りるものとする。</p> <p>3・4 (略)</p>	<p>(発電設備等に関する契約申込みに対する検討結果が接続検討の回答と異なる場合の取扱い)</p> <p>第 9 9 条 (略)</p> <p>2 前項の案件が、本機関が特定系統連系希望者又は国に対して接続検討の回答を行った案件である場合には、一般送配電事業者等は、本機関に対し、特定系統連系希望者への回答に先立ち、発電設備等に関する契約申込みに対する検討結果を提出するとともに、検討結果に差異が生じた理由を説明する。ただし、検討結果の差異が工事費負担金の増加、工期の長期化及び特定系統連系希望者側の設備対策の追加のいずれも伴わない軽微なものである場合は、特定系統連系希望者に対する回答後、本機関に対し、差異の概要について<u>書面又は電磁的方法にて</u>提出すれば足りるものとする。</p> <p>3・4 (略)</p>
<p>(連系承諾後に連系等を拒むことができる場合)</p> <p>第 1 0 5 条 (略)</p> <p>2 一般送配電事業者等は、前項の規定により連系等を拒む場合には、その理由を系統連系希望者に、書面をもって、説明する。</p>	<p>(連系承諾後に連系等を拒むことができる場合)</p> <p>第 1 0 5 条 (略)</p> <p>2 一般送配電事業者等は、前項の規定により連系等を拒む場合には、その理由を系統連系希望者に、<u>書面又は電磁的方法</u>をもって、説明する。</p>
<p>(発電設備等系統アクセス業務における工事費負担金)</p> <p>第 1 0 6 条 発電設備等の系統連系工事に要する工事費のうち、系統連系希望者が負担する工事費負担金の額は、次の各号の区分に応じ、決定する。</p> <p>一 次号及び第 3 号に掲げる場合以外 電源線に係る費用に関する省令(平成 1 6 年経済産業省令第 1 1 9 号)及び費用負担ガイドラインに基づいて算出された金額</p> <p>二 電源接続案件一括検討プロセスの場合 業務規程第 8 0 条の規定により本機関が定めた手続その他の事項(以下「電源接続案件一括検討プロセスの手続等」という。)にしたがって決定された金額</p>	<p>(発電設備等系統アクセス業務における工事費負担金)</p> <p>第 1 0 6 条 発電設備等の系統連系工事等に要する工事費のうち、系統連系希望者等が負担する工事費負担金の額は、次の各号の区分に応じ、<u>一般送配電事業者及び配電事業者が</u>決定する。</p> <p>一 次号から第 4 号までに掲げる場合以外 電源線に係る費用に関する省令(平成 1 6 年経済産業省令第 1 1 9 号)及び費用負担ガイドラインに基づいて算出した金額</p> <p>二 電源接続案件一括検討プロセスの場合 業務規程第 8 0 条の規定により本機関が定めた手続その他の事項(以下「電源接続案件一括検討プロセスの手続等」という。)にしたがって決定した金額</p>

変 更 前 (変更点に下線)	変 更 後 (変更点に下線)
<p>(新設)</p> <p>三 (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>三 <u>混雑緩和希望者提起による系統増強プロセスの場合</u> 業務規程第96条の2の規定により本機関が定めた<u>手続その他の事項</u> (以下「<u>混雑緩和希望者提起による系統増強プロセスの手続等</u>」という。)にしたがって決定した金額</p> <p>四 (略)</p> <p>2 (略)</p>
<p>(本機関が受け付けた事前相談に関する検討)</p> <p>第110条 (略)</p> <p>2 一般送配電事業者等は、前項の回答期日を超過するときは、その理由、進捗状況、及び今後の見込みを本機関に書面にて報告しなければならない。</p> <p>3 (略)</p>	<p>(本機関が受け付けた事前相談に関する検討)</p> <p>第110条 (略)</p> <p>2 一般送配電事業者等は、前項の回答期日を超過するときは、その理由、進捗状況、及び今後の見込みを本機関に書面<u>又は電磁的方法</u>にて報告しなければならない。</p> <p>3 (略)</p>
<p>(本機関が受け付けた接続検討に関する検討料の通知等)</p> <p>第111条 一般送配電事業者等は、本機関から業務規程第71条第1項の通知を受けた場合には、特定系統連系希望者に対して、接続検討の検討料の額を通知するとともに、検討料の支払いに必要となる書類を送付する。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 一般送配電事業者等は、本機関から業務規程第71条第2項第2号の場合における同項の規定による依頼を受けた場合において、選定事業者が選定されたときは、選定事業者に対し、第83条第1項に規定する検討料を不要とする場合を除き、接続検討の検討料の額を通知するとともに、検討料の支払いに必要となる書類を送付する。</p>	<p>(本機関が受け付けた接続検討に関する検討料の<u>額</u>の通知等)</p> <p>第111条 一般送配電事業者等は、本機関から業務規程第71条第1項の通知を受けた場合には、特定系統連系希望者に対して、接続検討の検討料の額を通知するとともに、検討料の支払いに必要となる書類を<u>書面又は電磁的方法</u>にて送付する。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 一般送配電事業者等は、本機関から業務規程第71条第2項第2号の場合における同項の規定による依頼を受けた場合において、選定事業者が選定されたときは、選定事業者に対し、第83条第1項に規定する検討料を不要とする場合を除き、接続検討の検討料の額を通知するとともに、検討料の支払いに必要となる書類を<u>書面又は電磁的方法</u>にて送付する。</p>
<p>(本機関が受け付けた接続検討)</p> <p>第112条 (略)</p> <p>2 一般送配電事業者等は、前項の回答期日を超過するときは、その理由、進捗状況、及び今後の見込みを本機関に書面にて報告しなければならない。</p> <p>3 (略)</p>	<p>(本機関が受け付けた接続検討)</p> <p>第112条 (略)</p> <p>2 一般送配電事業者等は、前項の回答期日を超過するときは、その理由、進捗状況、及び今後の見込みを本機関に書面<u>又は電磁的方法</u>にて報告しなければならない。</p> <p>3 (略)</p>
<p>(系統連系希望者による電源接続案件一括検討プロセス開始の申込み)</p> <p>第120条 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、系統連系希望者は、次の各号に掲げる場合は、電源接続案件一括検討プロセスの申込みを行うことはできない。</p> <p>一・二 (略)</p>	<p>(系統連系希望者による電源接続案件一括検討プロセス開始の申込み)</p> <p>第120条 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、系統連系希望者は、次の各号に掲げる場合は、電源接続案件一括検討プロセス<u>開始</u>の申込みを行うことはできない。</p> <p>一・二 (略)</p>
<p>(電源接続案件一括検討プロセス開始の申込みの受付)</p> <p>第120条の2 一般送配電事業者等は、系統連系希望者から電源接続案件一括検討プロセス開始の申込書類を受領した場合には、申込書類に必要事項が記載されていること及び次条に定める開始検討料が入金されていることを確認の上、同プロセス開始の申込みを受け付ける。ただし、申込書類に不備があるときは、申込書類の修正を求め、不備がないことを確認した上で受付を行う。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(電源接続案件一括検討プロセス開始の申込みの受付)</p> <p>第120条の2 一般送配電事業者等は、系統連系希望者から電源接続案件一括検討プロセス開始の申込書類を<u>書面又は電磁的方法</u>にて受領した場合には、申込書類に必要事項が記載されていること及び次条に定める開始検討料が入金されていることを確認の上、同プロセス開始の申込みを受け付ける。ただし、申込書類に不備があるときは、申込書類の修正を求め、不備がないことを確認した上で受付を行う。</p> <p>2 (略)</p>
<p>(電源接続案件一括検討プロセスの開始検討料)</p> <p>第120条の3 一般送配電事業者等は、電源接続案件一括検討プロセス開始の申込みがあったときは、系統連系希望者に対し、第3項に定める開始検討料の額を通知するとともに、開始検討料の支払いに必要となる書類を送付する。</p>	<p>(電源接続案件一括検討プロセスの開始検討料)</p> <p>第120条の3 一般送配電事業者等は、電源接続案件一括検討プロセス開始の申込みがあったときは、系統連系希望者に対し、第3項に定める開始検討料の額を通知するとともに、開始検討料の支払いに必要となる書類を<u>書面又は電磁的方法</u>にて送付する。</p>

変 更 前 (変更点に下線)	変 更 後 (変更点に下線)
<p>2～4 (略)</p> <p>(系統連系希望者からの電源接続案件一括検討プロセスへの応募等の受付)</p> <p>第122条の2 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 一般送配電事業者等は、系統連系希望者から電源接続案件一括検討プロセスにおける接続検討の申込書類を受領した場合には、申込書類に必要事項が記載されていること及び第83条に定める検討料が入金されていること(ただし、検討料が不要な場合は除く。)を確認の上、接続検討の申込みを受け付ける。ただし、申込書類に不備があるときは、申込書類の修正を求め、不備がないことを確認した上で受付を行う。</p> <p>4 一般送配電事業者等は、系統連系希望者から本機関への電源接続案件一括検討プロセスにおける接続検討の申込書類を受領した場合には、申込書類に必要事項が記載されていること及び第83条に定める検討料が入金されていること(ただし、検討料が不要な場合は除く。)を確認の上、本機関に対して、その旨を通知する。ただし、申込書類に不備があるときは、申込書類の修正を求め、不備がないことを確認した上で通知を行う。</p> <p>5～7 (略)</p>	<p>2～4 (略)</p> <p>(系統連系希望者からの電源接続案件一括検討プロセスへの応募等の受付)</p> <p>第122条の2 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 一般送配電事業者等は、系統連系希望者から電源接続案件一括検討プロセスにおける接続検討の申込書類を<u>書面又は電磁的方法にて</u>受領した場合には、申込書類に必要事項が記載されていること及び第83条に定める検討料が入金されていること(ただし、検討料が不要な場合は除く。)を確認の上、接続検討の申込みを受け付ける。ただし、申込書類に不備があるときは、申込書類の修正を求め、不備がないことを確認した上で受付を行う。</p> <p>4 一般送配電事業者等は、系統連系希望者から本機関への電源接続案件一括検討プロセスにおける接続検討の申込書類を<u>書面又は電磁的方法にて</u>受領した場合には、申込書類に必要事項が記載されていること及び第83条に定める検討料が入金されていること(ただし、検討料が不要な場合は除く。)を確認の上、本機関に対して、その旨を通知する。ただし、申込書類に不備があるときは、申込書類の修正を求め、不備がないことを確認した上で通知を行う。</p> <p>5～7 (略)</p>
<p>(電源接続案件一括検討プロセスにおける接続検討の回答)</p> <p>第122条の4 一般送配電事業者等は、前条第1項の検討が完了したときは、系統連系希望者に対し、第85条第1項の規定に準じて書面にて回答するとともに必要な説明を行う。</p>	<p>(電源接続案件一括検討プロセスにおける接続検討の回答)</p> <p>第122条の4 一般送配電事業者等は、前条第1項の検討が完了したときは、系統連系希望者に対し、第85条第1項の規定に準じて<u>書面又は電磁的方法</u>にて回答するとともに必要な説明を行う。</p>
<p>(電源接続案件一括検討プロセスにおける再接続検討の申込等)</p> <p>第122条の7 (略)</p> <p>2 前項の申込みを行う系統連系希望者は、申込時に、一般送配電事業者等に系統連系希望者が負担可能な工事費負担金の上限額(以下「負担可能上限額」という。)を申告するとともに第122条の9に定める保証金を支払う。</p>	<p>(電源接続案件一括検討プロセスにおける再接続検討の申込等)</p> <p>第122条の7 (略)</p> <p>2 前項の申込みを行う系統連系希望者は、申込時に、一般送配電事業者等に系統連系希望者が負担可能な工事費負担金の上限額(以下<u>この節において</u>「負担可能上限額」という。)を申告するとともに第122条の9に定める保証金を支払う。</p>
<p>(電源接続案件一括検討プロセスの保証金)</p> <p>第122条の9 一般送配電事業者等は、第122条の4の規定により系統連系希望者に対して回答をする場合には、系統連系希望者に対し、業務規程第82条の2に定める算定方法に応じた保証金の支払いに必要となる書類を送付する。</p> <p>2～4 (略)</p>	<p>(電源接続案件一括検討プロセスの保証金)</p> <p>第122条の9 一般送配電事業者等は、第122条の4の規定により系統連系希望者に対して回答をする場合には、系統連系希望者に対し、業務規程第82条の2に定める算定方法に応じた保証金の支払いに必要となる書類を<u>書面又は電磁的方法</u>にて送付する。</p> <p>2～4 (略)</p>
<p>(電源接続案件一括検討プロセスにおける再接続検討の回答)</p> <p>第122条の11 一般送配電事業者等は、前条の検討が完了したときは、系統連系希望者に対し、第85条第1項の規定に準じて書面にて回答するとともに必要な説明を行う。ただし、検討結果において工事費負担金が申告された負担可能上限額を超過する等の理由により連系等を行うことが不可能又は著しく困難となった者に対しては、その旨を回答する。</p>	<p>(電源接続案件一括検討プロセスにおける再接続検討の回答)</p> <p>第122条の11 一般送配電事業者等は、前条の検討が完了したときは、系統連系希望者に対し、第85条第1項の規定に準じて<u>書面又は電磁的方法</u>にて回答するとともに必要な説明を行う。ただし、検討結果において工事費負担金が申告された負担可能上限額を超過する等の理由により連系等を行うことが不可能又は著しく困難となった者に対しては、その旨を回答する。</p>
<p>(電源接続案件一括検討プロセスにおける契約申込みの受付)</p> <p>第123条の2 一般送配電事業者等は、前条の電源接続案件一括検討プロセスにおける契約申込みの申込書類を受領した場合には、申込書類に必要事項が記載されていること及び第123条の9の規定により電源接続案件一括検討プロセスにおける手続の一部を省略したときは、第88条の2に規定する保証金を要しない場合を除き、当該保証金が入金されていることを確認の上、契約申込みを受け付ける。ただし、申込書類に不備がある場合には、申込書類の修正を求め、不備がないことを確認した上で契約申込みの受付を行う。</p>	<p>(電源接続案件一括検討プロセスにおける契約申込みの受付)</p> <p>第123条の2 一般送配電事業者等は、前条の電源接続案件一括検討プロセスにおける契約申込みの申込書類を<u>書面又は電磁的方法にて</u>受領した場合には、申込書類に必要事項が記載されていること及び第123条の9の規定により電源接続案件一括検討プロセスにおける手続の一部を省略したときは、第88条の2に規定する保証金を要しない場合を除き、当該保証金が入金されていることを確認の上、契約申込みを受け付ける。ただし、申込書類に不備がある場合には、申込書類の修正を求め、不備がないことを確認した上で契約申込みの受付を行う。</p>

変 更 前 (変更点に下線)	変 更 後 (変更点に下線)
2～4 (略)	2～4 (略)
<p>(電源接続案件一括検討プロセスにおける契約申込みの回答)</p> <p>第123条の4 一般送配電事業者等は、前条第1項の検討が完了した場合には、系統連系希望者に対し、契約申込みに対する回答を書面にて通知し、必要な説明を行う。ただし、検討結果において工事費負担金が申告された負担可能上限額を超過する等の理由により連系等を行うことが不可能又は著しく困難となった者に対しては、その旨を回答する。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(電源接続案件一括検討プロセスにおける契約申込みの回答)</p> <p>第123条の4 一般送配電事業者等は、前条第1項の検討が完了した場合には、系統連系希望者に対し、契約申込みに対する回答を書面又は電磁的方法にて通知し、必要な説明を行う。ただし、検討結果において工事費負担金が申告された負担可能上限額を超過する等の理由により連系等を行うことが不可能又は著しく困難となった者に対しては、その旨を回答する。</p> <p>2 (略)</p>
<p>(電源接続案件一括検討プロセスにおける手続の一部の省略)</p> <p>第123条の9 一般送配電事業者及び配電事業者は、電源接続案件一括検討プロセスにおける検討において増強工事が不要となった等の理由により、電源接続案件一括検討プロセスにおける手続の一部を省略しても系統連系希望者に不利益が生じず、かつ、系統連系希望者間の公平性を害しないと判断したときは、電源接続案件一括検討プロセスにおける手続の一部を省略することができる。この場合において、一般送配電事業者等は、系統連系希望者に対し、その旨及び電源接続案件一括検討プロセスにおける契約申込手続の内容を書面にて通知し、必要な説明を行う。</p>	<p>(電源接続案件一括検討プロセスにおける手続の一部の省略)</p> <p>第123条の9 一般送配電事業者及び配電事業者は、電源接続案件一括検討プロセスにおける検討において増強工事が不要となった等の理由により、電源接続案件一括検討プロセスにおける手続の一部を省略しても系統連系希望者に不利益が生じず、かつ、系統連系希望者間の公平性を害しないと判断したときは、電源接続案件一括検討プロセスにおける手続の一部を省略することができる。この場合において、一般送配電事業者等は、系統連系希望者に対し、その旨及び電源接続案件一括検討プロセスにおける契約申込手続の内容を書面又は電磁的方法にて通知し、必要な説明を行う。</p>
(新設)	<u>第3節 混雑緩和希望者提起による系統増強プロセス</u>
(新設)	<p>(混雑緩和希望者提起による系統増強プロセスの実施)</p> <p><u>第131条の2 平常時において混雑が発生し、第153条の2に定める措置が行われた送電系統(ただし、連系先の一般送配電事業者の供給区域内における最上位電圧から2階級(供給区域内の最上位電圧が250キロボルト未満のときは最上位電圧)の流通設備(変圧器については一次電圧により判断する。)を除く。以下「混雑緩和プロセス適用系統」という。)の増強を希望する者(ただし、当該送電系統において、既に連系している者又は第97条第1項の連系承諾の通知を受けている者に限る。以下「混雑緩和希望者」という。)</u>は、一般送配電事業者等に対し、<u>混雑緩和希望者提起による系統増強プロセスにおける事前照会、概要検討、プロセス開始及びプロセスへの応募等の申込みを行うことができる。</u></p> <p><u>2 一般送配電事業者等は、混雑緩和希望者からの混雑緩和希望者提起による系統増強プロセスにおける事前照会、概要検討、プロセス開始及びプロセスへの応募等の受付、検討、回答等の業務を行う。</u></p>
(新設)	<p>(混雑緩和希望者提起による系統増強プロセスの手続等の遵守等)</p> <p><u>第131条の3 一般送配電事業者、配電事業者及び混雑緩和希望者は、業務規程第96条の2の規定により本機関が定める混雑緩和希望者提起による系統増強プロセスの手続等にしがうものとする。</u></p> <p><u>2 一般送配電事業者及び配電事業者は、混雑緩和希望者提起による系統増強プロセスの実施に関して相互に協力しなければならない。</u></p>
(新設)	<p>(混雑緩和希望者提起による系統増強プロセスにおける事前照会の申込み)</p> <p><u>第131条の4 混雑緩和希望者は、混雑の緩和を目的に連系先の混雑緩和プロセス適用系統の増強を希望する場合、一般送配電事業者等に対し、混雑緩和希望者提起による系統増強プロセスにおける事前照会の申込みを行う。</u></p>
(新設)	<p>(混雑緩和希望者提起による系統増強プロセスにおける事前照会等の受付)</p> <p><u>第131条の5 一般送配電事業者等は、混雑緩和希望者から混雑緩和希望者提起による系統増強プロセスにおける事前照会の申込書類を書面又は電磁的方法にて受領した場合には、申込書類に必要事項が記載されていること及び混雑緩和希望者が連系する混雑緩和プロセス適用系統における過去の混雑緩和希望者提起による系統増強プロセス実施の有無等を確認の上、混雑緩和希望者提起による系統</u></p>

変 更 前 (変更点に下線)	変 更 後 (変更点に下線)
	<p>増強プロセスにおける事前照会の申込みを受け付ける。ただし、申込書類に不備があるときは、申込書類の修正を求め、不備がないことを確認した上で受付を行う。</p> <p>2 一般送配電事業者等は、混雑緩和希望者提起による系統増強プロセスにおける事前照会の申込みを受け付けた場合は、第131条の8に定める回答期間内の日を回答予定日として、前条の申込みを行った混雑緩和希望者へ速やかに通知する。</p>
(新設)	<p>(混雑緩和希望者提起による系統増強プロセスにおける事前照会の申込みに対する検討)</p> <p>第131条の6 一般送配電事業者等は、混雑緩和希望者提起による系統増強プロセスにおける事前照会の申込みを受け付けた場合、当該申込みの対象となる混雑緩和プロセス適用系統の混雑状況等を考慮の上、回答に必要な事項について検討を実施する。</p> <p>2 一般送配電事業者等は、混雑緩和希望者に対し、申込書類の記載事項のほか、前項の検討に必要な情報がある場合には、当該情報の提供を求めることができる。この場合、一般送配電事業者等は、混雑緩和希望者に対し、提供を求める情報が必要となる理由を説明しなければならない。</p>
(新設)	<p>(混雑緩和希望者提起による系統増強プロセスにおける事前照会の回答)</p> <p>第131条の7 一般送配電事業者等は、前条第1項の検討が完了したときは、混雑緩和希望者に対し、次の各号に掲げる事項について書面又は電磁的方法にて回答するとともに必要な説明を行う。</p> <p>一 連系先の混雑緩和プロセス適用系統における第153条の2に定める措置の実績に基づく混雑緩和希望者提起による系統増強プロセスにおける概要検討への申込可否</p> <p>二 連系先の混雑緩和プロセス適用系統における混雑状況の確認結果</p> <p>三 連系先の混雑緩和プロセス適用系統における次のアからオまでに掲げる系統増強工事の概要（ただし、混雑緩和希望者提起による系統増強プロセスにおける概要検討への申込みが不可となる場合は除く。）</p> <p>ア 系統増強の概要</p> <p>イ 概算工事費</p> <p>ウ 所要工期</p> <p>エ 系統増強工事による運用容量増加量</p> <p>オ 系統増強工事の対象設備における設備更新予定の有無</p>
(新設)	<p>(混雑緩和希望者提起による系統増強プロセスにおける事前照会の回答期間)</p> <p>第131条の8 一般送配電事業者等は、混雑緩和希望者提起による系統増強プロセスにおける事前照会の回答を、原則として、第131条の5に定める事前照会の申込みの受付日から2か月以内に行うものとする。</p> <p>2 一般送配電事業者等は、前項の回答予定日までに回答できない可能性が生じたときは、その事実が判明次第速やかに、混雑緩和希望者に対し、その理由、進捗状況及び今後の見込み（延長後の回答予定日を含む。）を通知し、混雑緩和希望者の要請に応じ、個別の説明を行う。延長後の回答予定日までに回答できない可能性が生じたときも同様とする。</p>
(新設)	<p>(混雑緩和希望者提起による系統増強プロセスにおける概要検討の申込み)</p> <p>第131条の9 第131条の7の混雑緩和希望者提起による系統増強プロセスにおける事前照会の回答を受領した混雑緩和希望者は、回答内容を踏まえた上で混雑の緩和を目的に連系先の混雑緩和プロセス適用系統の増強を希望する場合には、混雑緩和希望者提起による系統増強プロセスにおける事前照会の回答日から2か月以内に、本機関又は一般送配電事業者等に対し、混雑緩和希望者提起による系統増強プロセスの概要検討の申込みを行わなければならない。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、混雑緩和希望者は、連系先の混雑緩和プロセス適用系統の系統増強を希</p>

変 更 前 (変更点に下線)	変 更 後 (変更点に下線)
	<u>望する設備において、他の混雑緩和希望者からの混雑緩和希望者提起による系統増強プロセス開始の申込みが受け付けされた以降、前項の申込みを行うことはできない。</u>
(新設)	<p>(混雑緩和希望者提起による系統増強プロセスにおける概要検討の検討料の額の通知等)</p> <p><u>第131条の10 一般送配電事業者等は、混雑緩和希望者提起による系統増強プロセスにおける概要検討の申込みがあったときは、混雑緩和希望者に対し、第3項に定める検討料の額を通知するとともに、検討料の支払いに必要となる書類を書面又は電磁的方法にて送付する。</u></p> <p><u>2 混雑緩和希望者は、前項の書類を受領した場合には、速やかに検討料を支払い、検討料の支払後、一般送配電事業者等にその旨を通知しなければならない。</u></p> <p><u>3 混雑緩和希望者提起による系統増強プロセスにおける概要検討の検討料は、第83条に定める接続検討の検討料と同額とする。</u></p>
(新設)	<p>(混雑緩和希望者提起による系統増強プロセスにおける概要検討の申込みの受付等)</p> <p><u>第131条の11 一般送配電事業者等は、混雑緩和希望者から混雑緩和希望者提起による系統増強プロセスにおける概要検討の申込書類を書面又は電磁的方法にて受領した場合には、申込書類に必要事項が記載されていること、混雑緩和希望者が系統増強を希望する送電系統における過去の混雑緩和希望者提起による系統増強プロセス実施の有無等及び前条第3項に定める検討料が入金されていることを確認の上、当該概要検討の申込みを受け付ける。ただし、申込書類に不備があるときは、申込書類の修正を求め、不備がないことを確認した上で受付を行う。</u></p> <p><u>2 一般送配電事業者等は、混雑緩和希望者から本機関への混雑緩和希望者提起による系統増強プロセスにおける概要検討の申込書類を書面又は電磁的方法にて受領した場合には、申込書類に必要事項が記載されていること、過去の混雑緩和希望者提起による系統増強プロセスの実施状況及び前条第3項に定める検討料が入金されていることを確認の上、本機関に対して、その旨を通知する。ただし、申込書類に不備があるときは、申込書類の修正を求め、不備がないことを確認した上で通知を行う。</u></p> <p><u>3 一般送配電事業者等は、混雑緩和希望者提起による系統増強プロセスにおける概要検討の申込みを受け付けた場合は、第131条の14に定める回答期間内の日を回答予定日として、第131条の9の申込みを行った混雑緩和希望者へ速やかに通知する。</u></p>
(新設)	<p>(混雑緩和希望者提起による系統増強プロセスにおける概要検討の申込みに対する検討)</p> <p><u>第131条の12 一般送配電事業者等は、混雑緩和希望者提起による系統増強プロセスにおいて本機関又は一般送配電事業者等が混雑緩和希望者提起による系統増強プロセスにおける概要検討の申込みを受け付けた場合、回答に必要な事項について検討を実施する。</u></p> <p><u>2 一般送配電事業者等は、混雑緩和希望者に対し、申込書類の記載事項のほか、前項の検討に必要な情報がある場合には、当該情報の提供を求めることができる。この場合、一般送配電事業者等は、混雑緩和希望者に対し、提供を求める情報が必要となる理由を説明しなければならない。</u></p>
(新設)	<p>(混雑緩和希望者提起による系統増強プロセスにおける概要検討の回答)</p> <p><u>第131条の13 一般送配電事業者等は、前条第1項の検討が完了したときは、混雑緩和希望者に対し、第85条第1項の規定に準じて書面又は電磁的方法にて回答するとともに必要な説明を行う。</u></p> <p><u>2 一般送配電事業者等は、前項の回答予定日までに回答できない可能性が生じたときは、その事実が判明次第速やかに、混雑緩和希望者に対し、その理由、進捗状況、今後の見込み(延長後の回答予定日を含む。)を通知し、混雑緩和希望者の要請に応じ、個別の説明を行う。延長後の回答予定日までに回答できない可能性が生じたときも同様とする。</u></p>
(新設)	<p>(混雑緩和希望者提起による系統増強プロセスにおける概要検討の回答期間)</p> <p><u>第131条の14 一般送配電事業者等は、混雑緩和希望者提起による系統増強プロセスにおける概要</u></p>



変 更 前 (変更点に下線)	変 更 後 (変更点に下線)
	<p><u>検討の回答を、原則として、第131条の11に定める概要検討の受付日から3か月以内に行うものとする。</u></p>
(新設)	<p><u>(混雑緩和希望者提起による系統増強プロセス開始の申込等)</u>  <u>第131条の15 第131条の13の混雑緩和希望者提起による系統増強プロセスにおける概要検討の回答を受領した混雑緩和希望者は、回答内容を踏まえた上で混雑の緩和を目的に連系先の混雑緩和プロセス適用系統の増強を希望する場合には、一般送配電事業者等に対し、混雑緩和希望者提起による系統増強プロセス開始の申込みを行う。</u>  <u>2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合は、混雑緩和希望者は、混雑緩和希望者提起による系統増強プロセス開始の申込みを行うことはできない。</u>  <u>一 混雑緩和希望者提起による系統増強プロセスにおける概要検討の回答日から1か月を超過する場合</u>  <u>二 連系先の混雑緩和プロセス適用系統の系統増強を希望する設備において、他の混雑緩和希望者からの混雑緩和希望者提起による系統増強プロセス開始の申込みが受け付けされた場合</u>  <u>3 第1項の申込みを行う混雑緩和希望者は、申込時に、一般送配電事業者等に混雑緩和希望者が負担可能な工事費負担金の上限額（以下この節において「負担可能上限額」という。）を申告する（ただし、第4項に基づき募集手続を省略する場合を除く。）とともに第131条の17に定める保証金を支払う。</u>  <u>4 第1項の申込みを行う混雑緩和希望者は、申込時に、一般送配電事業者等に対し、混雑の緩和を目的に連系先の混雑緩和プロセス適用系統の増強を希望する第1項の申込みを行った混雑緩和希望者以外の者（ただし、当該送電系統において、既に連系している者又は第97条第1項の連系承諾の通知を受けている者に限る。以下「追加混雑緩和希望者」という。）の募集を行う第131条の18に定める手続の省略を混雑緩和希望者提起による系統増強プロセスの期間短縮を目的に申込みすることができる。</u></p>
(新設)	<p><u>(混雑緩和希望者提起による系統増強プロセス開始の申込みの受付等)</u>  <u>第131条の16 一般送配電事業者等は、混雑緩和希望者から前条第1項の混雑緩和希望者提起による系統増強プロセス開始の申込書類を書面又は電磁的方法にて受領した場合には、申込書類に必要事項が記載されていること、前条第3項に定める負担可能上限額が申告されていること（ただし、前条第4項に基づき募集手続を省略する場合を除く。）、次条に定める保証金が入金されていること及び混雑緩和希望者が系統増強を希望する送電系統における過去の混雑緩和希望者提起による系統増強プロセス実施の有無等を確認の上、混雑緩和希望者提起による系統増強プロセス開始の申込みを受け付ける。ただし、申込書類に不備がある場合には、申込書類の修正を求め、不備がないことを確認した上で受付を行う。</u>  <u>2 一般送配電事業者等は、前項の受付時点をもって、混雑緩和希望者提起による系統増強プロセスの開始を公表するとともに、本機関に報告する。</u>  <u>3 一般送配電事業者等は、第1項の受付時点をもって、当該時点以後に受け付ける他の系統アクセス業務において、同プロセスによる系統増強が行われるものとして扱う。</u>  <u>4 一般送配電事業者等は、プロセス中止等に伴い、同プロセスによる系統増強が行われないことが確定した場合には、前項の扱いを取り止めることを公表し、前項の規定により当該時点以後において他の系統アクセスを受け付けた者に必要な説明を行う。</u></p>
(新設)	<p><u>(混雑緩和希望者提起による系統増強プロセスの保証金)</u>  <u>第131条の17 一般送配電事業者等は、前条のプロセス開始の申込みがあったときは、混雑緩和希</u></p>

変 更 前 (変更点に下線)	変 更 後 (変更点に下線)
	<p><u>望者に対し、業務規程第96条の4に定める算定方法に応じた保証金の支払いに必要となる書類を書面又は電磁的方法にて送付する。</u></p> <p><u>2 混雑緩和希望者は、前項の書類を受領した後に速やかに保証金を支払い、保証金の支払後、一般送配電事業者等にその旨を通知しなければならない。</u></p> <p><u>3 一般送配電事業者等は、第131条の19第1項の混雑緩和希望者提起による系統増強プロセスへの応募申込みを行った追加混雑緩和希望者に対し、業務規程第96条の4に定める算定方法に応じた保証金の支払いに必要となる書類を書面又は電磁的方法にて送付する。</u></p> <p><u>4 追加混雑緩和希望者は、前項の書類を受領した後に速やかに保証金を支払い、保証金の支払後、一般送配電事業者等にその旨を通知しなければならない。</u></p> <p><u>5 混雑緩和希望者及び追加混雑緩和希望者が支払った保証金は、当該混雑緩和希望者が負担する工事費負担金又は第131条の21の規定により締結する工事費負担金の補償に関する契約に基づく補償金に充当する。</u></p> <p><u>6 一般送配電事業者等は、工事費負担金契約締結前に、次の各号に掲げる事情が生じた場合その他の正当な理由があれば、混雑緩和希望者及び追加混雑緩和希望者が支払った保証金を返還する。</u></p> <p>一 <u>第131条の21の工事費負担金の通知における工事費負担金の額が、第131条の15第3項及び第131条の19第2項の規定により申告した負担可能上限額を上回る場合</u></p> <p>二 <u>第131条の23の契約申込みの回答における所要工期が、混雑緩和希望者が受領した混雑緩和希望者提起による系統増強プロセスにおける概要検討の回答よりも長期化したことを理由に混雑緩和希望者提起による系統増強プロセスを辞退する場合</u></p> <p>三 <u>混雑緩和希望者提起による系統増強プロセスが中止された場合</u></p>
(新設)	<p><u>(混雑緩和希望者提起による系統増強プロセスにおける追加混雑緩和希望者の募集等)</u></p> <p><u>第131条の18 一般送配電事業者等は、混雑緩和希望者から第131条の15のプロセス開始の申込みを受け付けた場合、第131条の13の概要検討の回答を基に、同プロセスにおける系統増強工事の概要及び募集対象エリアを公表し、追加混雑緩和希望者を募集する。ただし、混雑緩和希望者提起による系統増強プロセス開始の申込みを行った混雑緩和希望者から第131条の15第4項の募集手続の省略の申込みを受け付けた場合を除く。</u></p>
(新設)	<p><u>(混雑緩和希望者提起による系統増強プロセスへの応募申込等)</u></p> <p><u>第131条の19 混雑緩和希望者提起による系統増強プロセスにおいて、第131条の18の追加混雑緩和希望者の募集が開始された場合、同プロセスにおける系統増強工事の対象設備の増強を希望する追加混雑緩和希望者は、一般送配電事業者等に対し、募集開始日から2か月以内に、同プロセスへの応募の申込みを行わなければならない。</u></p> <p><u>2 前項の申込みを行う追加混雑緩和希望者は、申込時に、一般送配電事業者等に負担可能上限額を申告するとともに第131条の17に定める保証金を支払う。</u></p>
(新設)	<p><u>(混雑緩和希望者提起による系統増強プロセスへの応募申込みの受付)</u></p> <p><u>第131条の20 一般送配電事業者等は、追加混雑緩和希望者から前条第1項の混雑緩和希望者提起による系統増強プロセスへの応募の申込書類を書面又は電磁的方法にて受領した場合には、申込書類に必要事項が記載されていること、前条第2項に定める負担可能上限額が申告されていること及び第131条の17に定める保証金が入金されていることを確認の上、混雑緩和希望者提起による系統増強プロセスへの応募の申込みを受け付ける。ただし、申込書類に不備がある場合には、申込書類の修正を求め、不備がないことを確認した上で受付を行う。</u></p>

変 更 前 (変更点に下線)	変 更 後 (変更点に下線)
(新設)	<p>(混雑緩和希望者提起による系統増強プロセスにおける追加混雑緩和希望者の募集結果の通知)</p> <p>第131条の21 一般送配電事業者等は、第131条の18の混雑緩和希望者提起による系統増強プロセスにおける追加混雑緩和希望者の募集後、混雑緩和希望者及び追加混雑緩和希望者に対し、工事費負担金の額を書面又は電磁的方法にて通知し、必要な説明を行う。ただし、工事費負担金が申告された負担可能上限額を超過する者に対しては、その旨を回答する。</p> <p>2 前項の規定により工事費負担金の通知を受けた混雑緩和希望者及び追加混雑緩和希望者は、一般送配電事業者等と工事費負担金の補償に関する契約を締結しなければならない。</p> <p>3 一般送配電事業者等は、混雑緩和希望者提起による系統増強プロセスにおける混雑緩和希望者及び応募した全ての追加混雑緩和希望者において、工事費負担金が申告された負担可能上限額を超過する場合には、その旨を回答する。</p>
(新設)	<p>(混雑緩和希望者提起による系統増強プロセスにおける契約申込に対する検討)</p> <p>第131条の22 一般送配電事業者等は、混雑緩和希望者提起による系統増強プロセス開始の申込みを行った混雑緩和希望者から第131条の15第4項の募集手続の省略の申込みの受付後又は前条第1項の通知及び第2項の契約締結後、第84条第1項の規定に準じて、混雑緩和希望者提起による系統増強プロセスにおける契約申込に対する検討を実施する。</p> <p>2 一般送配電事業者等は、第131条の15第4項の募集手続の省略の申込みを行った混雑緩和希望者又は前条第1項の通知を受けた混雑緩和希望者及び追加混雑緩和希望者に対し、申込書類の記載事項のほか、前項の検討に必要となる情報がある場合には、当該情報の提供を求めることができる。この場合、一般送配電事業者等は、混雑緩和希望者及び追加混雑緩和希望者に対し、提供を求め情報が必要となる理由を説明しなければならない。</p>
(新設)	<p>(混雑緩和希望者提起による系統増強プロセスにおける契約申込に対する回答)</p> <p>第131条の23 一般送配電事業者等は、前条第1項の検討が完了した場合には、第131条の15第4項の募集手続の省略の申込みを行った混雑緩和希望者又は第131条の21第1項の通知を受けた混雑緩和希望者及び追加混雑緩和希望者に対し、混雑緩和希望者提起による系統増強プロセスにおける契約申込に対する回答を書面又は電磁的方法にて通知し、必要な説明を行う。ただし、検討結果において工事費負担金が申告された負担可能上限額を超過する等の理由により系統混雑緩和を目的とする系統増強を行うことが不可能又は著しく困難となった者に対しては、その旨を回答する。</p>
(新設)	<p>(混雑緩和希望者提起による系統増強プロセスの完了)</p> <p>第131条の24 一般送配電事業者及び配電事業者は、次の各号に掲げる場合において、混雑緩和希望者提起による系統増強プロセスを完了するものとする。</p> <p>一 一般送配電事業者及び配電事業者と混雑緩和希望者及び追加混雑緩和希望者（検討結果において工事費負担金が申告された負担可能上限額を超過する等の理由により系統混雑緩和を目的とする系統増強を行うことが不可能又は著しく困難となった者を除く。）との間で工事費負担金契約が締結され、当該工事費負担金の入金を確認されたとき</p> <p>二 混雑緩和希望者提起による系統増強プロセスにおける混雑緩和希望者及び全ての追加混雑緩和希望者において、工事費負担金が申告された負担可能上限額を超過する等の理由により系統混雑緩和を目的とする系統増強を行うことが不可能又は著しく困難となったとき</p> <p>2 一般送配電事業者及び配電事業者は、混雑緩和希望者提起による系統増強プロセスの完了後遅滞なく、同プロセスの結果を公表するとともに、本機関に報告する。</p>
(新設)	<p>(混雑緩和希望者提起による系統増強プロセスの期間)</p> <p>第131条の25 一般送配電事業者及び配電事業者は、混雑緩和希望者提起による系統増強プロセス</p>

変 更 前 (変更点に下線)	変 更 後 (変更点に下線)
<p>(新設)</p>	<p><u>の開始日から原則として11か月以内に、同プロセスを完了させるものとする。</u></p> <p><u>(混雑緩和希望者提起による系統増強プロセスの中止)</u></p> <p><u>第131条の26 一般送配電事業者及び配電事業者は、次の各号に掲げる場合は本機関と協議の上、混雑緩和希望者提起による系統増強プロセスを中止することができる。</u></p> <p>一 <u>混雑緩和希望者提起による系統増強プロセス開始後に生じた法令及び本機関の規定等の改正、倒壊又は滅失による流通設備の著しい状況の変化、用地交渉の不調等の事情によって、系統増強を行うことが不可能又は著しく困難となった場合</u></p> <p>二 <u>混雑緩和希望者提起による系統増強プロセス開始後に生じた系統状況の変動等によって、経済合理性等の観点から混雑緩和希望者提起による系統増強プロセス以外による系統増強を行うことが合理的となった場合</u></p> <p>2 <u>一般送配電事業者及び配電事業者は、前項に基づき混雑緩和希望者提起による系統増強プロセスを中止するときは、混雑緩和希望者及び追加混雑緩和希望者(検討結果において工事費負担金が申告された負担可能上限額を超過する等の理由により系統混雑緩和を目的とする系統増強を行うことが不可能又は著しく困難となった者を除く。)</u>に対して、意見を聴取する。</p> <p>3 <u>一般送配電事業者及び配電事業者は、混雑緩和希望者提起による系統増強プロセスを中止するときは、同プロセスの経過及び同プロセスを中止する理由を公表する。</u></p> <p>4 <u>一般送配電事業者及び配電事業者は、業務規程第96条の5の規定により、本機関が混雑緩和希望者提起による系統増強プロセスの中止又は中断を要請した場合には、当該要請に従うものとする。</u></p>
<p>第3節 その他</p>	<p>第4節 その他</p>
<p>(潮流調整)</p> <p>第153条 一般送配電事業者及び配電事業者は、次の各号に掲げる方法により、流通設備に流れる潮流を、運用容量の範囲内で、電力系統の安定性を確保できる適切な値に調整するよう努める(以下「潮流調整」という。)</p> <p>一 開閉装置の操作による系統構成の変更</p> <p>二 <u>一般送配電事業者及び配電事業者が調整力としてあらかじめ確保する発電設備等並びに一般送配電事業者及び配電事業者からオンラインで調整ができる発電設備等の出力の調整等(発電設備等の起動又は停止を含む。以下同じ。)</u></p> <p>2 一般送配電事業者及び配電事業者は、流通設備の作業停止等を行う場合において、流通設備(ただし、連系線は除く。)に混雑が発生する場合は、前項の発電設備等並びに一般送配電事業者及び配電事業者からオンラインで調整できない発電設備等の発電計画提出者間の公平性を確保しつつ、出力調整による潮流調整効果の高い発電設備等の出力の調整を行う。</p>	<p>(潮流調整)</p> <p>第153条 一般送配電事業者及び配電事業者は、次の各号に掲げる方法により、流通設備に流れる潮流を、運用容量の範囲内で、電力系統の安定性を確保できる適切な値に調整するよう努める(以下「潮流調整」という。)</p> <p>一 開閉装置の操作による系統構成の変更</p> <p>二 <u>一般送配電事業者及び配電事業者が調整力としてあらかじめ確保する発電設備等の出力の調整等(発電設備等の起動又は停止を含む。以下同じ。)</u></p> <p>2 一般送配電事業者及び配電事業者は、流通設備の作業停止等を行う場合において、流通設備(ただし、連系線は除く。)に混雑が発生する場合は、前項の発電設備等並びに一般送配電事業者及び配電事業者が調整力としてあらかじめ確保していない発電設備等の発電計画提出者間の公平性を確保しつつ、出力調整による潮流調整効果の高い発電設備等の出力の調整を行う。</p>
<p>(平常時において混雑が発生する場合の措置)</p> <p>第153条の2 <u>一般送配電事業者の供給区域内の最上位電圧から2階級(供給区域内の最上位電圧が250キロボルト未満のときは最上位電圧)の流通設備(連系線は除き、変圧器については一次電圧により判断する。)</u>並びに一般送配電事業者又は配電事業者が指定した流通設備に平常時において混雑が発生する場合、一般送配電事業者及び配電事業者は、原則として前条第1項の方法に次いで、次の各号の順位に従って同号に掲げる措置を講じる。</p> <p>一 <u>一般送配電事業者及び配電事業者からオンラインで調整できない発電設備等(バイオマス電源、自然変動電源及び長期固定電源を除く。)</u>のうち、平常時において混雑が発生する場合の出力抑制を前提に連系等を行った発電設備等の出力抑制等</p> <p>二 <u>一般送配電事業者及び配電事業者からオンラインで調整できない発電設備等(バイオマス電源、</u></p>	<p>(平常時において混雑が発生する場合の措置)</p> <p>第153条の2 <u>流通設備(連系線、配電用変圧器及び配電設備を除く。)</u>に平常時において混雑が発生する場合、一般送配電事業者及び配電事業者は、原則として前条第1項の方法に次いで、次の各号の順位に従って同号に掲げる措置を講じる。</p> <p>一 <u>一般送配電事業者及び配電事業者が調整力としてあらかじめ確保していない発電設備等(バイオマス電源、自然変動電源及び長期固定電源を除く。)</u>のうち、平常時において混雑が発生場合の出力抑制を前提に連系等を行った発電設備等の出力抑制等</p> <p>二 <u>一般送配電事業者及び配電事業者が調整力としてあらかじめ確保していない発電設備等(バイオ</u></p>

変 更 前 (変更点の下線)	変 更 後 (変更点の下線)
<p>自然変動電源及び長期固定電源を除く。)のうち、平常時において混雑が発生する場合の出力抑制を前提とせずに連系等を行った発電設備等の出力抑制等 三～五 (略)</p>	<p>マス電源、自然変動電源及び長期固定電源を除く。)のうち、平常時において混雑が発生場合の出力抑制を前提とせずに連系等を行った発電設備等の出力抑制等 三～五 (略)</p>
<p>(電力系統に異常発生が予想されるとき)の事前措置) 第154条 (略) 2 一般送配電事業者及び配電事業者は、前項に定める場合において、電力系統の異常の発生を抑制又は防止するため、必要に応じて、次の各号に掲げる措置を講じる。 一～四 (略) 五 <u>一般送配電事業者及び配電事業者が調整力としてあらかじめ確保する発電設備等並びに一般送配電事業者及び配電事業者からオンラインで調整ができる発電設備等の出力の調整</u> 六 (略) 3・4 (略)</p>	<p>(電力系統に異常発生が予想されるとき)の事前措置) 第154条 (略) 2 一般送配電事業者及び配電事業者は、前項に定める場合において、電力系統の異常の発生を抑制又は防止するため、必要に応じて、次の各号に掲げる措置を講じる。 一～四 (略) 五 一般送配電事業者及び配電事業者が調整力としてあらかじめ確保する発電設備等の出力の調整  六 (略) 3・4 (略)</p>
<p>(電力系統の異常発生時の措置) 第155条 一般送配電事業者及び配電事業者は、供給区域の電力系統において停電等の異常が発生した場合は、必要により次の各号に掲げる措置を講じ、電力系統の異常を解消するよう努める(以下「電力系統の復旧」という。) 一 (略) 二 <u>一般送配電事業者及び配電事業者が調整力としてあらかじめ確保する発電設備等並びに一般送配電事業者及び配電事業者からオンラインで調整ができる発電設備等の出力の調整</u> 三～五 (略)</p>	<p>(電力系統の異常発生時の措置) 第155条 一般送配電事業者及び配電事業者は、供給区域の電力系統において停電等の異常が発生した場合は、必要により次の各号に掲げる措置を講じ、電力系統の異常を解消するよう努める(以下「電力系統の復旧」という。) 一 (略) 二 一般送配電事業者及び配電事業者が調整力としてあらかじめ確保する発電設備等の出力の調整  三～五 (略)</p>
<p>(異常時の周波数調整) 第165条 一般送配電事業者及び配電事業者は、電力設備の故障、需要の急増又は急減その他想定外の事情によって、周波数が大幅に変動し、周波数の維持が困難な状態が継続する場合又は継続するおそれがある場合は(以下「周波数異常時」という。)、必要に応じ、第160条及び第162条に定める周波数調整のほか、次の各号に掲げる措置を講じる。 一 <u>一般送配電事業者及び配電事業者が調整力として確保した発電設備等並びに一般送配電事業者及び配電事業者からオンラインで調整ができる発電設備等の緊急停止(揚水発電設備の揚水運転の緊急停止を含む。以下この条において同じ。)</u> 二・三 (略)</p>	<p>(異常時の周波数調整) 第165条 一般送配電事業者及び配電事業者は、電力設備の故障、需要の急増又は急減その他想定外の事情によって、周波数が大幅に変動し、周波数の維持が困難な状態が継続する場合又は継続するおそれがある場合は(以下「周波数異常時」という。)、必要に応じ、第160条及び第162条に定める周波数調整のほか、次の各号に掲げる措置を講じる。 一 <u>一般送配電事業者及び配電事業者が調整力としてあらかじめ確保する発電設備等の緊急停止(揚水発電設備の揚水運転の緊急停止を含む。以下この条において同じ。)</u>  二・三 (略)</p>
<p>(上げ調整力の活用) 第169条 一般送配電事業者及び配電事業者は、電力設備の故障、需要予測又は発電予測の誤差等によって、供給区域の需要に対する電気の供給が不足すると見込まれる場合には、<u>次の各号に掲げる措置を講じる。</u>  二 <u>一般送配電事業者及び配電事業者があらかじめ確保した調整力の活用</u> 三 <u>一般送配電事業者及び配電事業者からオンラインで調整ができる発電設備等の起動</u></p>	<p>(上げ調整力の活用) 第169条 一般送配電事業者及び配電事業者は、電力設備の故障、需要予測又は発電予測の誤差等によって、供給区域の需要に対する電気の供給が不足すると見込まれる場合には、<u>一般送配電事業者及び配電事業者が調整力としてあらかじめ確保する発電設備等の活用により、供給力を確保するよう努める。</u></p>
<p>(予備力の増加) 第170条 一般送配電事業者及び配電事業者は、前条の措置を講じても上げ調整力不足又は上げ調整力不足の発生するおそれがあると判断した場合は、次の各号に掲げる方法により、供給区域の予備力を増加させるよう努める。 一 発電設備等の出力抑制を伴う電力設備の作業の中止</p>	<p>(予備力の増加) 第170条 一般送配電事業者及び配電事業者は、前条の措置を講じても上げ調整力不足又は上げ調整力不足の発生するおそれがあると判断した場合は、次の各号に掲げる方法により、供給区域の予備力を増加させるよう努める。 一 発電設備等の出力抑制を伴う電力設備の作業の中止</p>

変 更 前 (変更点に下線)	変 更 後 (変更点に下線)
<p>二 火力発電設備の定格出力を超える運転の準備（ただし、一般送配電事業者又は配電事業者が発電設備を保有する事業者と事前に合意した場合に限る。）</p> <p>三 その他速やかに供給区域の供給力を増加することができる方法</p>	<p>二 火力発電設備の定格出力を超える運転の準備（ただし、一般送配電事業者又は配電事業者が発電設備を保有する事業者と事前に合意した場合に限る。）</p> <p>三 <u>一般送配電事業者及び配電事業者が調整力としてあらかじめ確保していない発電設備等の活用</u> その他速やかに供給区域の供給力を増加することができる方法</p>
<p>(下げ調整力の活用)</p> <p>第173条 一般送配電事業者及び配電事業者は、電力設備の故障、需要予測又は発電予測の誤差等によって、供給区域の需要に対する電気の供給が余剰になると見込まれる場合は、次の各号に掲げる措置を講じる。</p> <p>一 <u>一般送配電事業者及び配電事業者が調整力としてあらかじめ確保した次のアからウまでに掲げる方法</u></p> <p>ア <u>発電設備等の出力抑制</u></p> <p>イ <u>揚水発電設備の揚水運転</u></p> <p>ウ <u>需給バランス改善用の蓄電設備の充電</u></p> <p>二 <u>一般送配電事業者及び配電事業者からオンラインで調整ができる次のアからウまでに掲げる方法</u></p> <p>ア <u>発電設備等の出力抑制</u></p> <p>イ <u>揚水発電設備の揚水運転</u></p> <p>ウ <u>需給バランス改善用の蓄電設備の充電</u> (新設)</p>	<p>(下げ調整力の活用)</p> <p>第173条 一般送配電事業者及び配電事業者は、電力設備の故障、需要予測又は発電予測の誤差等によって、供給区域の需要に対する電気の供給が余剰になると見込まれる場合は、<u>一般送配電事業者及び配電事業者が調整力としてあらかじめ確保する発電設備等について次の各号に掲げる措置を講じる。</u></p> <p>一 <u>発電設備等の出力抑制</u></p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p> <p>二 <u>揚水発電設備の揚水運転</u></p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p> <p>三 <u>需給バランス改善用の蓄電設備の充電</u></p>
<p>(下げ調整力が不足する場合の措置)</p> <p>第174条 一般送配電事業者は、前条の措置を講じても一般送配電事業者の供給区域の電気の余剰を解消できず、下げ調整力不足又は下げ調整力不足の発生するおそれがあると判断した場合には、次の各号の順位にしたがって同号に掲げる措置を講じる。</p> <p>一 <u>一般送配電事業者及び配電事業者からオンラインで調整できない次のアからウまでに掲げる方法</u>（第3号から第5号まで及び第7号に掲げる方法を除く。）</p> <p>ア～ウ (略)</p> <p>二～七 (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>(下げ調整力が不足する場合の措置)</p> <p>第174条 一般送配電事業者は、前条の措置を講じても一般送配電事業者の供給区域の電気の余剰を解消できず、下げ調整力不足又は下げ調整力不足の発生するおそれがあると判断した場合には、次の各号の順位にしたがって同号に掲げる措置を講じる。</p> <p>一 <u>一般送配電事業者及び配電事業者が調整力としてあらかじめ確保していない発電設備等について次のアからウまでに掲げる方法</u>（第3号から第5号まで及び第7号に掲げる方法を除く。）</p> <p>ア～ウ (略)</p> <p>二～七 (略)</p> <p>2 (略)</p>
<p>(下げ代不足を解消するための本機関に対する指示の要請)</p> <p>第182条 (略)</p> <p>2 本機関は、前項の要請を受けた場合には、一般送配電事業者が第174条第1項第1号から第5号までの措置を講じた後に前項の指示を行う。ただし、下げ代不足を解消する緊急の必要性が認められる場合は、第174条の規定にかかわらず、当該指示を行うことができる。</p>	<p>(下げ代不足を解消するための本機関に対する指示の要請)</p> <p>第182条 (略)</p> <p>(削る)</p>
<p>(発電契約者等に対する出力制御等を行った場合の説明)</p> <p>第184条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 一般送配電事業者及び配電事業者は、発電契約者等から求められた場合は、書面をもって、前項の説明を行うものとする。</p>	<p>(発電契約者等に対する出力制御等を行った場合の説明)</p> <p>第184条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 一般送配電事業者及び配電事業者は、発電契約者等から求められた場合は、<u>書面又は電磁的方法</u>をもって、前項の説明を行うものとする。</p>
<p>(緊急時の発電設備等の出力の調整)</p> <p>第221条 混雑が発生した連系線に隣接する一般送配電事業者の供給区域の一般送配電事業者は、業</p>	<p>(緊急時の発電設備等の出力の調整)</p> <p>第221条 混雑が発生した連系線に隣接する一般送配電事業者の供給区域の一般送配電事業者は、業</p>

変 更 前 (変更点に下線)	変 更 後 (変更点に下線)
<p>務規程第143条から第143条の5までの規定による混雑処理を行うまでの間の電力系統の安定性を確保するため、必要に応じ、当該連系線の潮流を抑制する相殺潮流が流れるよう一般送配電事業者からオンラインで調整ができる発電設備等の出力の調整を行う。</p>	<p>務規程第143条から第143条の5までの規定による混雑処理を行うまでの間の電力系統の安定性を確保するため、必要に応じ、当該連系線の潮流を抑制する相殺潮流が流れるよう一般送配電事業者が調整力としてあらかじめ確保する発電設備等の出力の調整を行う。</p>

附則 (令和 年 月 日)

(施行期日)

第1条 本指針は、令和6年4月1日又は経済産業大臣の認可を受けた日のいずれか遅い日から施行する。

2 前項の規定にかかわらず、第131条の2（事前照会に係る申込み及び業務に限る。）から第131条の8までの規定は、令和7年1月6日又は経済産業大臣の認可を受けた日のいずれか遅い日から施行する。

3 第1項の規定にかかわらず、第106条、第131条の2（事前照会に係る申込み及び業務を除く。）及び第131条の9から第131条の26までの規定は、令和6年4月1日、経済産業大臣の認可を受けた日又は混雑緩和希望者提起による系統増強プロセスに関する託送供給等約款の変更の効力が全ての一般送配電事業者において生じた日のいずれか遅い日から施行する。

# 定款、業務規程及び送配電等業務指針 変更案の概要について

2023年12月13日

電力広域的運営推進機関



- 電気事業法の改正及び国の審議会の議論等に適切に対応するため、定款、業務規程及び送配電等業務指針を変更します。
- 主な変更のポイントは以下のとおりです。変更の背景・内容等については、それぞれのスライドにて説明します。
  1. 電気事業法・再生可能エネルギー電気特措法改正（GX脱炭素電源法）に伴う規定の変更（定款、業務規程、送配電等業務指針）
    - 認定整備等計画に基づく電気工作物の整備又は更新に必要な資金の貸付け、交付金交付業務の追加等に関する変更
  2. 容量市場の実需給開始等に伴う規定の変更（定款、業務規程、送配電等業務指針）
    - 2－1．追加オークションの実施判断等に関する変更
    - 2－2．容量拋出金の追加請求及び還元等に関する変更
  3. 供給計画に関する規定の変更（業務規程、送配電等業務指針）
    - 供給計画届出等に関する変更
  4. 予備電源制度に関する規定の変更（定款、業務規程、送配電等業務指針）
    - 予備電源制度導入に伴う変更

5. 一般送配電事業者及び配電事業者の系統運用等に関する規定の変更（業務規程、送配電等業務指針）
  - 調整力の調達における需給調整市場への全面移行等に伴う変更
6. ローカル系統へのノンファーム型接続導入等に伴う規定の変更（業務規程、送配電等業務指針）
  - 6－1．平常時におけるローカル系統混雑時の出力制御等に関する変更
  - 6－2．混雑緩和希望者提起によるローカル系統増強プロセスに関する変更
7. 総会への政府職員の出席及び役員を選任に関する規定の変更（定款）
  - 総会への政府職員の出席に関する規定の変更
  - 役員を選任に関する規定の変更
8. その他規定の変更（業務規程、送配電等業務指針）
  - 補正料金算定インデックスの公表終了に伴う変更、業務効率化を目的とした手続方法等の変更等

1. 電気事業法・再生可能エネルギー電気特措法改正（GX脱炭素電源法）に伴う規定の変更（定款、業務規程、送配電等業務指針）
  - 認定整備等計画に基づく電気工作物の整備又は更新に必要な資金の貸付け、交付金交付業務の追加等に関する変更

脱炭素社会の実現に向けた電気供給体制の確立を図るため、再生可能エネルギー導入に資する系統整備のための環境整備や地域と共生した再生可能エネルギー導入のための事業規律強化を目的とした電気事業法及び再生可能エネルギー電気特措法の改正（以下、GX脱炭素電源法）<sup>（※1）</sup>の施行が、2024年4月に予定されている。

※1 脱炭素社会の実現に向けた電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律（令和5年法律第44号）



GX脱炭素電源法の施行により、本機関は、電気の安定供給確保の観点から特に重要な送電線の整備計画（経済産業大臣が認定した整備計画）に基づく資金の貸付け、特定系統設置交付金の交付<sup>（※2）</sup>に関する業務及び地域共生の観点から関係法令等に違反しているFIT/FIP事業者の交付金の一時留保に伴う積立管理に関する業務等を行うことになる。

※2 工事着工段階から交付。ただし、再生可能エネルギーの利用の促進に資するもの



これに対応するため、必要なルールの整備が必要。

[変更内容]

- 系統整備のための資金の貸付け及び特定系統設置交付金の交付に関する規定の追加。
- 交付金相当額積立金（※1）の管理業務を本機関の業務として新たに規定。
- 経済産業大臣より返還を命ぜられた各種交付金（※2）に関する本機関の徴収業務を新たに規定。

※1 地域共生の観点から関係法令等に違反しているFIT/FIP事業者への交付金を一時留保し、本機関に積立てる仕組み

※2 FIT交付金、FIP交付金及び特定系統設置交付金

【定款第5条、第56条の2、第56条の4、第61条の2～第61条の4】<変更>

【業務規程第46条、第64条の2、第64条の3、第180条の2～第180条の4、  
第180条の7、第180条の12～第180条の14】<変更>

【業務規程第64条の4～第64条の6、第180条の5、第180条の6】<新設>

【業務規程第64条の7、第180条の8～第180条の11、第180条の15】  
<条番号の変更のみ>

【送配電等業務指針第53条の2、第53条の3】<変更>

【送配電等業務指針第53条の4、第53条の5】<新設>

\* 下線付きの条文は、変更の内容が「記載の適正化」のみの条文

脱炭素社会の実現に向けた電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律案【GX脱炭素電源法】の概要

背景・法律の概要

- ✓ ロシアのウクライナ侵略に起因する国際エネルギー市場の混乱や国内における電力需給ひっ迫等への対応に加え、グリーン・トランスフォーメーション (GX)が求められる中、脱炭素電源の利用促進を図りつつ、電気の安定供給を確保するための制度整備が必要。

(1) 地域と共生した再エネの最大限の導入拡大支援

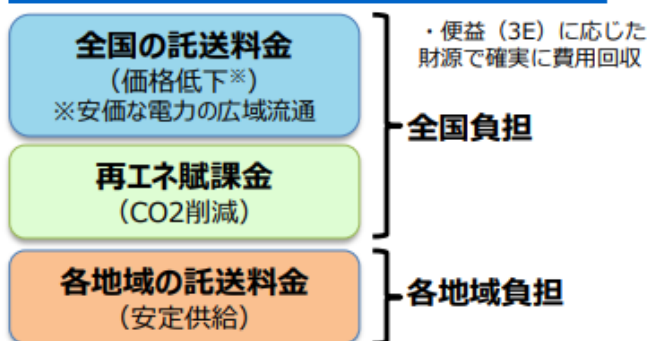
(電気事業法、再エネ特措法)

- ① **再エネ導入に資する系統整備のための環境整備 (電気事業法・再エネ特措法)**
  - ・ 電気の安定供給の確保の観点から特に重要な送電線の整備計画を、経済産業大臣が認定する制度を新設
  - ・ 認定を受けた整備計画のうち、再エネの利用の促進に資するものについては、従来の運転開始後に加え、工事に着手した段階から系統交付金 (再エネ賦課金) を交付
  - ・ 電力広域的運営推進機関の業務に、認定を受けた整備計画に係る送電線の整備に向けた貸付業務を追加
- ② **既存再エネの最大限の活用のための追加投資促進 (再エネ特措法)**
  - ・ 太陽光発電設備に係る早期の追加投資 (更新・増設) を促すため、地域共生や円滑な廃棄を前提に、追加投資部分に、既設部分と区別した新たな買取価格を適用する制度を新設
- ③ **地域と共生した再エネ導入のための事業規律強化 (再エネ特措法)**
  - ・ 関係法令等の違反事業者に、FIT/FIPの国民負担による支援を一時留保する措置を導入  
違反が解消された場合は、相当額の取り戻しを認めることで、事業者の早期改善を促進する一方、違反が解消されなかった場合は、FIT/FIPの国民負担による支援額の返還命令を新たに措置
  - ・ 認定要件として、事業内容を周辺地域に対して事前周知することを追加  
(事業譲渡にも適用)
  - ・ 委託先事業者に対する監督義務を課し、委託先を含め関係法令遵守等を徹底

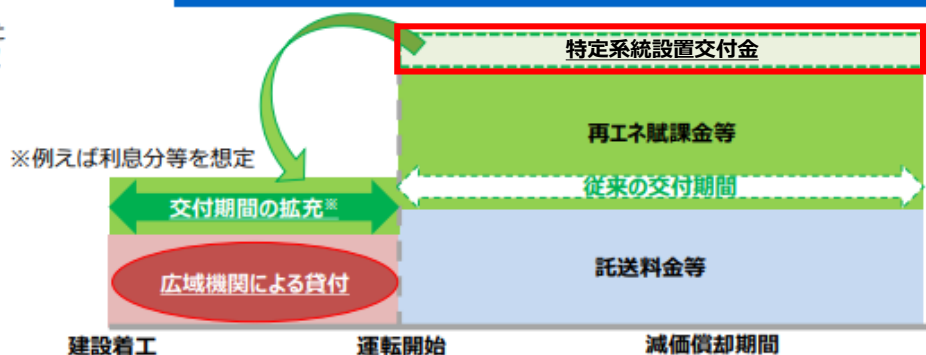
## 1. 系統整備に必要な資金調達環境の整備

- 数兆円規模の系統整備に必要な資金調達環境の整備等を進めるため、2020年の法改正により、再エネ賦課金等を系統整備費用に充てられる全国調整スキームを整備した。しかしながら、運転開始前の資金調達の円滑化や完工遅延リスク対応が課題として残るため、以下の方向で対応予定。
- ① **全国調整スキームの適用期間を運転開始より前（着工時点）から適用**  
※適用の範囲は、事業の規模を考慮しつつ、例えば利息相当分などの将来的なコスト削減の効果が認められる費用を対象。
- ② **値差収益を原資に、電力広域機関が事業資金を貸付**  
※市場分断により生じる値差収益を充てることで、連系線整備を加速して分断解消を進めるため。
- ③ これらの対象となる系統は、電気の安定供給の確保の観点等から実施計画の円滑かつ確実な実施が特に重要と認められるものとして、その**実施計画を経済産業大臣が認定**  
※計画の認定が取消された場合、当該計画の実施事業者は**交付金の全部又は一部を返還**。
- 加えて、大規模かつ類例の少ないプロジェクトの遅延・増額リスクを低減する仕組みとして、**他インフラの例も参考に、債務保証等による国の関与の在り方等について、引き続き検討していく。**

### 運転開始以降の確実な費用回収

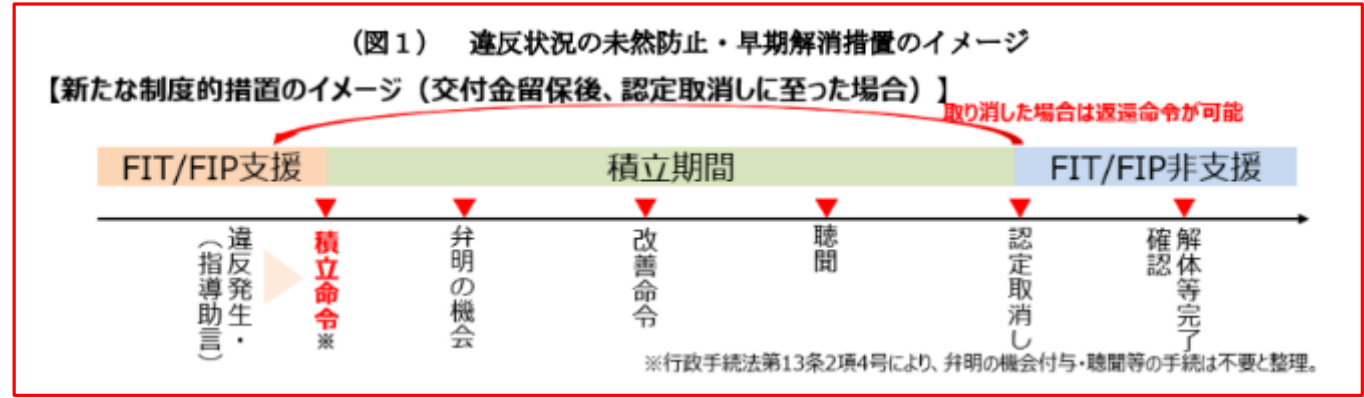


### 運転開始前からの資金調達環境の整備

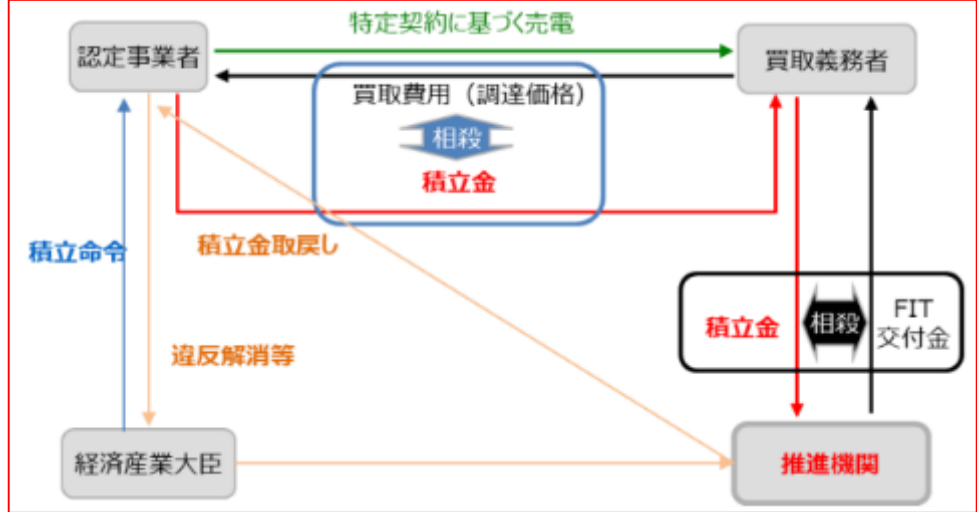


中間とりまとめ 再生可能エネルギー長期電源化・地域共生ワーキンググループ（2023年2月10日）より一部転載

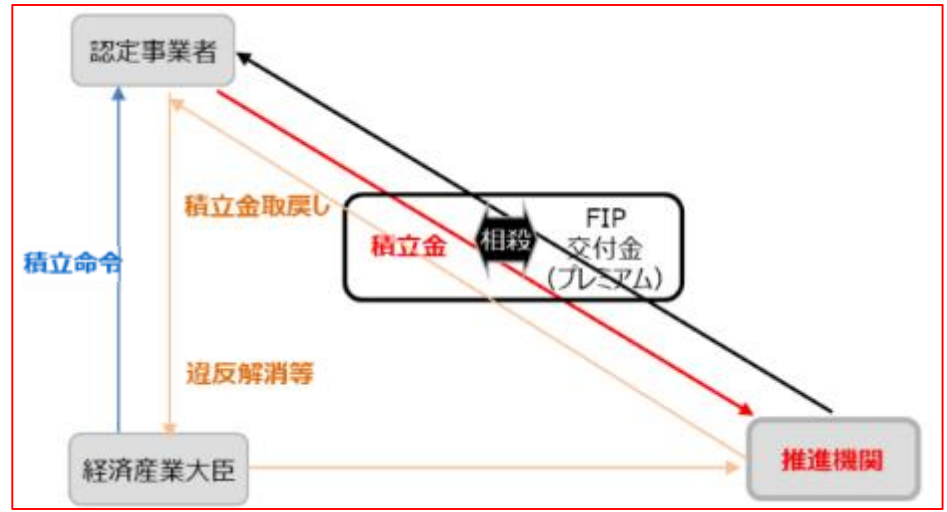
今回、再生可能エネルギー電気特措法の改正により新たに規定される交付金相当額積立金は、認定計画に関する違反の未然防止・早期解消を促すため、関係法令等の違反事業者へのFIT/FIP 交付金を一時留保し、交付金相当額として本機関に積立てる仕組み。



<FIT制度 交付金留保スキーム図>



<FIP制度 交付金留保スキーム図>





## 2. 容量市場の実需給開始等に伴う変更（定款、業務規程、送配電等業務指針）

- 2－1. 追加オークションの実施判断等に関する変更
- 2－2. 容量拠出金の追加請求及び還元等に関する変更

2024年4月からの容量市場の実需給の開始に向けて、容量市場の実運用に関する詳細事項について、本機関の検討会(※1)で検討してきたところ。

※1 容量市場の在り方等に関する検討会



本機関の検討会において、追加オークションの実施要否の判断方法、及び容量拠出金の未回収分の小売電気事業者等への請求や経済的ペナルティにより容量拠出金に余剰が発生した場合の小売事業者への還元方法等を整理。



これら整理事項に基づき追加オークションの実施判断及び容量拠出金の請求等に関するルールを整備する(※2)。

※2 その他、長期脱炭素電源オークションにおける約定価格の公表を対象外とする見直しを含む

## [変更内容]

- 本機関による追加オークションの実施判断方法<sup>(※1)</sup> 及び追加オークション判断時の供給力確保量の考え方<sup>(※2)</sup>について規定。
  - ※1 容量市場のメインオークション（実需給年度の4年前に実施）以降に生じた「想定需要の変化」や「電源の故障等による落札された供給力の変化」等をもとに、実需給年度の1年前に追加オークション（調達／リリースオークション）の実施要否を判断
  - ※2 メインオークションで確保した供給力の変更、国の審議会により整理された容量市場外供給力等を考慮
- 本機関は、追加オークションの実施要否等を国の審議会における意見を踏まえ決定する旨、規定。
- 長期脱炭素電源オークションに関する本機関の委員会での整理を踏まえ、準用規定から約定価格の公表を対象外<sup>(※3)</sup>とすることを規定。
  - ※3 マルチプライスで電源別のコストが特定されるため

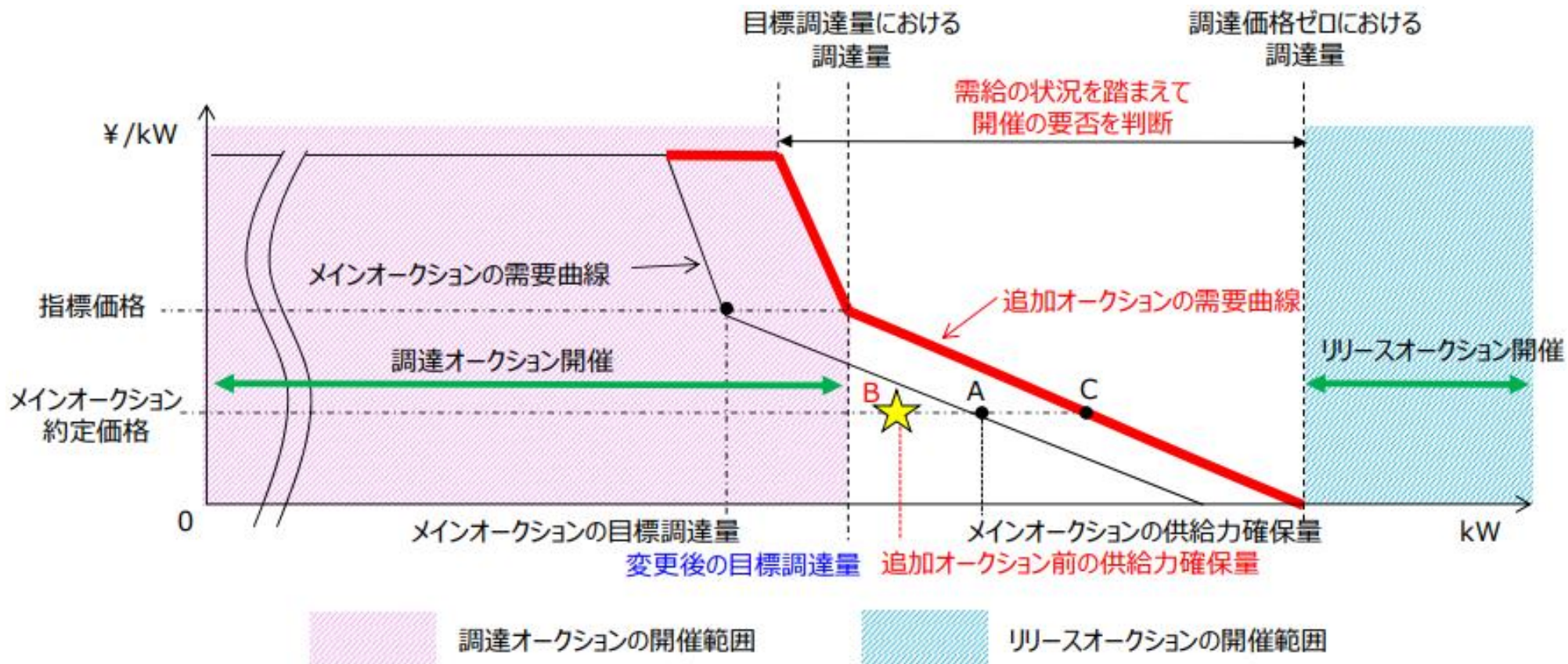
【業務規程第32条の21、第32条の23の2】<変更>

【送配電等業務指針第15条の7、第15条の9、第15条の10、第15条の10の2】  
<変更>

\* 下線付きの条文は、変更の内容が「記載の適正化」のみの条文

■ 追加オークション（全国）の開催判断については、国の審議会および本検討会において次のとおり整理されている。

- ▶ 追加オークション前の供給力確保量が目標調達量未済の場合に調達オークションを開催
- ▶ 調達価格ゼロにおける調達量を超える場合にリリースオークションを開催
- ▶ 目標調達量を超える場合は、需給の状況を踏まえて、調達オークションの開催の要否を判断



- 長期脱炭素電源オークションについては、オークション方式をマルチプライス方式で実施する仕組みとしている。
- 長期脱炭素電源オークションの約定結果公表は、メインオークションの約定結果公表に準ずると規定しているが、個社情報の特定に至らないよう、マルチプライスの約定価格は公表情報から除くと整理。

第46回 容量市場の在り方等に関する検討会（2023年4月21日）  
資料4から抜粋

第35回 容量市場の在り方等に関する検討会（2022年9月30日）  
資料3-1から抜粋

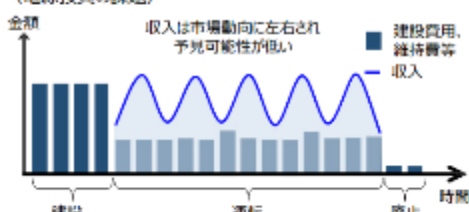
## 2. 長期脱炭素電源オークションの主なポイント

4

### ① 制度の概要

- 電源投資の課題である長期的な予見可能性が低いことに対し、電源への新規投資の促進を目的として**長期間の固定収入を確保する制度措置（長期脱炭素電源オークション）**の導入を検討している。
- オークション方式は**マルチプライス方式**で、電源の**固定費水準の容量収入が原則20年間得られる仕組み**とし、他市場からの収益は可変費に充て、可変費を超過する分は還付する仕組みとしている。
- 容量市場の一部と位置付け、調達にかかる**費用はメイン・追加オークションと同様の仕組み**としている。

（電源投資の課題）



（新制度のイメージ）



（投資判断に必要な要素）

① 投資判断時に**収入の水準**を確定させたい

② 投資判断時に**長期間の収入**を確定させたい

※電力・ガス基本政策小委員会 制度検討作業部会資料より

## 1. はじめに

4

### (2) 約定結果の公表

- 電力広域的運営推進機関では、2021年度の容量市場メインオークション（対象実需給年度：2025年度）について、2021年7月から参加登録受付を開始し、10月にメインオークションの応札受付を行ったところ。
- この度、業務規程および募集要綱に定めるところにより、約定結果を公表する。

<電力広域的運営推進機関 業務規程>

- （メインオークションの約定結果の公表）
- 第3 2条の1 8 本機関は、メインオークション募集要綱に基づき、次の各号に掲げる事項を本機関のウェブサイトへの掲載等の方法によって公表する。
- 一 約定総容量
  - 二 約定価格
  - 三 約定総額
  - 四 その他公表すべき事項

<容量市場メインオークション募集要綱（対象実需給年度：2025年度）>

- 第6章 落札電源および約定価格の決定方法
4. 約定結果の公表
- 本オークションの約定結果が判明した後、本機関は以下の情報を公表します。公表時期は、「第3章 募集概要 1. 募集スケジュール」をご参照ください。
- ・エリア毎の約定総容量、約定価格および約定総額（マルチプライスでの約定分を除く）
  - ・エリア毎のマルチプライスでの約定総容量および約定総額
  - ・落札電源毎の、当該電源の容量提供事業者名、電源ID（応札単位の附番（※））、落札容量
- ※ 応札した電源等に対して、容量オークションごとに設定

[変更内容]

- 本機関は、容量拠出金の未払い事業者へ催告すること、催告に応じない事業者の名称を公表するとともに経済産業大臣に報告することを規定<sup>(※)</sup>。
  - ※ なお、別途定款の規定に基づき、本機関として、指導・勧告・制裁等を行うことができる
- 容量拠出金の未払のある小売電気事業者は、経済的ペナルティにより容量拠出金に余剰が発生した場合に行う還元の対象外とする旨、規定。
- 本機関は、一般送配電事業者、配電事業者又は小売電気事業者に対して、容量拠出金の未回収分を含めて又は追加して請求できる旨、規定。

【定款第55条の2】<変更>

【業務規程第32条の41】<変更>

【業務規程第32条の42、第32条の43】<新設>

【業務規程第32条の44～第32条の48】<条番号の変更のみ>

### 3. 実需給期間に向けた請求・交付等の業務内容について

18

#### ⑥経済的ペナルティの還元と容量拠出金の未回収分の算定で用いるシェア配分値

- 第16回容量市場検討会において、容量確保契約金額に科された**経済的ペナルティの還元、および容量拠出金の未回収分**は、小売電気事業者の容量拠出金に反映<sup>※1</sup>することと整理している。
- 小売電気事業者の容量拠出金に反映するにあたり、シェア配分は容量拠出金の当該年度を通じたシェアがもととなるため、**年間12ヶ月間分のシェア配分をもとに算定**を行う。
- 具体的には、各月シェア配分の累計を当該年度の3月分まで用いて算定・精算<sup>※2</sup>を行う。

※1 具体的には、還元が未回収分を上回る場合は小売に還元し、還元が未回収分を下回る場合は小売から追加徴収することとしている。

※2 当該年度の翌年10月に還元等の精算を行う。また、容量拠出金の還元等の算定の対象は未払い事業者を除外する。

容量市場 説明会資料 (2023年3月) 追加オークション制度詳細説明会資料から抜粋

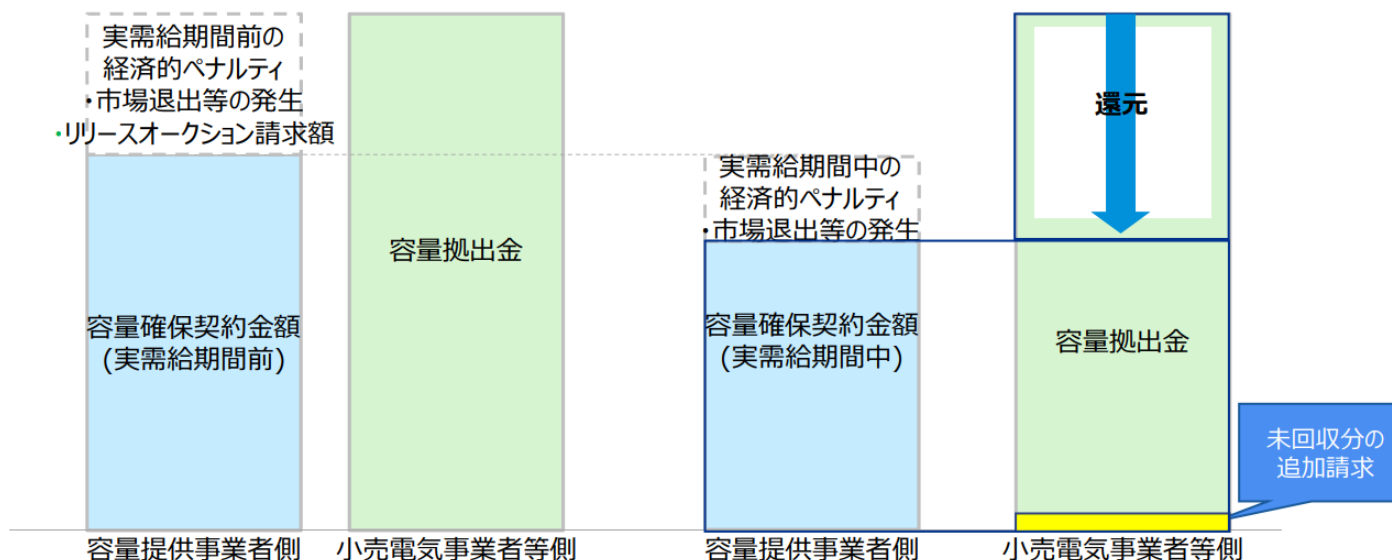
## 第9章 容量市場の取引や税務面について 未回収分の追加請求および還元について

131

小売電気事業者

一般送配電事業者等

- 未回収分の追加請求※1は、容量拠出金の未回収分を他の事業者から回収する取引です。
- 還元※2は、容量提供者側の取引の総額と、小売電気事業者等の取引の総額を一致させるための取引です。  
(経済的ペナルティの徴収等で生じた差額を調整し、小売電気事業者に配分するもの)
- 未回収分の追加請求、還元とも毎月月次で実施するもの※3ではなく、対象年度の取引終了後、一定の時期に一年度分をまとめて、精算を実施するものとなります。





- 
3. 供給計画に関する規定の変更（業務規程、送配電等業務指針）
- 供給計画届出等に関する変更

昨今のエネルギーをめぐる内外の情勢変化を踏まえ、電力の安定供給のため、供給計画等を通じて個別の電源の稼働状況や休止予定を従来以上に的確に把握する等、平時から需給管理の高度化を図ることが求められている。



このため、電気事業法施行規則の改正(※)により、供給計画において各電気事業者が、本機関に提出する情報として、供給計画の提出様式に調整力に関する計画書が追加、発電所発電・補修計画明細書が変更された。本機関は、追加情報を送配電事業者へ共有するとともに、これら供給計画の供給力等を基礎として需給バランス評価を一層的確に行うこととなる。

※ 2023年11月1日施行



これを踏まえ、電気事業法施行規則の改正に基づく提出情報の見直しを受けて、本機関が送配電事業者に共有する情報を変更するとともに、本機関が実施する需給バランス評価において基礎とする供給力の考え方を見直す。

#### [変更内容]

- 本機関が、2024年度以降の供給計画において会員から改正規則に基づいて追加・変更された調整力に関する計画書及び発電所発電・補修計画明細書を送配電事業者に共有する旨、追加。
- 本機関が実施する需給バランス評価において基礎とする供給力の考え方を見直し（※）、供給計画の供給力を基礎として評価する旨、規定。

※ これまで、需給バランス評価において、小売電気事業者が確保する供給力並びに発電事業者及び特定卸供給事業者の販売先未定の供給力を供給力の基礎としていたが、容量市場の実需給開始後は、小売電気事業者の供給力確保義務の位置付けが変更され、容量拠出金の支払いで義務履行が果たされるとの解釈になることを踏まえ、今後は、発電事業者等の供給計画の供給力等を基礎として評価するとの規定に見直し

【業務規程第26条、第28条、第29条、第32条】<変更>

【業務規程第28条の2】<新設>

【業務規程附則（平成29年9月6日）第9条】<変更>

【送配電等業務指針第13条、第14条】<削除>

\* 下線付きの条文は、変更の内容が「記載の適正化」のみの条文

## 対応の方向性② 需給管理・運用の高度化

- 需給ひっ迫の回避に向けて、供給力の管理をよりきめ細やかに行うため、電力広域機関において、**供給計画等を通じて個別の電源の稼働状況や休止予定を従来以上に的確に把握する等、平時から需給管理の高度化を図ること**としてはどうか。
- また、一般送配電事業者において、日々の需給運用に際してすべての電源を効率的・効果的に活用できるよう、**電源Ⅲ※の発電余力の把握やオンライン化を進めるなど、需給運用の高度化を進めること**としてはどうか。 ※一般送配電事業者からオンラインで調整できない火力等

### 1 供給計画のバージョンアップ

- ✓ 毎年度、すべての発電事業者が電力広域機関を通じて経済産業大臣に届け出る供給計画について、記載事項等の見直しを検討し、可能なものから速やかに実施。  
(検討事項例)
  - ・電源の設備の概要・稼働状況の報告
  - ・電源の休止予定の変更の報告

### 2 すべての電源の効率的・効果的な活用

- ✓ 一般送配電事業者が電源の発電余力や発電コストを的確に把握し、効率的・効果的に運用するための方策を検討し、可能なものから速やかに実施。  
(検討事項例)
  - ・発電計画への発電余力の記載、発電コストに関する情報提供
  - ・電源Ⅲのオンライン化

## 【参考】供給計画のバージョンアップ°

### 現行の供給計画

✓ 供給計画は、全国・供給エリアの需給バランスを一元的に把握・評価するためのものであり、発電事業者単位での供給力は把握できているが、**個別発電設備の供給力は基本的に把握できていない**。その結果、補修時期の調整といった業務が煩雑になっている。

✓ 休止の予定日について、幅を持たせた記載（例：2023年度末）での提出を行っているケースや休止日に変動が生じているケースがあるため、**具体の休止日を正確に把握できていない**場合がある。

### 対応の方向性

✓ 2023年度は、一定規模以上（10万kW以上の設備を想定）の電源については、供給計画の補足資料として、**発電事業者より個別の発電設備の供給力の提出を求め、よりきめ細やかに電力需給状況を把握する**。  
✓ 2024年度以降については、**供給計画の様式の変更も含め**、検討を進める。

✓ 2023年度以降、電力需給上の影響が大きい、10万kW以上の電源については、休止予定日が変更となった場合や、休止日が確定した場合に速やかに広域機関に対して報告することを求め、**従来以上に的確に休止日を把握することとする**。

- 
4. 予備電源制度に関する規定の変更（定款、業務規程、送配電等業務指針）
- 予備電源制度導入に伴う変更

大規模災害等による電源脱落や中長期的な需要の増加など追加供給力の確保を行う必要が生じたときに備える「準供給力」として、一定期間内に再稼働可能な休止電源を維持する予備電源制度の検討が開始された。



予備電源の調達等のプロセスの実施主体は、全国大での供給予備力の評価等に知見があり、供給エリアを跨いだ制度運営に適した本機関とすることが国の審議会で整理された（※1）。

また、本機関が一般送配電事業者から支払を受け予備電源維持運用者（※2）へ必要な費用を支払うスキームを整理するにあたり、当該支払等の仕組みとして、既存の電源入札等のスキーム（※3）を活用する方向（電源入札等の一類型と位置付け）で整理されたところ。

※1 第83回 総合資源エネルギー調査会 電力・ガス事業分科会 電力・ガス基本政策小委員会 制度検討作業部会

※2 予備電源の募集に対して落札した電気供給事業者

※3 容量市場等あらゆる手段を通じても供給力が不足した際に、セーフティネットとして広域機関が供給力を確保する仕組みのことで、予備電源制度と同様に託送料金負担で供給力を確保



これに対応するため、既存の電源入札等のルールの中に予備電源制度に関するルールを追加することで整備する。

## [変更内容]

- 予備電源制度については、既存の電源入札等に関する規定を予備電源制度を包含する内容に見直し、必要な修正を加えることで対応（※）。
  - 電源入札等を予備電源制度を包含する用語として再定義。
  - 予備電源は国からの実施要請に基づき手続き等を開始。
  - 国の審議会で示された方針等に則り基本要件を決定、募集要綱を策定し、電源等維持運用者を募集。
  - 有識者を含めた委員会で評価を行い、電源等維持運用者を決定することにより、休止中の火力等の電源を調達。
  - 費用支払等については、既存の電源入札等の規定が、原則、適用される。

※ 国の審議会ですべての予備電源制度は電源入札等の一類型として整理されたことを踏まえ、現行の電源入札等に係る規定を予備電源制度を包含した規定となるよう見直し

【定款第7条、第43条】<変更>

【業務規程第33条、第36条、第37条、第38条、第39条、第44条】<変更>

【送配電等業務指針第21条】<変更>

【送配電等業務指針第17条、第18条、第22条】<削除>

\* 下線付きの条文は、変更の内容が「記載の適正化」のみの条文



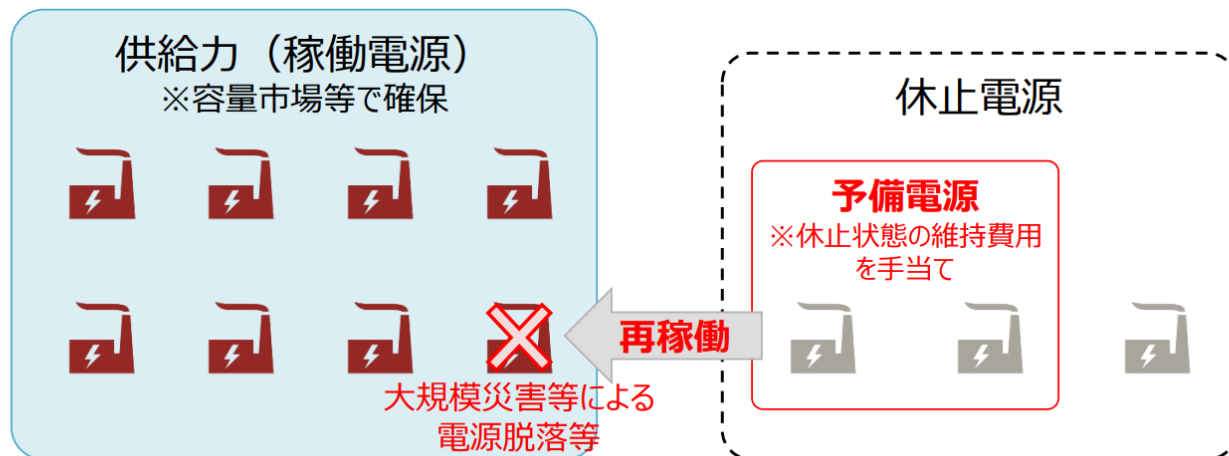
## これまでの御議論の振り返り①

第81回 制度検討作業部会（2023年6月21日）資料3から抜粋

### 1. 背景・制度概要

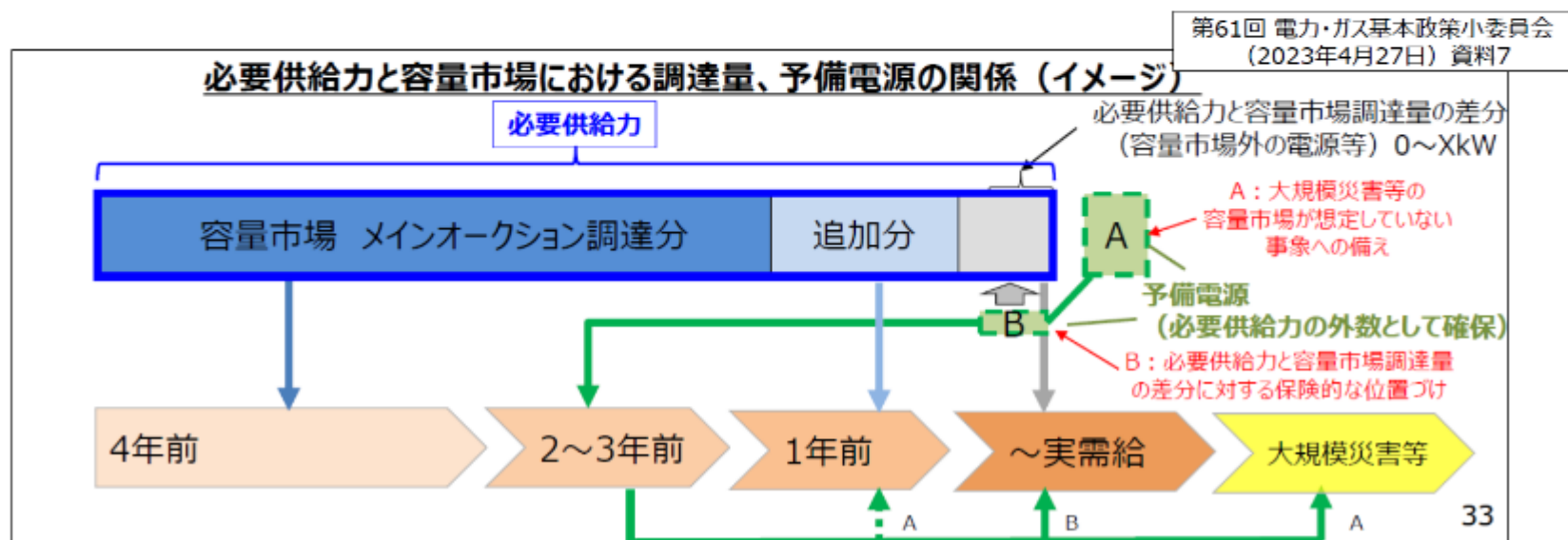
- 予備電源制度は、**緊急時にも必要な供給力が確保されるよう、一定期間内に再稼働が可能な休止電源を維持する枠組み**である。2022年3月の電力需給ひっ迫を受け、休止電源を活用した需給ひっ迫対応策として、議論が開始された。
- 大規模災害等による電源の脱落や、中長期的な需要増など、追加の供給力確保を行う必要が生じた際に、休止中の予備電源を稼働させることで、供給力不足を防ぐことが目的である。
- 予備電源は再稼働の判断がなされるまでは休止電源となるため、供給力とはならないが、再稼働した電源は供給力の内数となる。つまり、直ちに供給力を供出するものではないが、「準供給力」との位置付けとして考える。

### 予備電源の制度イメージ



## 論点1 予備電源の性質と立ち上げプロセスの関係

- 第61回電力・ガス基本政策小委員会 (4月27日) では、容量市場外の供給力を考慮した形という前提で、大規模災害等に備える予備電源 (イメージ図のA部分) と、実需給近傍の供給力を補完する予備電源 (イメージ図のB部分) の2つについて御議論いただいたところ。
- 第61回小委員会では、Aに当たる予備電源については、大規模災害等に備えることを基本としつつ、追加オークションへの参加を認める形で、Bに当たる予備電源については、追加オークション実施後の状況変化に対応することを念頭におく形で議論された。



## 実施主体における予備電源制度の位置付け

- 予備電源制度は、本作業部会での議論を経て、実施主体は電力広域的運営推進機関（以下、広域機関）とし、費用は託送負担と整理したところ。今後、広域機関が一般送配電事業者から支払を受け、予備電源を保有する発電事業者へ必要な費用を支払う具体的なスキームを検討していくこととなる。
- 他方、現状では、予備電源制度と同様に広域機関が実施主体となって託送料金負担で供給力を確保する制度として、「電源入札等」が存在しており、広域機関の規程類において、費目の整理等が既になされているところ。
- 電源入札等は、容量市場などあらゆる手段を通じても供給力が不足した際に、セーフティネットとして供給力を確保するもので、予備電源との間では、必要供給力の不足に対応するという共通点があると考えられる。
- 加えて、予備電源制度の運営にあたっては、既存の電源入札等のスキームを活用することで、予備電源制度に係る一般送配電事業者からの支払や、発電事業者に対する支払を円滑に進めることが可能となると考えられる。
- 以上を踏まえ、広域機関における支払等の仕組みとして、予備電源制度を電源入札等の一類型と位置付けることとしてはどうか。
- また、これに伴い、広域機関の定款など必要な規程類の整備を進めることとしてはどうか。

## これまでの御議論の振り返り⑥

### 6. 調達

- 調達エリアについては、**東エリア（北海道、東北、東京）と西エリア（中部、北陸、関西、中国、四国、九州）に分ける**ことを基本とする。なお、予備電源制度の開始以降、調達状況や高経年火力の立地の状況等を踏まえ、適宜見直すこととする。
- 制度適用期間は**2年間または3年を基本**として、検討を進めていくこととする。ただし、個別電源によって定期点検の期限が訪れるタイミング等が異なることから、期間設定は柔軟性を持たせることとする。
- 募集・調達タイミングについて、N年度実需給断面に向けた予備電源は、**原則N+1年度実需給向け容量市場メインオークションの約定結果公表後に募集・調達**することとする。ただし、当該タイミングでの募集・調達が行われた後であっても、必要量を満たせない場合など、必要に応じて追加的に予備電源を調達できることとする。また、制度開始年度については、2026年度までのメインオークションを終えていることを鑑み、別途議論することとする。
- 調達量について、**短期立ち上げの電源は100～200万kW程度、長期立ち上げの電源は200～300万kW程度**を調達することとする。
- 調達方式について、候補電源等が限定的となること、個別電源ごとに必要となる定期点検や修繕、立ち上げ時の燃料調達等の状況が大きく異なることを踏まえ、**価格以外も含めて評価する事業者提案（総合評価）方式**とする。
- 評価項目として、予備電源としての年間コストや事前に必要な修繕の内容や期間等の電源個別の事情に加えて、燃料種や全体の電源立地のバランス等の予備電源全体を見て判断すべき要素も設定し、後者を特に重視することとする。
- また、小委員会における火力政策の議論等を踏まえ、石油火力を優先的に確保していくこととする。加えて、フェードアウトを進めていく非効率石炭火力に対しても、安定供給を大前提に、予備電源の調達時に評価することとする。
- なお、募集にあたり、**その年の予備電源の調達方針を毎年度作成し、国の審議会で示していく**ことで、適切な調達を図ることとする。

- 
5. 一般送配電事業者及び配電事業者の系統運用等に関する規定の変更（業務規程、送配電等業務指針）
- 調整力の調達における需給調整市場への全面移行等に伴う変更

2016年度以降、一般送配電事業者及び配電事業者は、電力供給区域の周波数制御及び需給バランス調整を行うために必要な調整力を公募により調達している（※1）。

※1 一般送配電事業者が行う調整力の公募調達に係る考え方（2016年10月17日、経済産業省）



2024年4月からは公募による調整力の調達（電源Iなど）が廃止され（※2）、一般送配電事業者及び配電事業者は、需給調整市場で広域調達する調整力、及び余力活用契約に基づく電源の余力活用（※3）により、需給調整や混雑処理等を実施することになる。

※2 沖縄エリアは調整力公募が継続

※3 ゲートクローズ後に周波数制御・需給バランス調整、系統運用等を実施する際に、ゲートクローズ前の発電事業者等の計画策定に支障を与えないことを前提に、余力を一般送配電事業者が活用できる仕組み



これに伴い、一般送配電事業者及び配電事業者が需給調整や混雑処理等のために行う措置に関する記載を見直す。

## [変更内容]

- 調整力の調達を需給調整市場に全面移行するに伴い、調整力公募で用いられた電源等の区分（電源Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ）が廃止されることを踏まえ、一般送配電事業者及び配電事業者による需給調整や混雑処理等に用いる発電設備等に関する記載を、以下のとおり見直し。

(1) 一般送配電事業者及び配電事業者が調整力としてあらかじめ確保する発電設備等(※1)

※1 需給調整市場約定分（上げのみ）、及び余力活用契約を締結した電源（上げ・下げ）。概ね旧電源Ⅰ・Ⅱに相当

(2) 一般送配電事業者及び配電事業者が調整力としてあらかじめ確保していない発電設備等(※2)

※2 概ね旧電源Ⅲに相当

## 【業務規程第2条】&lt;変更&gt;

【送配電等業務指針第153条、第153条の2、第154条、第155条、第165条、第169条、第170条、第173条、第174条、第221条】  
<変更>

第86回 調整力及び需給バランス評価等に関する委員会（2023年5月29日）資料2から抜粋

2024年度以降の供給力計上の扱いについて

2

- 2024年度以降 $\Delta kW$ は需給調整市場において一次～三次②に細分化され調達されることとなる。
- 本資料では需給調整市場で調達した $\Delta kW$ の供給力計上の扱いについて整理する。

(参考) 調達方法の変遷 24

年度	2019	2020	2021	2022	2023	2024~ (容量市場開設※)
商品			需給調整市場 三次② (広域)	需給調整市場 三次① (広域)		需給調整市場 (広域) 需給調整市場 (エリア内) 需給調整市場 一次 (広域調達は検討中)
需給調整市場の商品						
電源 I -a (kW)	エリア内公募 (年間)					容量市場 (オークションは4年前)
電源 I -b (kW)	エリア内公募 (年間)			広域調達 (年間)		容量市場 (オークションは4年前)
電源 I' (kW)	エリア内公募 (年間)					容量市場 (オークションは4年前)
電源 II	エリア内公募 (随時)					余力活用
電源 II'	エリア内公募 (随時)					余力活用
ブラックスタート	電源 I 公募時に公募					公募 (公募は4年前)



6. ローカル系統へのノンファーム型接続導入等に伴う規定の変更（業務規程、送配電等業務指針）
- 6－1．平常時におけるローカル系統混雑時の出力制御等に関する変更
  - 6－2．混雑緩和希望者提起によるローカル系統増強プロセスに関する変更

脱炭素社会の実現に向けた再生可能エネルギーの導入拡大のため、系統混雑が発生した場合に出力制御に応じることを条件に、系統増強を待つことなく新規接続を許容するノンファーム型接続を進めている。



ノンファーム型接続については、2021年1月から基幹系統（※1）に適用している。ローカル系統（※2）に対しては2023年4月に受付を開始し、2024年度以降の運用開始（系統混雑時の出力制御を含む）を予定している。

また、ローカル系統へのノンファーム型接続の導入に伴い、平常時の系統混雑により出力制御が発生する一方で、費用便益評価の結果、系統が増強されない場合を念頭に、混雑緩和希望者提起による系統増強プロセス（混雑緩和プロセス）を本機関で検討することが、国の審議会（※3）で整理された。

- ※1 一般送配電事業者の供給区域内の最上位2電圧（ただし、沖縄電力については、132kV）の流通設備（変圧器については、一次電圧により判断）、及び一般送配電事業者又は配電事業者が指定した流通設備
- ※2 2023年4月からのローカル系統へのノンファーム型接続の適用をもって、原則全ての特別高圧系統にノンファーム型接続が適用される（ただし、配電用変圧器や配電設備を除く）
- ※3 総合資源エネルギー調査会 電力・ガス事業分科会 再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会



本検討結果を踏まえ、平常時におけるローカル系統混雑時の出力制御及び新たな混雑緩和プロセスに関するルールを整備する。

[変更内容]

- ローカル系統へのノンファーム型接続導入に伴い、基幹系統において平常時に混雑が発生する場合の出力制御順序をローカル系統にも適用（※）する旨、規定。

※ 再給電方式（一定の順序）の出力制御順に基づく。ただし、ローカル系統のノンファーム電源については、送配電事業者による再給電方式による実需断面の出力制御ではなく、計画断面での計画値変更により混雑処理を行う。

【送配電等業務指針第153条の2】<変更>

(参考) 適用系統・電源と制御対象・方法の整理

(出所) 系統ワーキンググループ (第44回) 資料1-1 (2023年2月) を基に一部追記

	基幹系統混雑			ローカル系統混雑			系統図
	①適用系統	②適用電源	③制御対象	①適用系統	②適用電源	③制御対象	
基幹系統 (上位2電圧)	2021.1 基幹系統	2022.4 全電源	(調整電源活用) 2022.12 (一定の順序)* 2023.12	2023.4 ローカル系統	2023.4 全電源	全電源	<p>基幹系統 ローカル系統 配電系統</p>
ローカル系統 ※上位2電圧以外かつ配電系統として扱われない系統		2023.4 全電源			全電源	全電源	
配電系統 (高圧以上)		2023.12以降 必要に応じて拡大					
配電系統 (低圧)			10kW未満		10kW未満		
④制御方法	再給電方式			再給電方式 (一定の順序) の出力制御順に基づく制御 (一律制御の対象は計画値変更)			

※再給電方式 (一定の順序) は2023年12月28日に運用開始予定

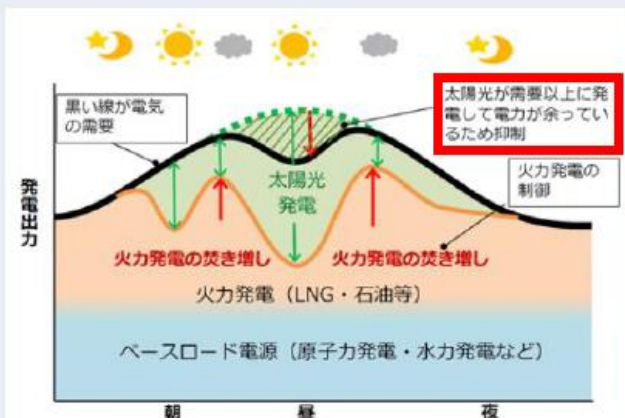
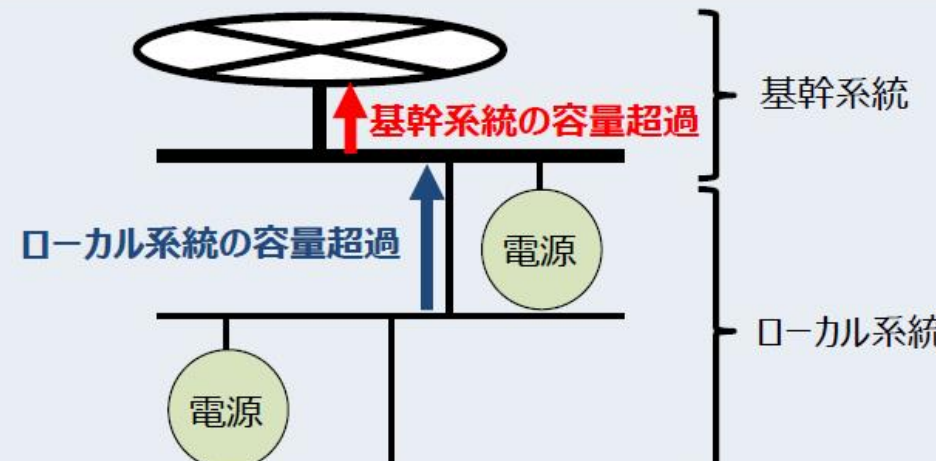
## (1) 制御対象・制御方法

- 基幹系統においては、S+3Eを考慮したメリットオーダーによる混雑処理を実施する再給電方式が行われる。一方、ローカル系統においては、第62回 広域系統整備委で検討が行われ、基幹系統と異なる特徴を有している点を踏まえ、ノンファーム型接続適用電源（以降ノンファーム電源）のみを制御対象とする一律制御を基本としつつ、国と広域機関で連携して更に検討していくこととされた。
- これを受けて、第45回 再エネ大量導入小委において、ローカル系統においても、調整電源（火力等）が接続する系統では、基幹系統と同様、S+3Eを考慮したメリットオーダーによる混雑処理を行うことが適切であり、引き続き混雑処理方法を検討することとした。
- そこで、基幹系統と比べて調整電源が少なく、再エネの接続が多いという固有の特徴を持つローカル系統においても、S+3Eを考慮したメリットオーダーによる混雑処理方法として、本小委員会で決定した基幹系統の**再給電方式（一定の順序）と同様の出力制御順、出力制御方法で制御することを基本としてはどうか。**
- その上で、ノンファーム電源については、再給電方式による実需給断面での出力制御でなく、計画断面での計画値変更による出力制御を採用した上で、ローカル系統及び配電系統（ただし、低圧10kW未満除く）に接続する電源を制御対象とすることを基本としてはどうか。

### 【再給電方式（一定の順序）による出力制御ルール】

出力制御順	出力制御方法
① 調整電源の出力制御	メリットオーダー
② ノンファーム型接続の一般送配電事業者からオンラインでの調整ができない電源の出力制御	一律
③ ファーム型接続の一般送配電事業者からオンラインでの調整ができない電源の出力制御	メリットオーダー
④ ノンファーム型接続のバイオマス電源（専焼、地域資源（出力制御困難なものを除く））の出力制御	一律
⑤ ノンファーム型接続の自然変動電源（太陽光、風力）の出力制御	一律
⑥ ノンファーム型接続の地域資源バイオマス電源（出力制御困難なもの）及び長期固定電源の出力制御	一律

第48回 再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会 (2022年12月27日) 資料1から抜粋

	① 需給バランス制約 (需給制約) による出力制御	② 送電容量制約 (系統制約) による出力制御 (基幹系統) (ローカル系統)
出力制御ルール	<p>出力制御ルール</p> <p>出力制御順</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 火力(石油、ガス、石炭)の出力制御、揚水の活用</li> <li>② 他地域への送電 (連系線)</li> <li>③ バイオマスの出力制御</li> <li>④ <b>太陽光、風力の出力制御</b></li> <li>⑤ 長期固定電源※ (水力、原子力、地熱) の出力制御</li> </ul> <p>※出力制御が技術的に困難</p>	<p>再給電方式 (一定の順序) の出力制御順に基づく一律制御 (計画変更)</p> <p>出力制御順</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 調整力(火力等)(電源 I)、火力等(電源 II) の出力制御、揚水の揚水運転、貯蔵装置の充電</li> <li>② ノンファーム火力等(電源 III) の出力制御</li> <li>③ ファーム火力等(電源 III) の出力制御</li> <li>④ ノンファームバイオマス(専焼、地域資源 (出力制御困難なものを除く)) の出力制御</li> <li>⑤ ノンファーム太陽光、風力の出力制御</li> <li>⑥ その他のノンファーム電源※ の出力制御</li> </ul> <p>※地域資源(出力制御困難なもの)及び長期固定電源</p>
出力制御の発生イメージ		

## [変更内容]

- ローカル系統へのノンファーム型接続導入後の、混雑緩和希望者提起による新たな系統増強プロセス（混雑緩和プロセス）<sup>(※)</sup>の導入について規定。

※ 平常時の系統混雑により出力制御が発生する一方で、費用便益評価が1を下回り、一般負担での系統増強が行われない場合に、ローカルノンファーム導入によるメリットを毀損しないことを前提に、効率的な設備形成を補完する限定的スキーム

- ・ローカル系統が対象
- ・増強を希望する発電事業者による費用負担を基本
- ・混雑処理においては、他のノンファーム電源と同様の扱い

【業務規程第96条の2～第96条の5】<新設>

【送配電等業務指針第106条、第111条、第120条、第122条の7】<変更>

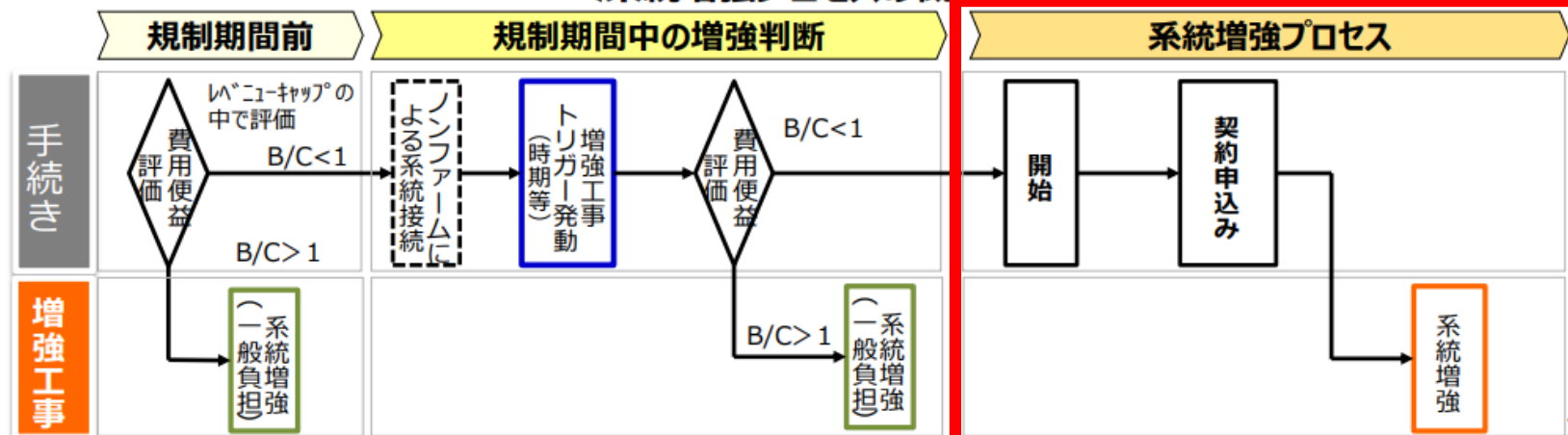
【送配電等業務指針第131条の2～第131条の26】<新設>

\* 下線付きの条文は、変更の内容が「記載の適正化」のみの条文

### 論点⑤ 混雑緩和スキーム

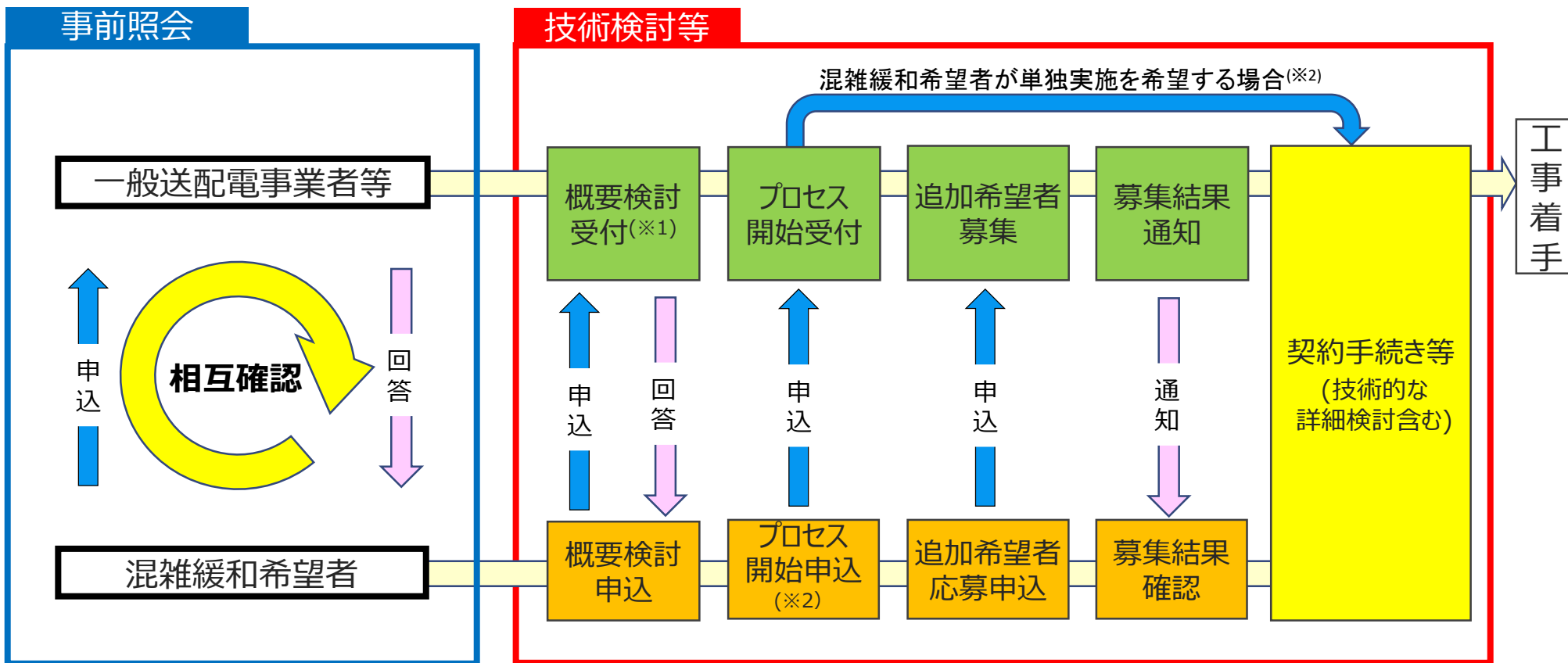
- ローカル系統については、一般送配電事業者がレベニューキャップ規制期間前の費用便益評価 ( $B/C > 1$ ) により増強計画を立案し、一般負担で設備増強を行う。
- 期中において当初想定していなかった一般負担による設備増強の必要が生じた場合には、費用便益評価等の妥当性を確認した上で、レベニューキャップ制度において、拡充投資計画の必要な見直しを行うなど、収入上限の期中調整の中で対応することとしてはどうか。
- なお、将来的に、ノンファーム型接続の増加により出力制御が行われる場合において、再エネの接続が多い系統においては費用便益評価が1を下回り、系統増強が行われない可能性もある。このような系統については、ローカルノンファーム導入後の混雑緩和スキームとして、電源接続案件一括検討プロセス（一括検討）のような系統増強プロセスについて、一括検討を整理してきた広域機関で必要性も含めて詳細検討することとしてはどうか。
- また、混雑緩和スキーム以外にも、蓄電池や上げDR、ダイナミックレーティング等の技術を活用し、混雑を緩和する方法があるが、これら技術を活用した混雑緩和手段についてどう考えるか。

#### <系統増強プロセスの概要>





第69回 広域系統整備委員会 (2023年8月9日) 資料2の図から抜粋 (一部編集)



※1 概要検討については、本機関での受付も可

※2 混雑緩和希望者は、単独で実施するか追加希望者を募集するかを選択可。単独で実施する場合は、一般送配電事業者等は追加希望者の募集を省略

## 3. まとめ

13

- 本プロセスについて、本日の審議をもって全体の整理が完了することから、詳細な運用ルールの整理や関連する規程類の改定などの2024年度の運用開始に向けた準備を進めていく。

項目		詳細整理における課題	これまでの議論内容
①位置付け	本プロセスの位置付け 基本的考え方	<ul style="list-style-type: none"> <li>一般送配電事業者の費用便益評価に基づく増強と本プロセスとの関係</li> <li>本プロセスによる系統増強の基本的な考え方</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ローカルノンファーム導入によるメリットを毀損しないことを前提に、費用便益評価に基づく効率的な設備形成を補完する限定的スキーム</li> </ul>
②対象系統	系統増強の対象範囲	<ul style="list-style-type: none"> <li>本プロセスの対象とする適用系統の範囲</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ローカル系統を対象とする</li> </ul>
③対象電源	本プロセスの対象電源	<ul style="list-style-type: none"> <li>本プロセスの活用対象となる電源（接続する系統の電圧階級など）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ローカル系統と配電系統（高圧以上）に接続する電源とする</li> </ul>
④系統増強	増強規模の考え方	<ul style="list-style-type: none"> <li>系統増強を行う際の増強規模の考え方</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>系統全体の効率的な設備形成を阻害しないことを前提に、一般送配電事業者が発電事業者のニーズを考慮しつつ、系統状況や増強・改修の既計画との整合性等も勘案して増強内容を検討</li> </ul>
	増強内容の検討方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>効率的な設備形成を前提とする増強内容の検討方法</li> </ul>	
⑤費用負担	費用負担の在り方	<ul style="list-style-type: none"> <li>系統増強に係る費用の負担者の考え方</li> <li>費用負担者の扱い</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>増強を希望する発電事業者の負担を基本</li> <li>本プロセス後においても、系統利用のルールに基づき他のノンファーム電源と同様の扱い</li> </ul>
⑥開始基準	本プロセスの開始基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>発電事業者希望に基づく系統増強の規律（開始基準）の考え方</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>本プロセス開始前に、発電事業者の混雑緩和に対して系統増強が有効であるか等を確認するステップを設定する。</li> </ul>
⑦その他	手続き・規程類	<ul style="list-style-type: none"> <li>具体的な手続きの整理</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>現行のアクセス手続きを基本に、本プロセスの特徴を踏まえて整理（スライド9,10）</li> </ul>

7. 総会への政府職員の出席及び役員を選任に関する規定の変更（定款）

- 総会への政府職員の出席に関する規定の変更
- 役員を選任に関する規定の変更

本機関は、容量市場・長期脱炭素電源オークションの運営、特に重要な送電線に対する貸付業務、FIT/FIP制度に関する賦課金の徴収・交付金の交付、容量拠出金の請求に関する業務など国の審議会からタスクアウトされる業務が急増、複雑化・多様化している。



本機関の最高意思決定機関である総会に、経済産業大臣が指名する政府職員が出席し、公益を代表する立場で意見を述べる事ができる旨、電気事業法<sup>(※1)</sup>で規定されている。また、業務や課題に精通し、的確な指導・監督を行う理事の人選がますます重要となっている。

※1 電気事業法第28条の32（政府職員の会議への出席）



- ・定款に規定されている総会への政府職員の出席について、その重要性を考慮し、電気事業法との整合及び明確化のため規程の見直しを行う。
- ・また、本機関の業務運営に関しては、有識者による評議委員会・運営委員会、国の審議会等<sup>(※2)</sup>によるチェック、役員の新規就任規制、役員行動規範の遵守等が定められるなど、中立性・公平性を担保する措置が講じられていることも踏まえ、本機関の理事について、継続的に専門性と指導力を兼ね備えた人材を中長期的に確保していくため、国の審議会<sup>(※2)</sup>での整理を踏まえ、理事の選任に関する規定を見直す。

※2 総合エネルギー調査会 電力・ガス事業分科会 電力・ガス基本政策小委員会 電力広域的運営推進機関検証ワーキンググループ

[変更内容]

- 本機関の総会への政府職員の出席に関する規定について、電気事業法との整合及び明確化の観点から記載ぶりを見直し（「経済産業省の職員」⇒「経済産業大臣が指名する政府職員」）。
- 専門性と指導力と兼ね備えた人物本位の理事を選任する観点から、理事を、送配・小売・発電の電気事業者各グループから1名ずつ選任とする現行規定を削除（※）。

※ 上記にあたり、同一の事業者又は事業者の役職員であった者から2名以上を選任することは不可とする現行規定は維持

【定款第27条、第29条】<変更>

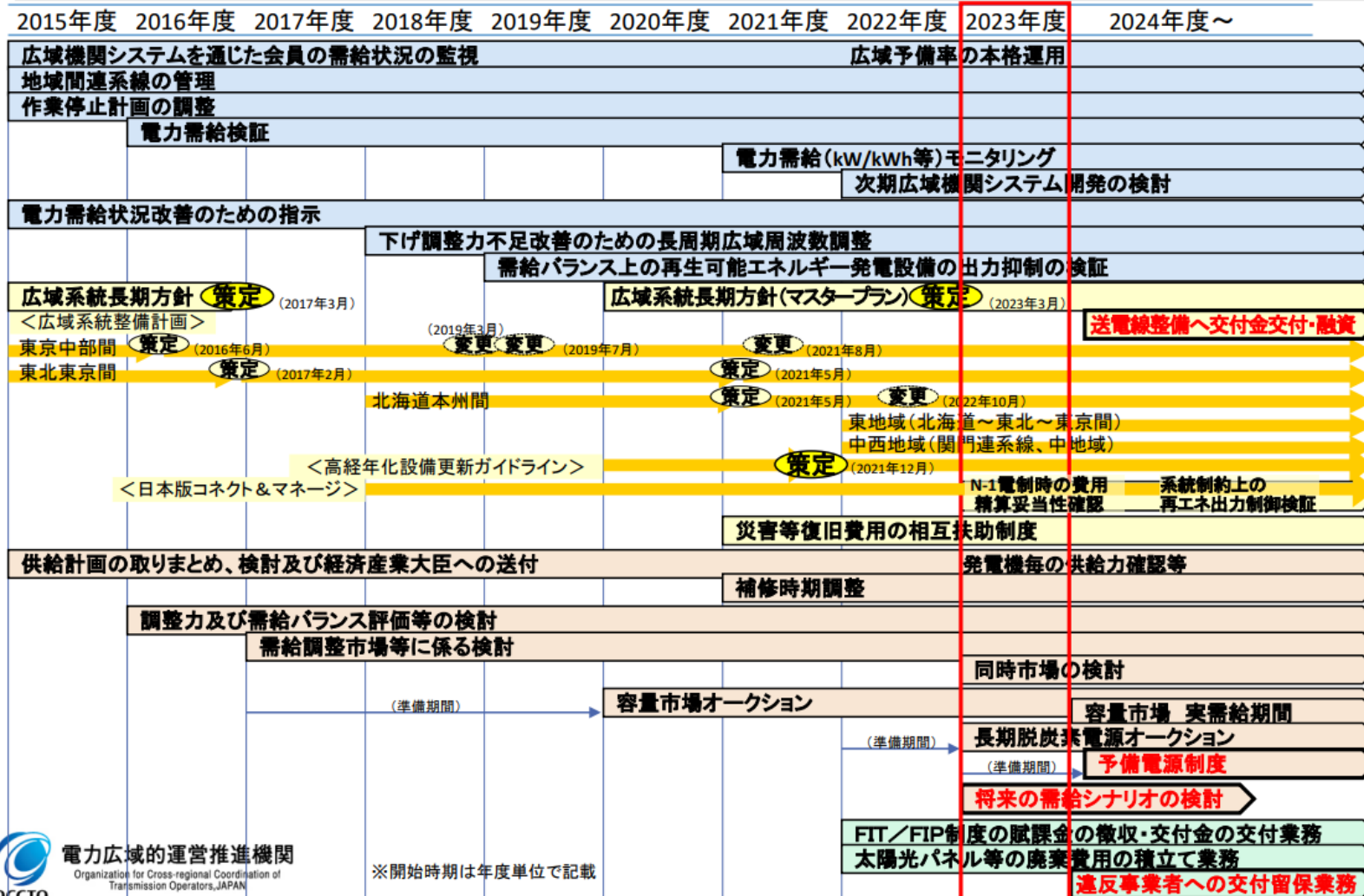
## 理事選任規定の見直し

- 送配電、小売、発電の各グループから1名ずつ理事を選任するよう求める定款の規定は、業務の中立性確保の観点から、送配電、小売、発電の各グループのいずれか1つが他に比べて突出した影響力を持たないようにすることを目的としている。
- これは、電力システム改革の結果、新たに設立された電力広域機関において、業務の中立性・公平性について、少しでも疑念を生じることのないよう、極めて厳格に理事選任のルールを定めるものであった。
- その後、設立から8年を経て、業務の中立性・公平性は十分に確保されている一方、業務が飛躍的に拡大。業務の複雑化・多様化により、理事に求められる専門性も増しており、各分野に精通した理事を選任することが難しさを増している。
- 一方で、設立当初に比べ、会員構造が変化し、送配電、小売、発電のうち、複数を兼業する事業者が増加するなど、各事業ライセンスに応じて理事のバランスを維持する必要は低下している。
- このため、電力広域機関において、公正・中立を大前提に、専門性と指導力を兼ね備えた人材を中長期的に確保していく観点から、理事の選任の在り方に関する現行規定を見直すこととしてはどうか。
- 具体的には、送配電、小売、発電の各グループから1名ずつ理事を選任するよう求める規定を削除することとしてはどうか。

## (参考) 本機関の業務追加の状況

7

■ 本機関は年を追うごとに業務の幅を広げ、**2020年度以降、より業務が複雑・多様化**している。

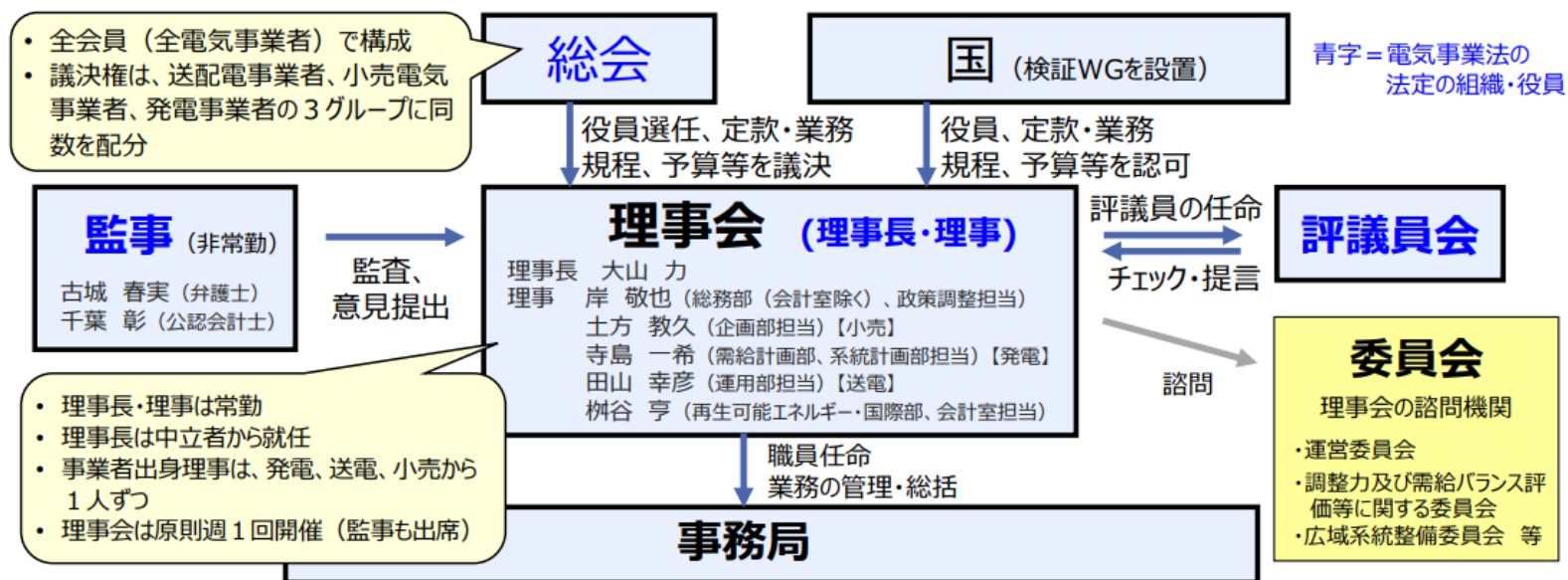


1. 組織運営・ガバナンスの強化

(4) 理事会を核とした多層的ガバナンスの実効性向上

11

- 本機関は理事毎に所掌部門を設定しているが、**運営に係る重要事項は、理事長、理事、監事が参加する理事会により決定**している。各理事は理事会の審議に先立ち、他部門の業務や制度設計の説明を幅広く受け、自らの所掌にとらわれず積極的に意見交換を実施している。
- また、本機関は**理事会の他、総会による議決**（議決権は発電、送電、小売に同数を配分）、**国の認可、有識者による評議員会、運営委員会、国の電力広域的運営推進機関検証ワーキンググループ**（以下、検証WG）等により、**多層的にチェックするガバナンスが構築**されている。
- 一方、本機関の業務拡大、複雑・多様化に伴い、専門性と指導力を兼ね備えた理事の人材を中長期的に確保していくことが益々重要になっている。（注）



(注) 第5回検証WGや第8回本委員会の資料では「現在役員について、送配・小売・発電各グループから選出する場合は各グループより1名ずつ着任する仕組みとしているが、中立性が確保されることを前提とした上で、よりよい人材を確保する観点から、継続的に検討する必要。」とされており、引き続き検討が必要。



## 8. その他規定の変更（業務規程、送配電等業務指針）

- 補正料金算定インデックスの公表終了に伴う変更、業務効率化を目的とした手続方法の変更等

## [変更内容]

- 2024年度以降、需給ひっ迫時に適用される補正インバランス料金において、補正料金算定インデックスを用いた算定から広域予備率をもとにした算定へ変更することを踏まえ、本機関から一般送配電事業者への補正料金算定インデックスの通知に関する附則を削除。
- 業務効率化を目的とした手続方法の変更（電磁的方法による手続きも可とする旨を追記）。
- その他記載の適正化（業務規程と送配電等業務指針との間での規定の整理・移設、字句修正等）。

【業務規程第5 1条の2、第5 3条、第5 5条、第5 6条の3、第5 9条、第5 9条の2、  
第6 4条の7、第6 9条、第7 1条、第7 2条、第1 1 1条、第1 1 4条、  
第1 7 5条】<変更>

【業務規程附則（令和3年6月24日）第3条】<削除>

【送配電等業務指針第2 0条、第2 1条、第4 2条、第4 7条、第7 4条、第8 1条、  
第8 3条、第8 5条、第8 8条、第8 8条の2、第9 6条、第9 9条、  
第1 0 5条、第1 1 0条～第1 1 2条、第1 2 0条の2、第1 2 0条の3、  
第1 2 2条の2、第1 2 2条の4、第1 2 2条の9、第1 2 2条の1 1、  
第1 2 3条の2、第1 2 3条の4、第1 2 3条の9、第1 8 2条、  
第1 8 4条】<変更>

\* 下線付きの条文は、変更の内容が「記載の適正化」のみの条文